



# 都市計画マスタープラン

---

TOMIGUSUKU CITY MASTER PLAN

【第2版】

平成29年3月



# 目 次

## 導入編

第1章 都市計画マスタープランの改定について.....	1
1-1 計画策定の目的.....	1
1-2 計画の位置づけと役割.....	5
1-3 計画の目標年次及び対象区域.....	6
1-4 計画の構成.....	6
第2章 都市構造上の課題.....	7
2-1 本市の基本的な状況.....	7
2-2 これまでの都市計画マスタープランに係る施策とその成果.....	12
2-3 都市構造に係る現況の整理.....	13

## 全体構想編

第3章 都市づくりの目標.....	31
3-1 本市の将来像.....	31
3-2 将来フレーム.....	32
3-3 都市づくりの目標.....	33
第4章 将来の都市構造と土地利用.....	39
4-1 将来都市構造.....	39
4-2 土地利用構想.....	44
第5章 分野別方針.....	49
5-1 市街地・拠点に関する方針.....	49
5-2 道路・交通に関する方針.....	54
5-3 水・緑に関する方針.....	58
5-4 防災に関する方針.....	64
5-5 街並み・景観に関する方針.....	68
5-6 福祉に関する方針.....	71

## 地域別構想編

第6章 地域区分.....	73
6-1 地域区分の考え方.....	73
第7章 地域別方針.....	75
7-1 東部地域に関する方針.....	75
7-2 中央地域に関する方針.....	83
7-3 西部地域に関する方針.....	91
7-4 西海岸地域に関する方針.....	99

<b>第8章 都市づくりの推進方策</b> .....	107
8-1 市民参加の都市づくり .....	107
8-2 施策の計画的な具体化 .....	108
8-3 都市計画マスタープランの進行管理 .....	109

# 《導入編》



# 第1章 都市計画マスタープランの改定について

## 1-1 計画策定の目的

### ①都市計画マスタープラン策定の目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本方針」を差し、具体的には、市町村の都市計画の指針として、土地の使い方や、道路、公園、下水道などの都市施設、自然環境、景観といった都市を構成する様々な要素について、長期的な視点から基本方向を定めたものである。

本市では、平成21年3月に「豊見城市都市計画マスタープラン」（以下、「現行プラン」という。）を策定し、現行プランは、「自然環境の保全・活用」、「計画的な市街地整備」、「本市の核となる中心市街地の形成」を本市の課題として位置づけ、個性ある魅力的な本市の都市づくり、まちづくりを推進するための方針を定めたものである。なお、まちづくりの推進にあたっては、住民、事業者、行政の協働が不可欠であり、住民が主体となったまちづくりの推進を目指す上で、重要な役割を担うプランであった。

### ②改定の目的

平成21年3月に現行プランを策定して以降、沖縄県（以下、「本県」という。）の沖縄21世紀ビジョンや那覇広域都市計画区域マスタープラン、本市の第4次豊見城市総合計画、第4次豊見城市国土利用計画などの上位計画及び豊見城市城址跡地利用基本計画などの関連計画の策定、新庁舎建設事業の進捗など本市を取り巻く情勢は変化している。都市計画マスタープランは本市の都市づくりの指針となるため、これらの情勢の変化を的確に捉え、現行プランの改定（以下、「本プラン」という。）を行うものである。

平成21年以降の本市の主な状況変化は、次のとおり。

図表 平成21年以降の主な状況変化

#### ①上位・関連計画の策定

##### [沖縄県]

- 沖縄21世紀ビジョン（平成22年3月策定）
- 那覇広域都市計画区域マスタープラン（平成22年8月策定） など

##### [豊見城市]

- 第4次豊見城市総合計画（平成23年3月策定）
- 第4次豊見城市国土利用計画（平成24年3月策定）
- 西海岸地区整備基本構想（平成25年2月策定）
- 中心市街地活性化計画検討調査（平成25年3月策定）
- 豊見城城址跡地利用基本計画（平成26年3月策定）
- 豊見城市人口ビジョン及び豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略計画（平成28年3月策定） など

#### ②プロジェクトの着手・完了

- 国際物流特区（平成26年6月指定）
- 新庁舎建設事業（平成26年度基本構想及び基本計画策定し建設に着手）
- 西海岸地区活性化事業（平成26年度着手）
- 沖縄西海岸道路 豊見城道路・糸満道路（平成28年度全線開通予定）
- 県道東風平豊見城線（平成30年度事業完了予定）
- 那覇空港第2滑走路増設（平成31年度事業完了予定）
- 那覇空港自動車道 豊見城・名嘉地 IC～那覇空港 IC（着手後概ね10年を目標） など

### ③改定のポイント

本県の中南部都市圏では 21 世紀ビジョンの策定以降、本市を取り巻く情勢は変化している。この変化に対応していくためには、本市の独自ビジョンを定め、どのような取組を行い、いかに地域の特性を活かした都市形成を図っていくかについて考える必要がある。さらには、県都那覇市の隣接都市として、県内の広域的な役割や価値を見出していくことが重要である。

そこで、次の「①市の自立性・求心力を高める都市づくり」と「②広域都市圏の一体的な発展に貢献する都市づくり」を大きなテーマとして、将来都市構造や具体的な取組を本プランに反映する。

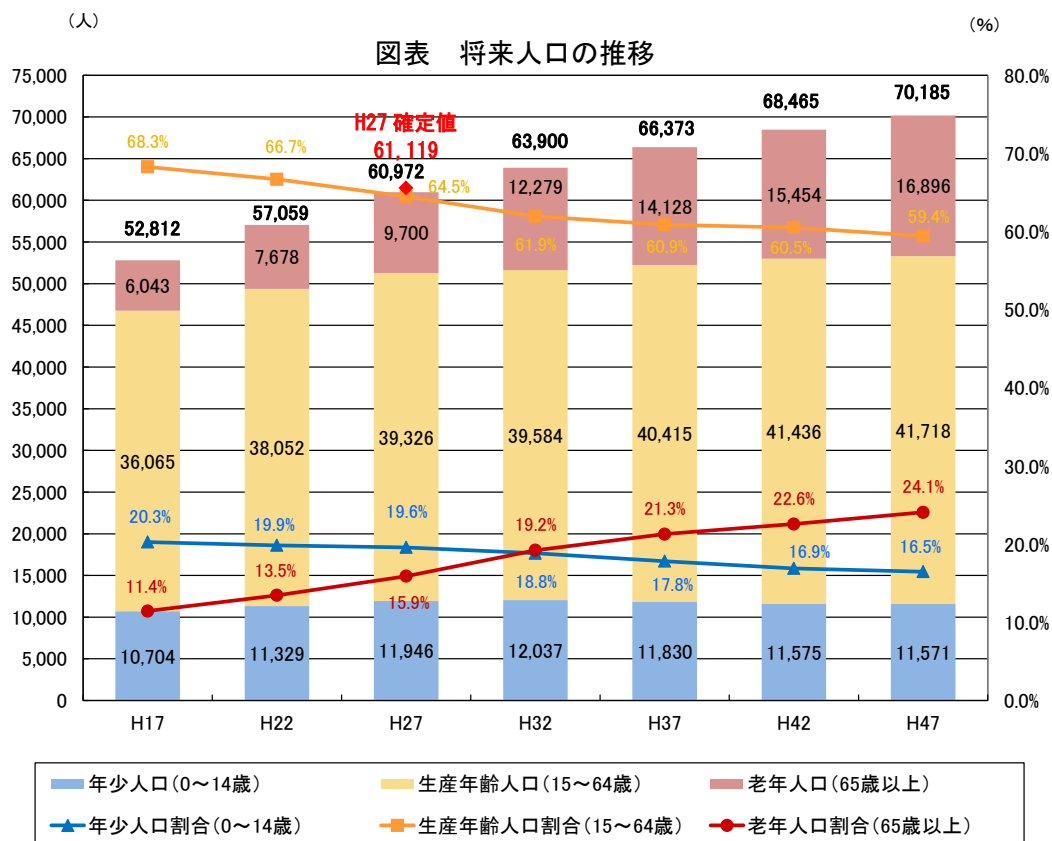
### [都市づくりの基本方向]

#### テーマ①「市の自立性・求心力を高める都市づくり」

##### 《人口増加への対応》

全国的に人口減少及び高齢化時代に突入しているなか、本市においては、依然として人口増加（国勢調査 H17～H27 期間の 10 年で約 8,300 人増加）の傾向にある。また、将来人口の推移（国勢調査 H22 を基準としたコーホート要因法による推計）をみると、今後もしばらくの間人口増加が見込めるものの、少子・高齢化の進展が予想される。

第 4 次豊見城市総合計画では、このような見通しを踏まえつつ、各種施策の進捗により人口推計を上回る目標（平成 32 年：概ね 70,000 人）を掲げている。また、豊見城市人口ビジョン及び豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略計画においても、70,000 人を将来目標に設定している。そのため、今後の住宅需要の受け皿づくりや少子・高齢社会に対応すべく、若者世代の定住促進や高齢者にやさしい都市づくりを進めていく必要がある。



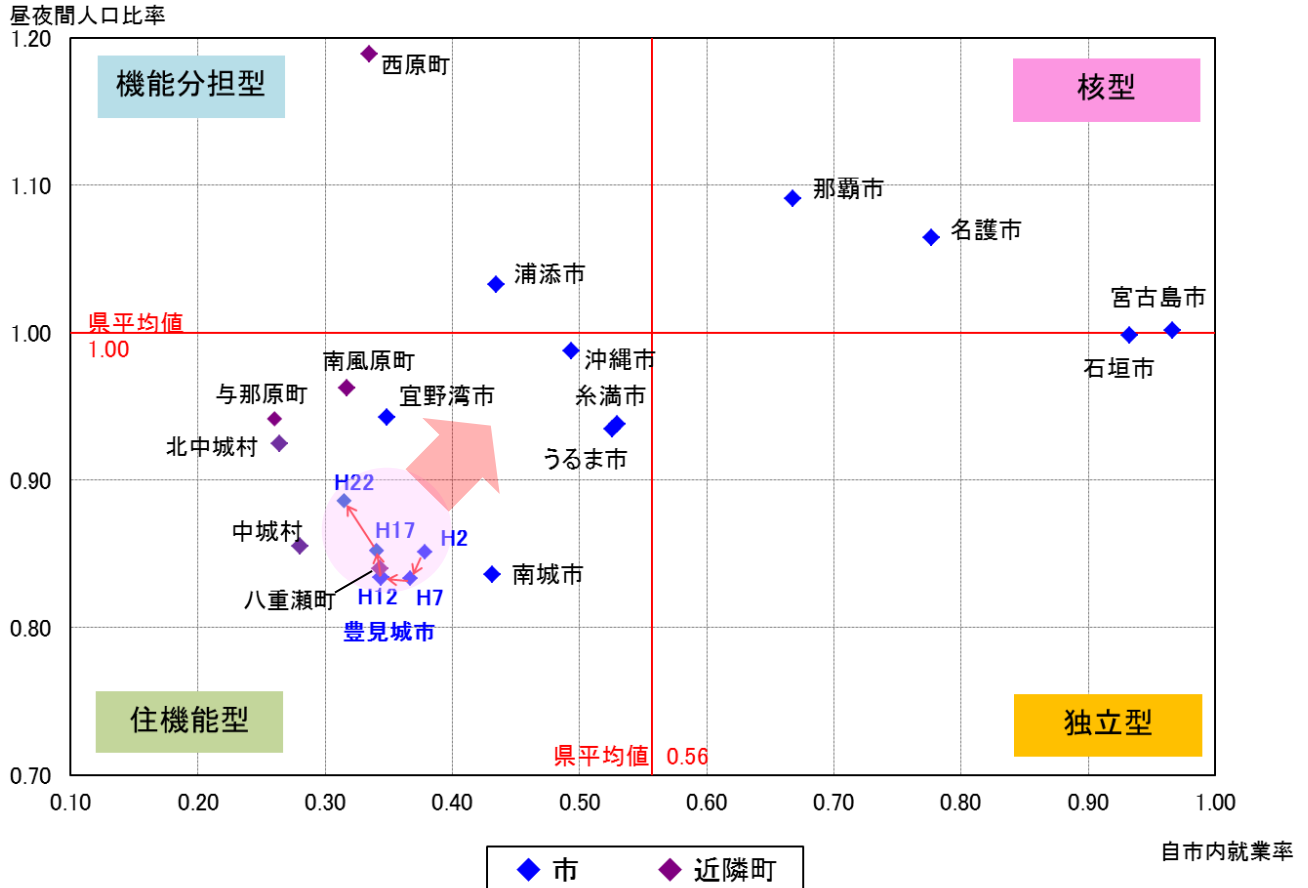


## 《市の自立性・求心力の向上》

本市は、豊崎の新市街地の形成により、人口増加など都市として着実に成長している。しかしながら、就業面や商業面で那覇市などの周辺都市への依存度が高く、経済的な自立性や求心力は低い状況にある。

そのため、都市構造の課題を踏まえ、都市に不足する機能（就業、商業、公共交通 など）の確保などを通じ、職住近接による自立性・求心力を高める都市づくりを進める必要がある。

図表 自市内就業率と昼夜間人口比率の状況



注：H22 国勢調査をもとに作成

## [都市の性格]

- 核型：生活圏における中心都市として機能
- 独立型：1都市である程度独立した生活圏を形成
- 住機能型：周辺都市などの住宅都市として機能
- 機能分担型：職などの機能に特化

## テーマ②「広域都市圏の一体的な発展に貢献する都市づくり」

## 《上位計画の位置づけ》

■那覇広域都市計画区域マスタープラン（那覇広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）（平成22年8月策定 沖縄県）

中南部都市圏の西海岸エリアを高次都市機能集積ゾーンとして位置づけている。また、沖縄市から糸満市までの軸状の都市圏を都市圏軸と位置づけ、交通軸の強化などにより都市圏全体での連携と交流を深め、中南部都市圏として一体性を高めていくことが重要とされている。

本文記載内容

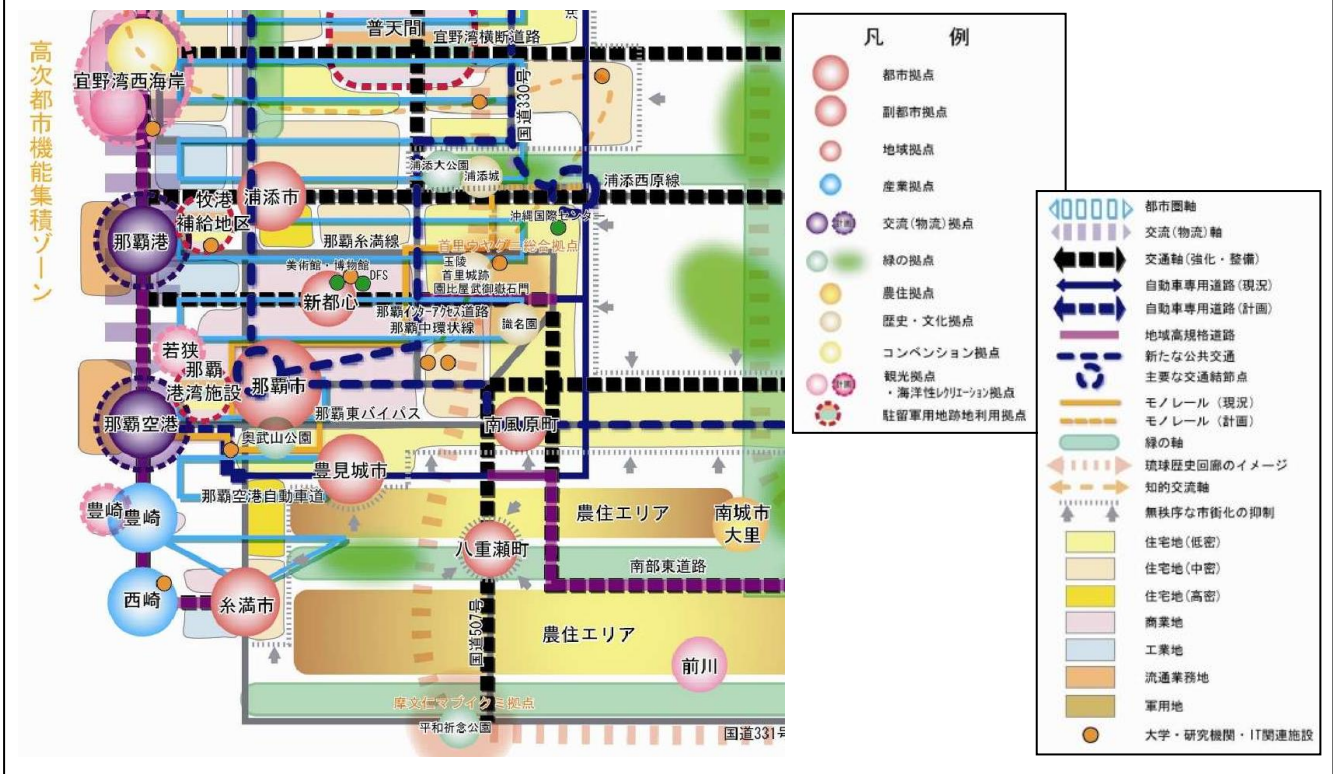
●将来都市構造

中南部都市圏においては、西海岸側を都市的土地利用が主体の高次都市機能集積ゾーン、東海岸側を緑地等の自然的土地利用が主体の自然環境共生ゾーンと位置づけ、将来においても、その都市構造を基本としつつ交通軸の強化等により、都市圏全体での連携と交流を深めていくことが重要といえます。さらに今後は、嘉手納基地より南の駐留軍用地の大規模返還を機に本島中南部においては、那覇市と沖縄市を中心とした2つの都市圏域が一体となった、長大な都市圏軸が形成されていくと予想されます。

そのため、この軸状に集積する現在の社会資本の蓄積を有効活用し、広域交通拠点の拡張整備を推進するとともに、普天間飛行場等駐留軍用地の跡地に新たな都市機能を配置するなど都市機能の偏在を是正しつつ、軸状都市圏構造のさらなる強化を図り、中南部都市圏の一体性を高めていくことが重要と考えられます。

また、沖縄自動車道、那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路、国道58号、国道330号を基軸に、国道331号、中部縦貫道路等の南北交通軸とともに、南部東道路、那覇インターアクセス道路、浦添西原線、宜野湾横断道路等の東西交通軸を強化して、各拠点間の円滑な交流・連携と活発な都市活動を支える広域交通網を充実させていきます。

図表 将来都市構造付図 概念図



《広域的な連携の強化》

本市は、隣接する那覇市の市街地拡大に伴い住宅地が形成され、住宅都市として発展してきた。今後も人口増加が予想されており、住宅需要を受け止める住宅都市として重要な役割を担っている。一方、西海岸地域は、沖縄西海岸道路や那覇空港自動車道の開通（一部暫定）を契機として、産業や物流機能などの高次都市機能の集積が進んでいる。与根・豊崎などの西海岸地域は、広域交流により活力を創出する場として重要な地域である。

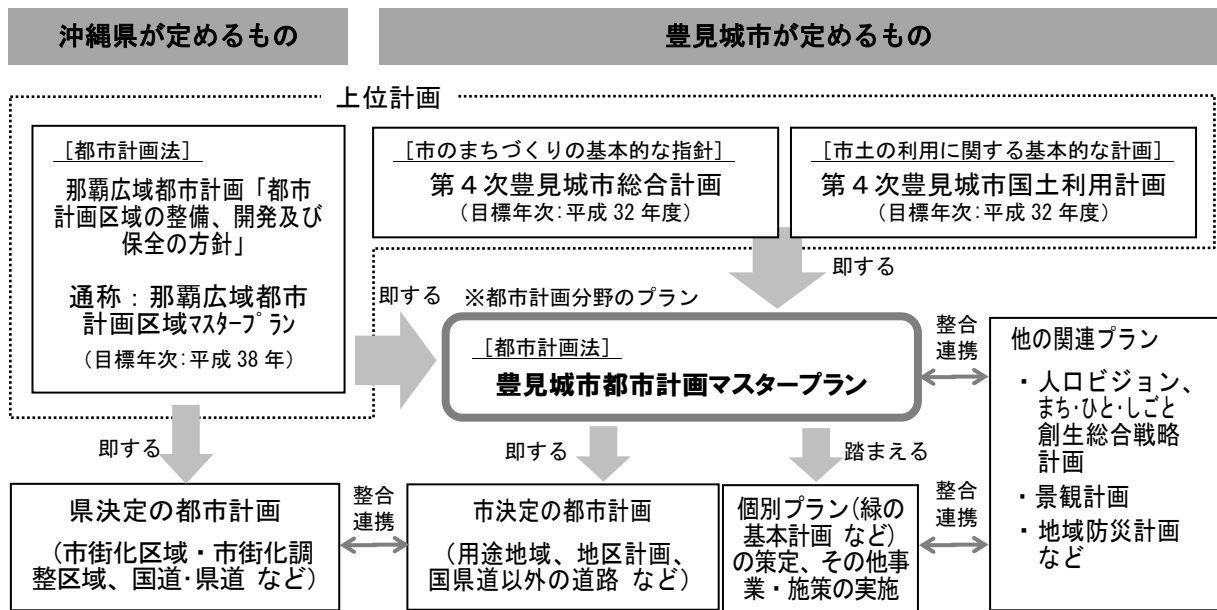
そのため、これらの地理的優位性を活かし、広域的な視点に立った都市づくりをより一層進めていく必要がある。

## 1-2 計画の位置づけと役割

### (1) 都市計画マスタープランの位置づけ

本プランは、都市計画法第18条の2に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものである。また、本県が広域的な観点から都市計画の方針を定める「那覇広域都市計画区域マスタープラン」と本市が策定する「豊見城市総合計画」、「豊見城市国土利用計画」などの上位計画に即しつつ、各種の関連計画と整合又は連携を図ることとする。

なお、本県では、平成29年度に那覇広域都市計画区域マスタープランの変更決定をする予定である。



### (2) 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランの役割は、以下のとおりである。

#### ① 具体性のある都市づくりの将来像を確立する

実現すべき具体的なまちの将来像を示し、行政のみならず、市民や事業者が共有する都市づくりの目標を設定する。

#### ② 市として考える都市計画の方針を打ち出す

将来像を実現する手法の一つとして、本市の都市計画に関する基本的な方針を示す。

#### ③ 都市づくりに対する地域の意見を反映するとともに理解を深める

地域と共に地域の課題や方向性について、対話と協働による取組を推進することにより、具体的な都市計画の実現が円滑に進むことが期待できる。

## 1-3 計画の目標年次及び対象区域

都市計画は、その目的の実現に時間を要するものであり、中長期的な見通しをもって定める必要がある。そのため、都市計画の基本的な方針である本プランは、策定年次の平成28年を基準年とし、概ね20年後の都市の姿を見据えながら、10年間（目標年次：平成38年）の都市づくりの基本方針を定める。また、本プランは、本市全域（19.60km<sup>2</sup>）を対象区域とする。

## 1-4 計画の構成

本プランは、都市づくりの基本理念、将来像及び都市計画の基本的方針を定める「全体構想編」と、全体構想編を踏まえながら地域特性を生かした都市づくりの方針を定める「地域別構想編」で構成する。

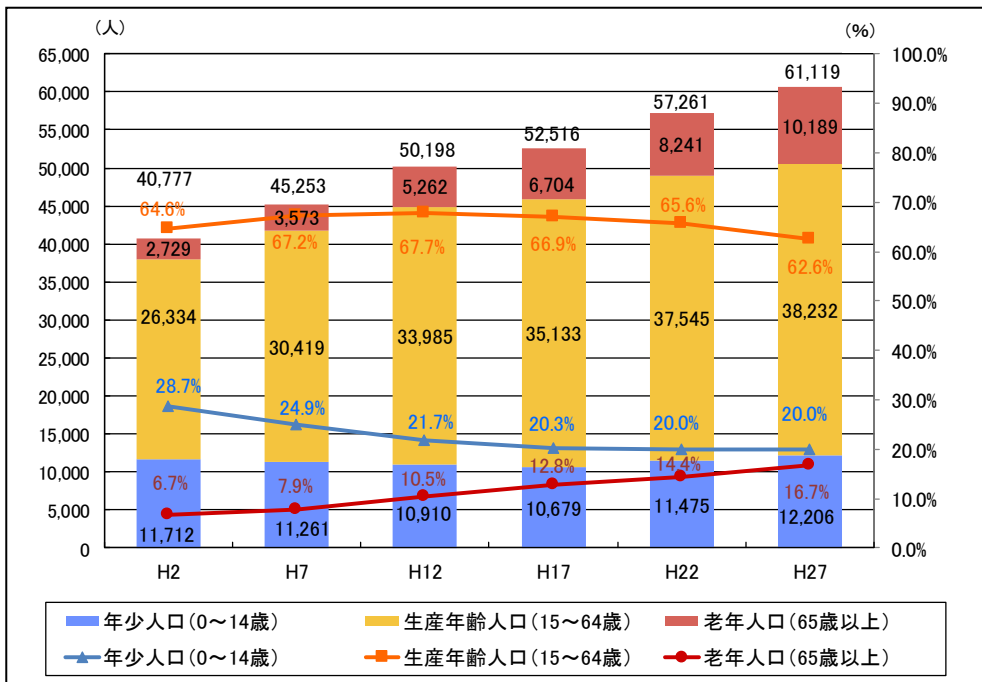
豊見城市都市計画マスタープラン	
導入編	<p><b>第1章 基本的事項</b></p> <p>1-1 計画策定の目的 1-2 計画の位置づけと役割 1-3 計画の目標年次及び対象区域 1-4 計画の構成</p> <p><b>第2章 都市構造上の課題</b></p> <p>2-1 本市の基本的な状況 2-2 これまでの都市計画マスタープランに係る施策とその成果 2-3 都市構造に係る現況の整理</p>
全体構想編	<p><b>第3章 都市づくりの目標</b></p> <p>3-1 本市の将来像 3-2 将来フレーム 3-3 都市づくりの目標</p> <p><b>第4章 将来の都市構造と土地利用</b></p> <p>4-1 将来都市構造 4-2 土地利用構想</p> <p><b>第5章 分野別方針</b></p> <p>5-1 市街地・拠点に関する方針 5-2 道路・交通に関する方針 5-3 水・緑に関する方針 5-4 防災に関する方針 5-5 街並み・景観に関する方針 5-6 福祉に関する方針</p>
地域別構想編	<p><b>第6章 地域区分</b></p> <p>6-1 地域区分の考え方</p> <p><b>第7章 地域別方針</b></p> <p>7-1 東部地域に関する方針 7-2 中央地域に関する方針 7-3 西部地域に関する方針 7-4 西海岸地域に関する方針</p>
都市づくりの推進にあたって	<p><b>第8章 都市づくりの推進方策</b></p> <p>8-1 市民参加の都市づくり 8-2 施策の計画的な具体化 8-3 都市計画マスタープランの進行管理</p>

## 第2章 都市構造上の課題

### 2-1 本市の基本的な状況

- ①居住人口 ●H27 総人口は 61,128 人で、H22 から約 7%増加  
 ●H22 人口構成は、0～14 歳が 20%、15～64 歳が 66%、65 歳以上が 14%で、  
 県平均（18%、65%、17%）に比べて少子高齢化は進んでいない

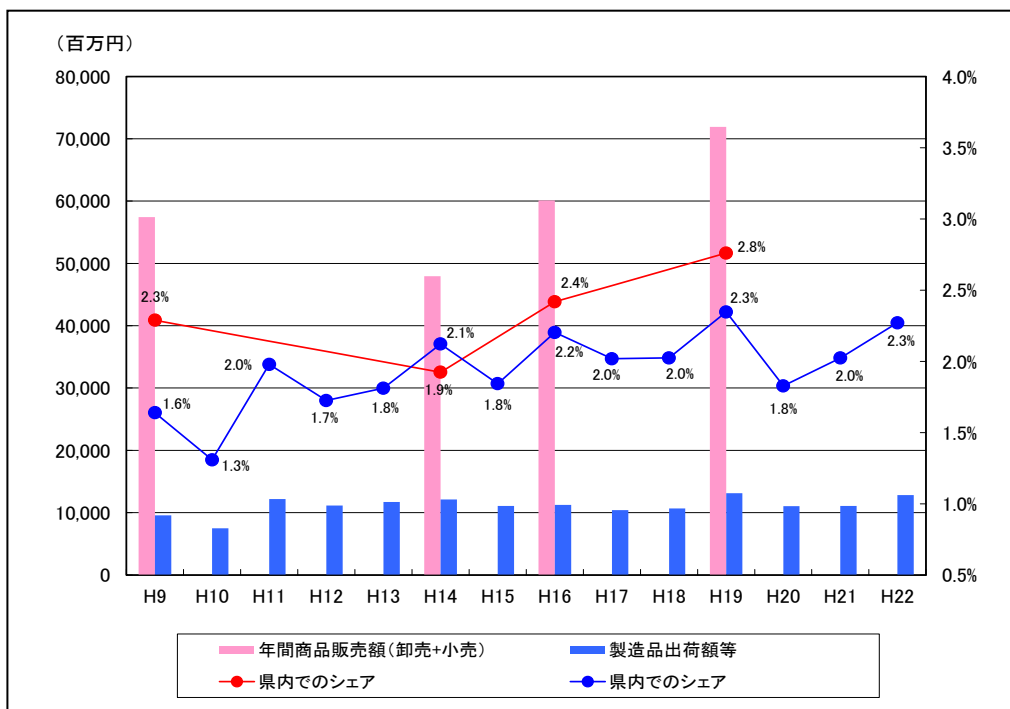
図表 人口の推移



資料：国勢調査

- ②商工業 ●年間商品販売額は 700 億円、製造品出荷額は 100 億円程度の産業規模。  
 県内シェアは年間商品販売額・製造品出荷額ともに 5%以下であるが  
 若干の増加傾向

図表 年間商品販売額と製造品出荷額などの状況



資料：商業統計  
工業統計

③就業構造

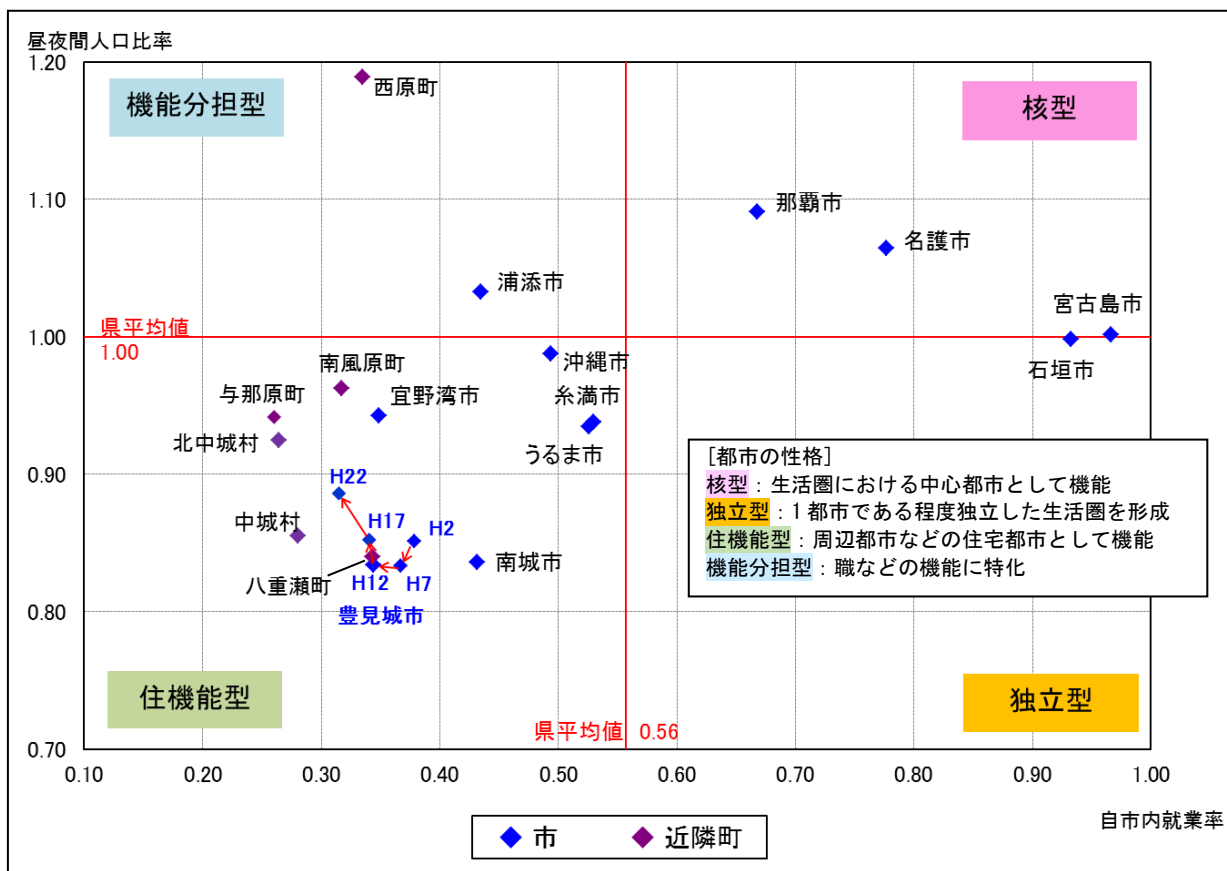
- H22 就業者数は、24,666 人で H17 と比べて 9%増加
- H22 就業者構成は、1 次産業が 3.7%、2 次産業が 12.2%、3 次産業が 74.8%、県平均(5.0%、14.0%、72.3%) に比べて 1 次・2 次の割合は小さく、3 次の割合は大きい。H17 と比べて 1 次・2 次は 1%・2.7%減少、3 次は 4.2%減少
- 都市の性格は住機能型に分類され、県全体からみて、求心力は高くない

図表 産業人口の推移

区分	種別	平成17年		平成22年	
		人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)
豊見城市	第1次産業	1,072	4.7%	912	3.7%
	第2次産業	3,377	14.9%	3,003	12.2%
	第3次産業	17,892	79.0%	18,439	74.8%
	分類不能	313	1.4%	2,312	9.4%
	合計	22,654	100.0%	24,666	100.0%
沖縄県	第1次産業	32,873	5.9%	28,713	5.0%
	第2次産業	91,358	16.3%	81,142	14.0%
	第3次産業	427,738	76.3%	418,321	72.3%
	分類不能	8,508	1.5%	50,462	8.7%
	合計	560,477	100.0%	578,638	100.0%

資料：国勢調査

図表 自市内就業率と昼夜間人口比率の状況

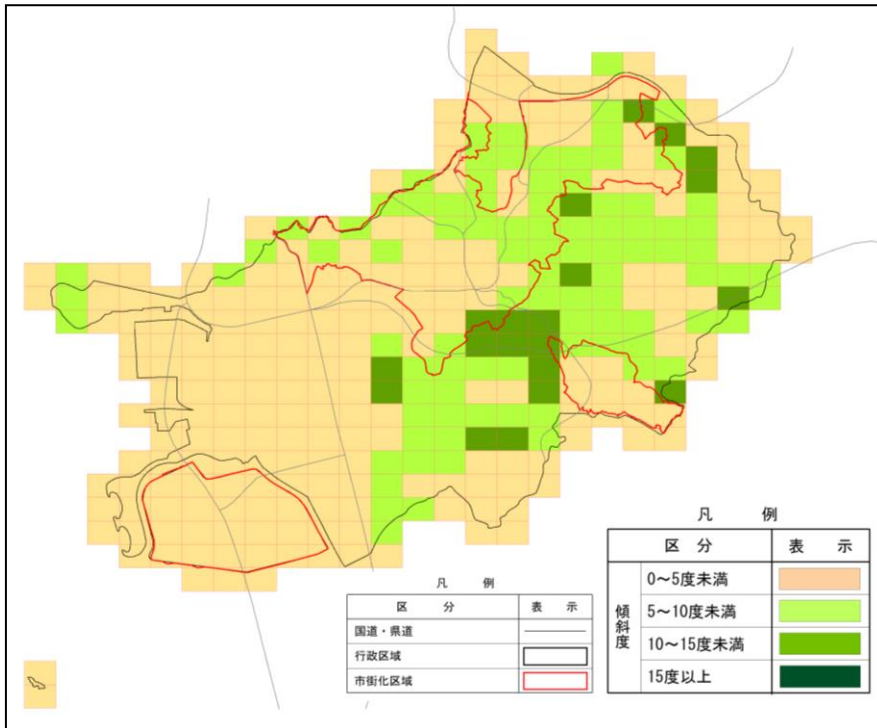


資料：国勢調査

④地形勾配

- 地形的に開発が容易な土地は、市中央部、市西部、市南東部にまとまりをもって分布

図表 傾斜度



区分	特性
0～5度未満	都市開発一般に適する
5～10度未満	都市開発の限界
10～15度未満	都市開発不適
15度以上	都市開発不可

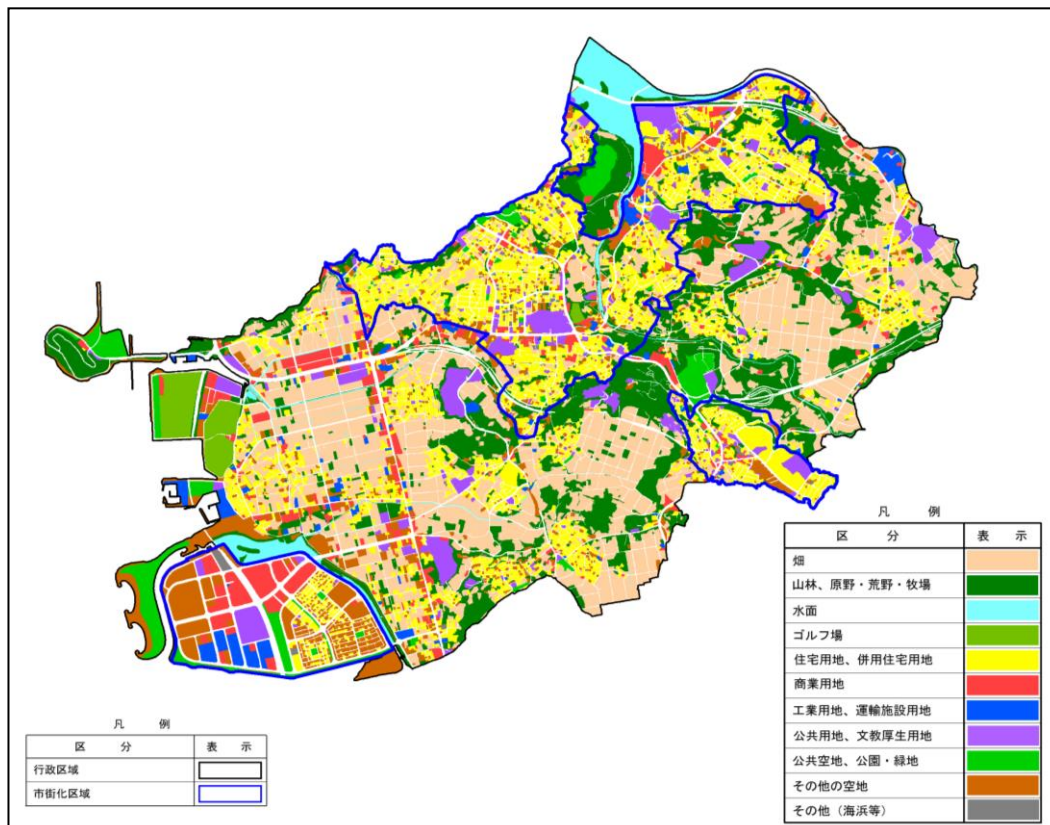
資料：都市の土地利用計画のたて方  
(日本都市計画学会 昭和55年5月)

資料：国土数値情報の標高・傾斜度5次メッシュデータ (平成23年度 国土交通省)

⑤土地利用

- 市街化区域内では、自然的土地利用（畑、山林、原野・荒野・牧場、水面、ゴルフ場）が16%
- 住宅用地は市街化区域内を中心にまとまりをもって広く分布、市街化調整区域においても小さなまとまりをもって各地に散在。商業用地は市全域で国道、県道沿道を中心に分布。工業用地は豊崎ではまとまりをもって分布、全体的には散在傾向

図表 土地利用現況



資料：H24 都市計画基礎調査

図表 土地利用現況

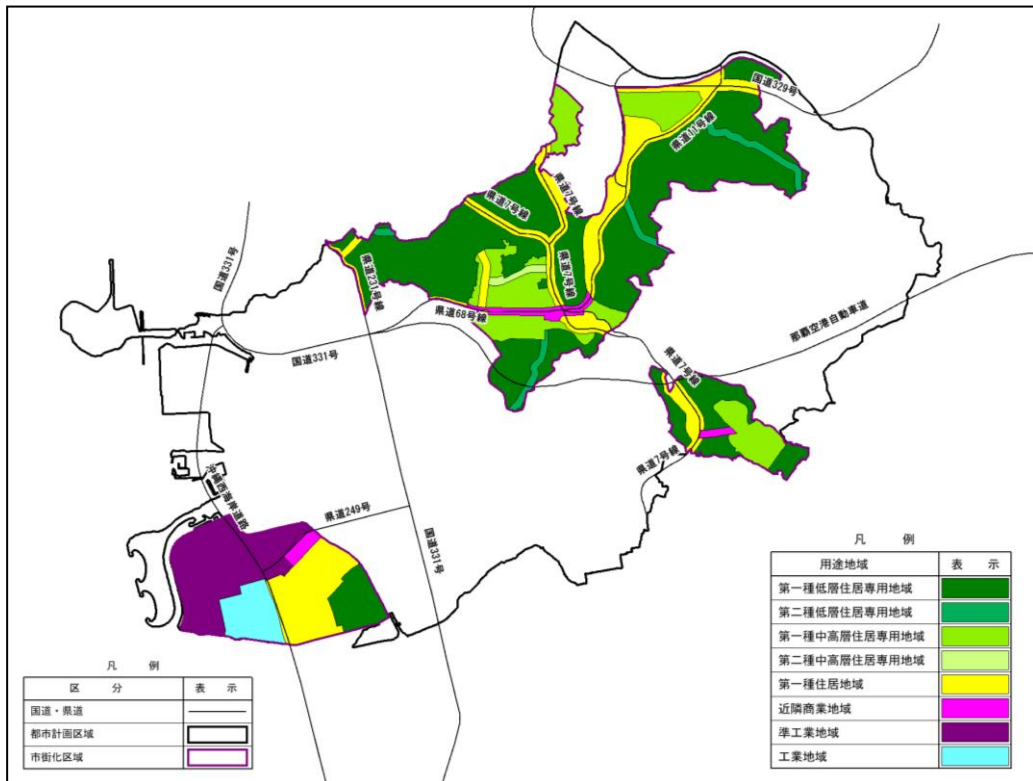
区分	市街化区域		市街化調整区域		合計	
	面積(ha)	割合	面積(ha)	割合	面積(ha)	割合
農地	39.3	6.7%	461.5	33.7%	500.9	25.0%
山林	30.9	5.2%	244.6	17.8%	275.5	13.8%
水面	3.1	0.5%	30.6	2.2%	33.7	1.7%
その他自然地	18.4	3.1%	104.3	7.6%	122.7	6.2%
宅地	245.9	41.7%	200.3	14.6%	446.3	23.3%
住宅用地	191.7	32.5%	135.2	9.9%	326.9	17.1%
商業用地	43.8	7.4%	47.2	3.4%	91.0	4.7%
工業用地	10.5	1.8%	17.9	1.3%	28.4	1.5%
公共・公益用地	56.2	9.5%	93.4	6.8%	149.6	7.7%
道路用地	108.1	18.3%	149.6	10.9%	257.6	13.3%
交通施設用地	3.4	0.6%	5.0	0.4%	8.4	0.4%
その他の公的施設用地	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
その他の空地	84.4	14.3%	81.0	5.9%	165.3	8.6%
計	589.7	100.0%	1370.3	100.0%	1960.0	100.0%

資料：H24 都市計画基礎調査

⑥土地利用規制  
(都市計画法)

- 区域区分により市街化区域と市街化調整区域が定められており、市街化区域は市全体の30%
- 用途地域は、計8種・約589.3haの指定があり、住居系が83.8%、商業系が2.5%、工業系が13.8%

図表 都市計画法による土地利用規制の状況



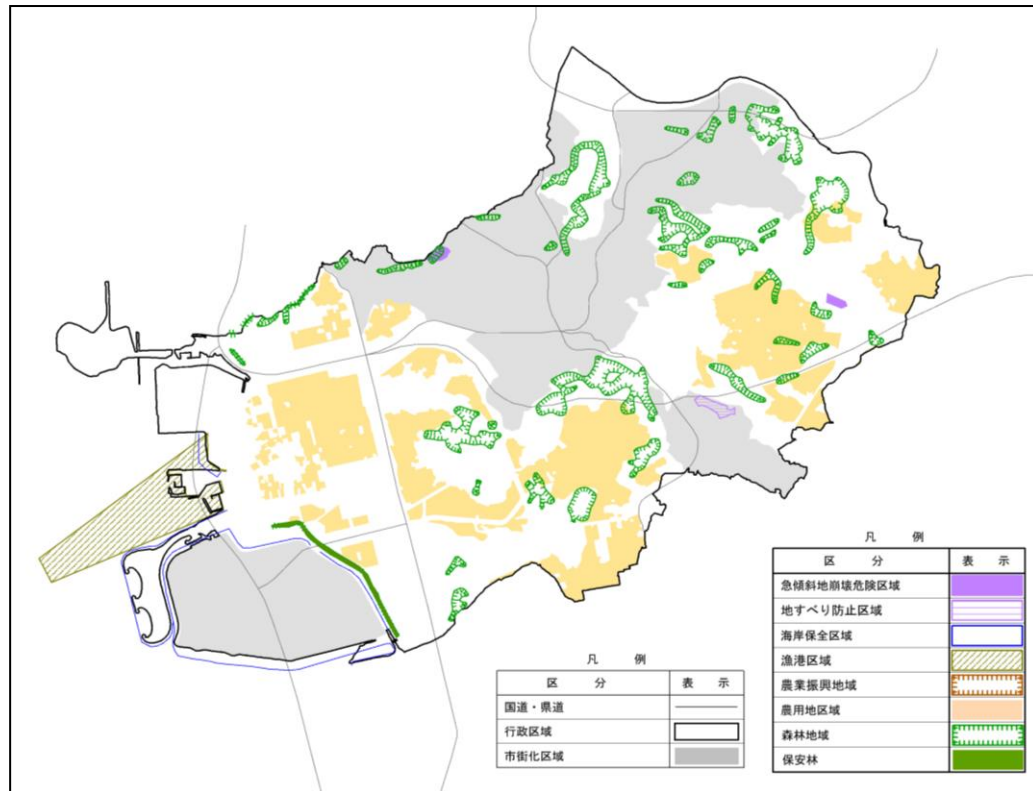
資料：H24 都市計画基礎調査



⑦土地利用規制  
(その他)

- 農地を保全する農業振興地域農用地区域が市街化調整区域にまとまりをもって分布
- 一部の崖地で土砂災害に係る規制が分布
- 豊崎の東部で保安林（防風林）が分布

図表 都市計画法以外の主要な土地利用規制の状況



資料：H24 都市計画基礎調査

## 2-2 これまでの都市計画マスタープランに係る施策とその成果

現行プラン策定前後の主な施策の実績と成果・期待される効果を以下のとおり整理する。

図表 都市計画マスタープランに係る主な施策の実績とその成果

年度	都市計画施策	成果・期待される効果
H13	・用途変更（豊崎第一地区） ・市内一周バスの運行開始	・豊崎の良好な住宅地・商業地の形成 ・市内の交通利便性の向上
H14	・市道40号線 など	・既存集落の交通利便性の向上
H15	・用途変更（豊崎第二地区）	・交通利便性の高い産業拠点の形成
H16	・市道6号線	・瀬長島へのアクセス向上
H17	・豊崎近隣公園 ・用途変更（豊見城中央線 漫湖バイパス～根差部交差点） ・用途変更（豊崎第二地区）	・豊崎の住環境の向上 ・幹線道路沿道の利便性向上 ・豊崎の観光レクリエーション機能の向上
H18	・市道290号線 など	・豊崎の交通利便性の向上
H19	・用途変更（高嶺地区） ・用途変更（平良・高嶺地区）	・平良、高嶺の生活利便性の向上
H20	・市道254号線 など	・既成市街地の交通利便性向上
H22	・豊崎都市緑地	・豊崎の住環境・レクリエーション機能の向上
H24	・用途変更（豊見城中央線 根差部交差点～高安NHK入口交差点）	・幹線道路沿道の利便性向上
H25	・市道3号線 など（宜保土地区画整理事業）	・宜保の良好な住宅地の形成
H26	・宜保3号公園 ・用途変更（豊見城中央線沿道地区）	・宜保の住環境の向上 ・中心市街地の利便性の向上
H27	・用途変更（豊見城中央線 高安旧 NHK 入口交差点～高安バス停） ・用途変更（豊見城中央線沿線 新庁舎予定地） ・防火地域及び準防火地域の変更 ・宜保地区地区計画の変更 ・地区計画の申し出制度の創設	・幹線道路沿道の利便性向上 ・計画的な新庁舎建設の推進
H28～ （完了予定）	・豊崎海浜公園（H28完了） ・瀬長島観光拠点整備事業（H29完了予定） ・宜保地区土地区画整理事業（H29完了予定） ・新庁舎建設事業（H30完了予定） ・谷口線（H30完了予定） ・中心市街地地区土地区画整理事業（H31完了予定） ・文化観光創出事業（豊見城城址公園跡地）（H33完了予定） ・饒波川線（H37完了予定）	・地域主体のまちづくりの推進 ・市内外を対象とした観光レクリエーション機能の向上 ・中心市街地の良好な住宅地・商業地の形成 ・中心市街地の都市機能の集積、拠点性強化 ・豊見城城址公園跡地の有効活用 ・中心市街地へのアクセス性の向上

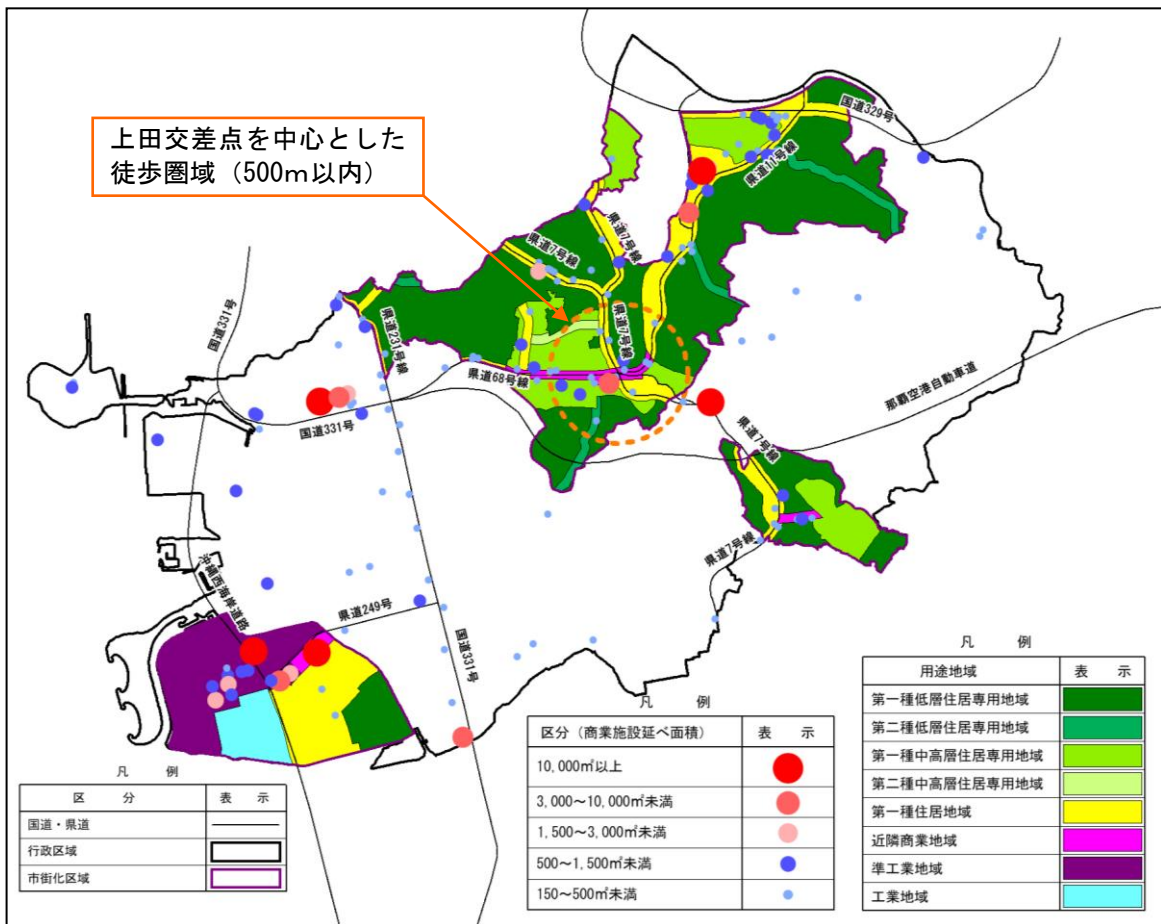
## 2-3 都市構造に係る現況の整理

都市づくりに係る現況、これまでの成果、市民アンケートの結果を踏まえ、都市構造に係る現況を都市づくりに関する5つの視点（①まちの顔、②居住、③交流、④働く場、⑤社会情勢）から整理する。

### ①「まちの顔」に関する現況

[現況整理における中心市街地の定義]  
 上田交差点を中心とした徒歩圏域 500m以内（徒歩5～10分程度）を便宜的に中心市街地（まちの顔）と設定する。

図表①-1 商業施設の集積状況



資料：H24 都市計画基礎調査

- ・ 中心市街地周辺で小中規模な商業施設が分布
- ・ 商業系用途地域が指定されているが、商業施設の集積状況は高くない
- ・ 一方、市街化調整区域の国道331号、県道7号線沿道で大規模商業施設が立地



・「まちの顔」として商業機能をはじめとした都市機能の集積が必要


図表①-2 買物動向

商品	買物場所 市内 (%)	市外(%)					市外計	合計 (%)
		那覇市	糸満市	南風原町	浦添市	その他		
婦人服	49.2	31.1	3.3	11.2	0.4	4.8	50.8	100.0
紳士服	50.4	32.5	3.2	11.4	0.4	2.1	49.6	100.0
子供服	55.3	26.3	3.8	10.9	0.5	3.2	44.7	100.0
呉服・寝具	51.6	25.3	2.3	17.0	0.9	2.9	48.4	100.0
シャツ・下着類	56.6	21.7	4.4	12.3	0.5	4.5	43.4	100.0
靴・かばん	47.5	36.2	4.2	8.2	0.5	3.4	52.5	100.0
時計・メガネ・貴金属	50.1	31.9	4.2	9.9	0.5	3.4	49.9	100.0
家庭用電気器具	71.6	12.3	3.9	10.0	0.8	1.4	28.4	100.0
家具・室内装飾品	49.2	22.8	3.8	17.9	0.5	5.8	50.8	100.0
スポーツ・レジャー用品	55.8	23.7	9.1	7.8	0.5	3.1	44.2	100.0
書籍・CD・文具	64.8	21.2	2.7	8.6	0.4	2.3	35.2	100.0
化粧品・医薬品	63.5	19.0	2.7	9.9	0.4	4.5	36.5	100.0
日用雑貨	71.8	11.7	4.2	10.0	0.8	1.5	28.2	100.0
一般食料品	76.5	6.9	4.8	7.9	0.4	3.5	23.5	100.0
生鮮食料品	74.6	7.1	6.6	8.2	0.4	3.1	25.4	100.0
中元・お歳暮	68.3	16.8	5.3	5.3	0.4	3.9	31.7	100.0
外食(食事)	50.5	33.7	4.0	8.0	0.9	2.9	49.5	100.0
H22総合	51.8	28.8	3.5	11.8	0.5	3.6	48.2	100.0
(参考)H19総合	43.1	38.9	2.6	13.1	0.8	1.5	56.9	100.0
(参考)H16総合	54.8	37.4	1.5	5.1	0.0	1.2	45.2	100.0

資料：平成16年、平成19年、平成22年沖縄県買物動向調査報告書（沖縄県）

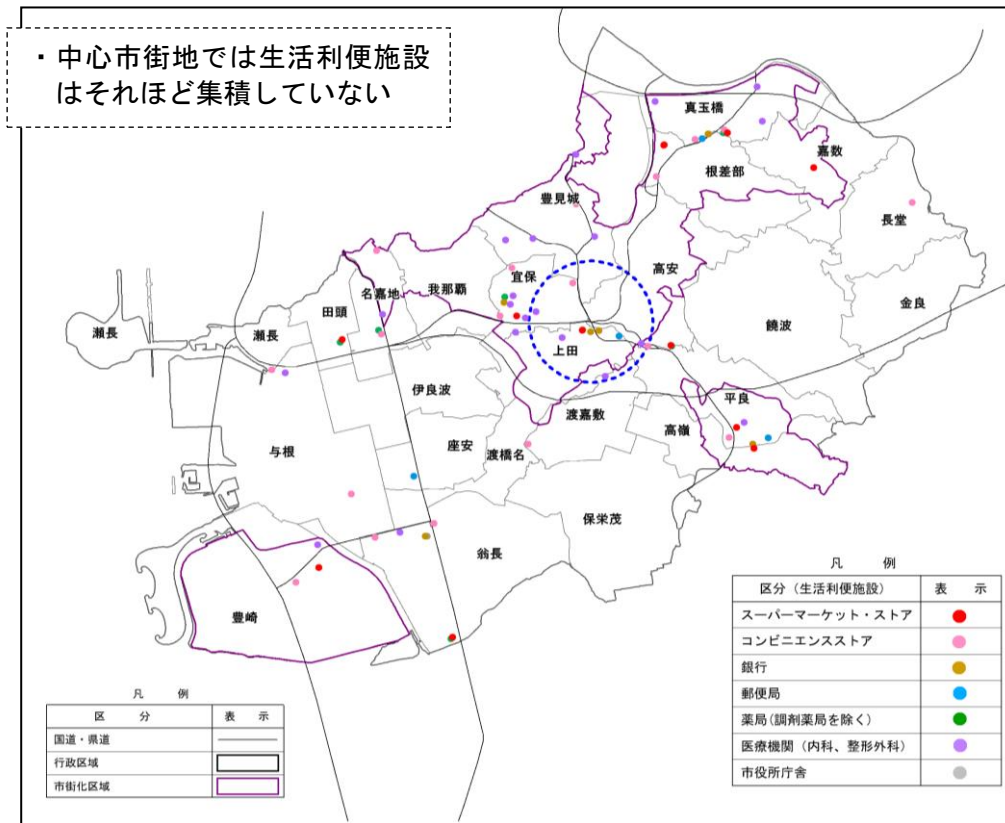
※端数処理により合計値が合わない場合がある

- ・市全体として市内での購入は約5割。一般食料品や日用雑貨などの日用品は市内での購入が多く、靴・かばん、婦人服などの嗜好品は市外での購入が多い傾向
- ・H16～H19で市内での購入が減少したが、H19～H22では市内での購入が増加



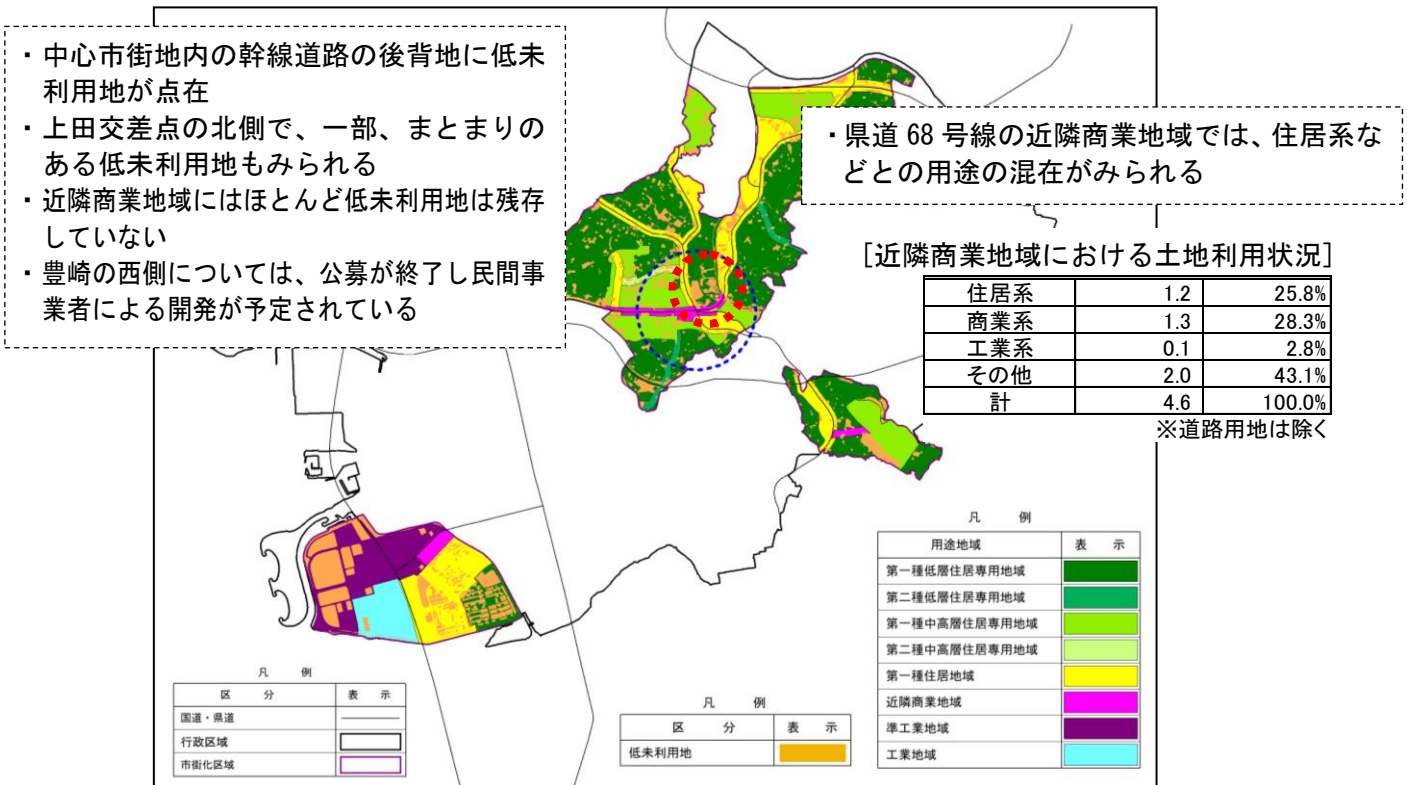
・市内での購入を促す魅力ある商業拠点の形成が必要

図表①-3 生活利便施設の集積状況



・ 多様な都市機能の集積による求心力の向上が必要

図表①-4 市街化区域内の低未利用地と用途地域の状況

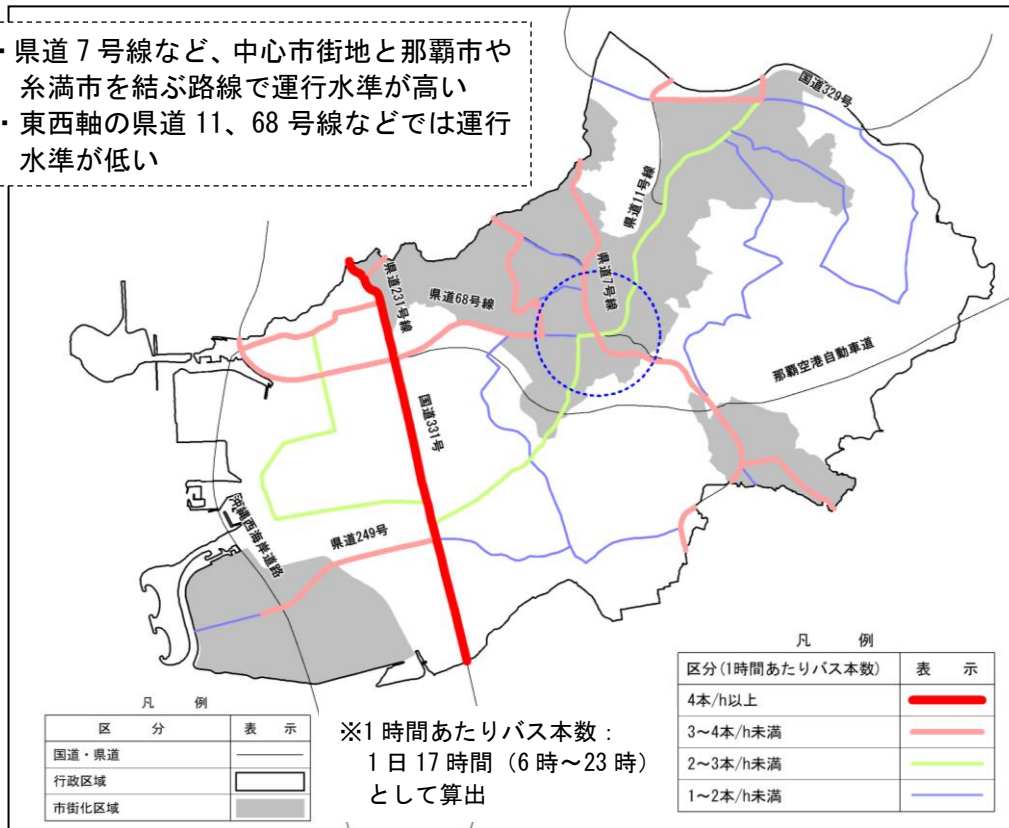


・ 中心市街地内の低未利用地の有効活用が必要

・ 商業系用途地域における適正な土地利用誘導や適正な用途地域の配置が必要

図表①-5 公共交通の運行水準

- ・ 県道 7 号線など、中心市街地と那覇市や糸満市を結ぶ路線で運行水準が高い
- ・ 東西軸の県道 11、68 号線などでは運行水準が低い

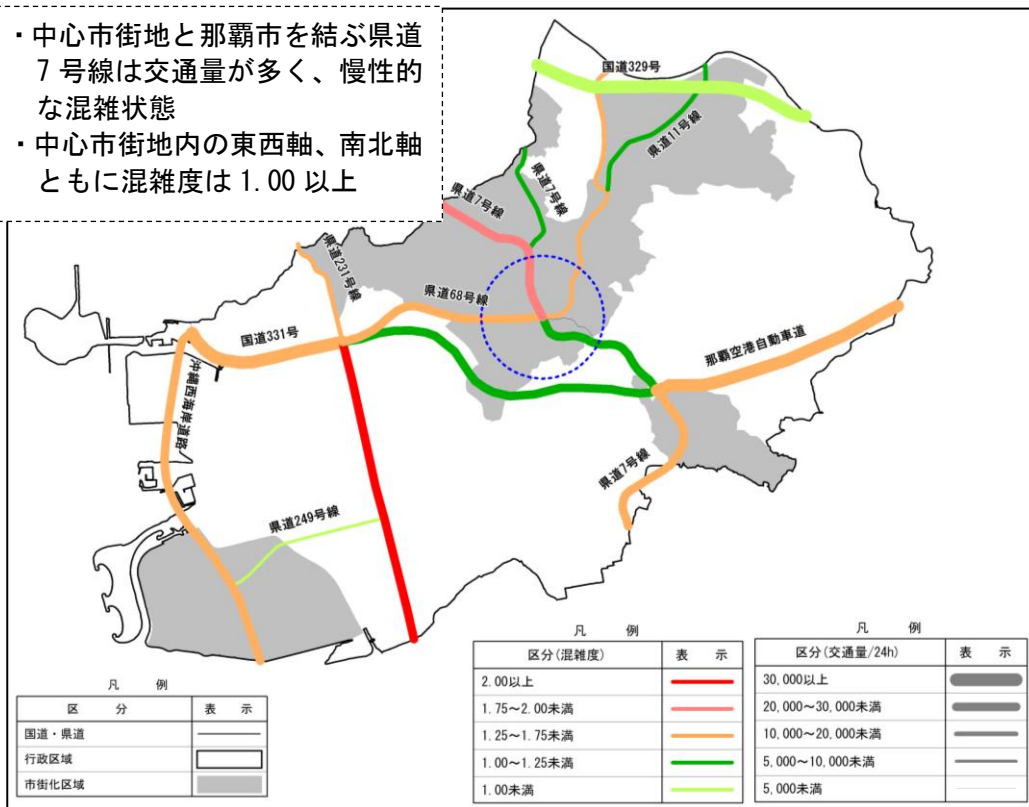


資料：国土数値情報 バスルート（平成 23 年度）

・ 中心市街地と豊崎などの各拠点を結ぶ市内（東西方向）の公共交通の強化

図表①-6 道路混雑度と交通量

- ・ 中心市街地と那覇市を結ぶ県道 7 号線は交通量が多く、慢性的な混雑状態
- ・ 中心市街地内の東西軸、南北軸ともに混雑度は 1.00 以上



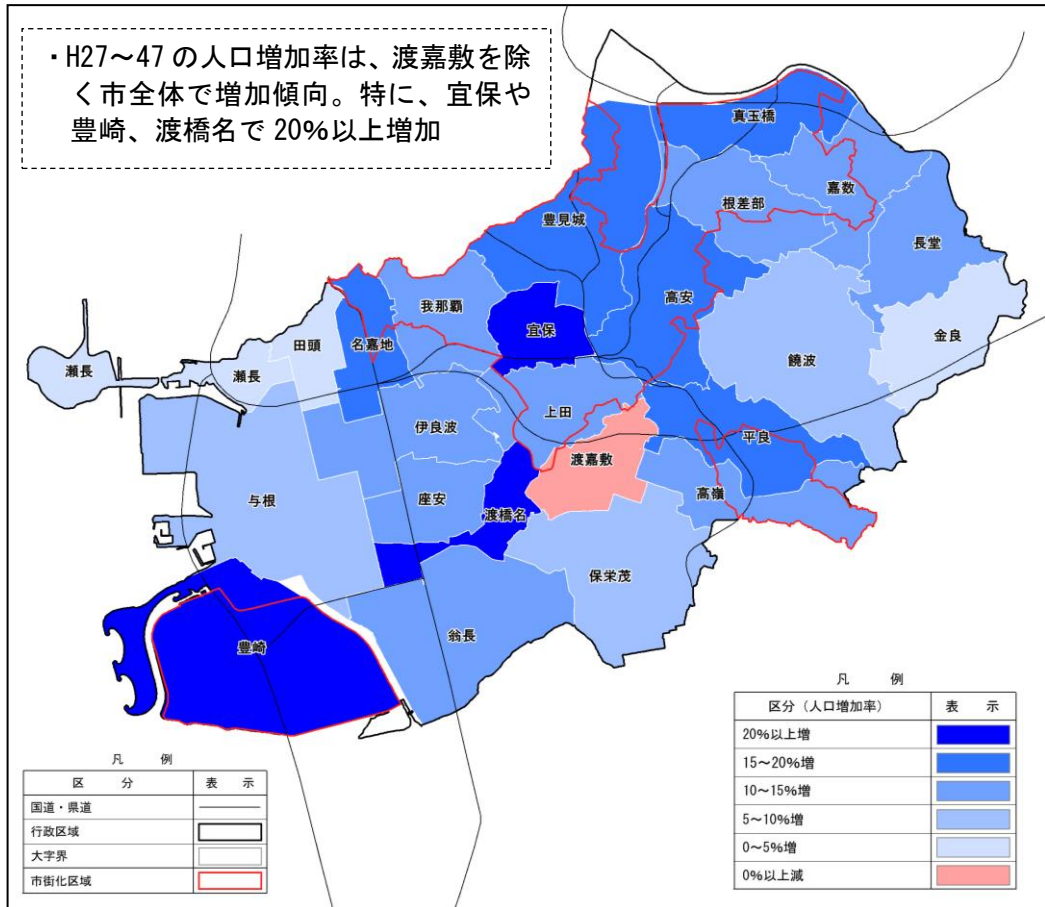
混雑度	目安
2.00 以上	慢性的混雑状態。昼間 12 時間のうち混雑する時間帯が約 70%に達する
1.75-2.00	慢性的混雑状態。昼間 12 時間のうち混雑する時間帯が約 50%に達する
1.25-1.75	ピーク時間帯はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速的に増加する可能性が高い状態
1.00-1.25	道路が混雑する可能性のある時間帯が 1~2 時間あるものの、何時間も混雑が連続する可能性は小さい
1.00 未満	道路が混雑することなく、円滑に走行できる

資料：H22 交通センサス

・ 中心市街地と市内外を結ぶ幹線道路の整備が必要

②「居住」に関する現況

図表②-1 人口増加率 H27-47



※住民基本台帳の人口をもとにコーホート要因法を用いて推計



・人口増加に対応した受け皿の確保が必要

**[推計について]**

国の調査機関などで一般的に使用されるコーホート要因法を採用した。  
 コーホート要因法とは、地域の将来人口を予測する際に、特定の社会的集団(男女・年齢別人口)ごとに人口予測を行う方法である。この各集団(コーホート)の人口を、地域の人口の将来自然増減要因(出生、死亡)と将来社会増減要因(転入・転出)の変化率を用いて推計する。  
 なお、今回の推計では国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口(H25.3推計)」の変化率を用いた。

図表②-2 都市計画道路の整備状況

区分	計画 (km)	改良済 (km)	概成済 (km)	人口 (千人)	都市計画区域面積 (km <sup>2</sup> )	整備率	整備水準 (km/千人)	計画水準 (km/km <sup>2</sup> )
豊見城市	自動車専用道路	6.2	3.9	0.0		63.2%	0.07	0.32
	幹線街路	22.2	15.9	0.5		74.1%	0.28	1.14
	区画街路	0.3	0.3	0.0		100.0%	0.01	0.02
	特殊街路	1.4	0.3	0.0		23.2%	0.01	0.07
	合計	30.1	20.5	0.5	58.8	69.8%	0.36	1.55
那覇広域	自動車専用道路	21.7	13.4	0.0		61.6%	0.02	0.10
	幹線街路	338.2	280.2	10.4		85.9%	0.37	1.56
	区画街路	18.6	13.1	3.3		88.0%	0.02	0.09
	特殊街路	23.7	18.6	2.1		87.4%	0.03	0.11
	合計	402.3	325.3	15.8	783.2	84.8%	0.44	1.85
沖縄県	自動車専用道路	21.8	13.5	0.0		61.7%	0.01	0.02
	幹線街路	620.2	505.7	29.6		86.3%	0.40	0.55
	区画街路	30.2	19.0	5.2		80.1%	0.02	0.03
	特殊街路	33.2	28.1	2.1		90.9%	0.02	0.03
	合計	705.4	566.2	37.0	1,331.6	85.5%	0.45	0.63

資料：平成 24 年都市計画年報

・那覇広域や沖縄県と比較して、整備率、整備水準は低い

図表②-3 都市公園の整備状況

区分	計画面積 (ha) A	供用面積 (ha) B	人口(千人) C	整備率 B/A	1人あたり公園面積 (m <sup>2</sup> /人) B/C
豊見城市	32.2	28.5	59.8	88.4%	4.76
那覇広域	712.4	449.4	790.2	63.1%	5.69
沖縄県	2,105.6	1,238.1	1,408.1	58.8%	8.79

資料：平成 24 年都市計画年報

・那覇広域や沖縄県と比較して整備率は高いが、1人あたり公園面積は小さい

図表②-4 下水道の整備状況

区分	排水面積 計画 (ha) A	排水面積 供用 (ha) B	利用可能 人口 C	人口 D	整備率 B/A	普及率 C/D
豊見城市	924.3	506.8	42,216	59,790	54.8%	70.6%
那覇広域	11,297.0	8,557.0	586,434	792,168	75.7%	74.0%
沖縄県	18,750.0	14,254.0	832,907	1,410,140	76.0%	59.1%

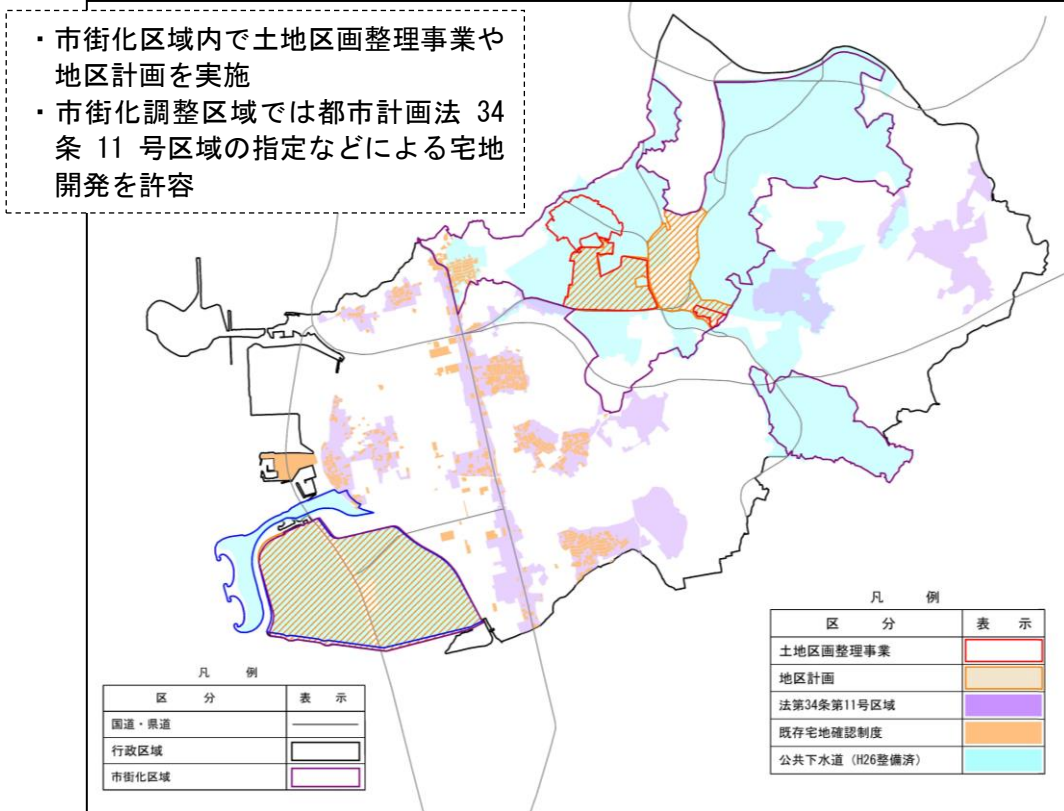
資料：沖縄県下水道課（平成 24 年度）

・那覇広域や沖縄県と比較して整備率が低い

・都市施設の整備率、整備水準の向上が必要



図表②-5 都市基盤整備の状況

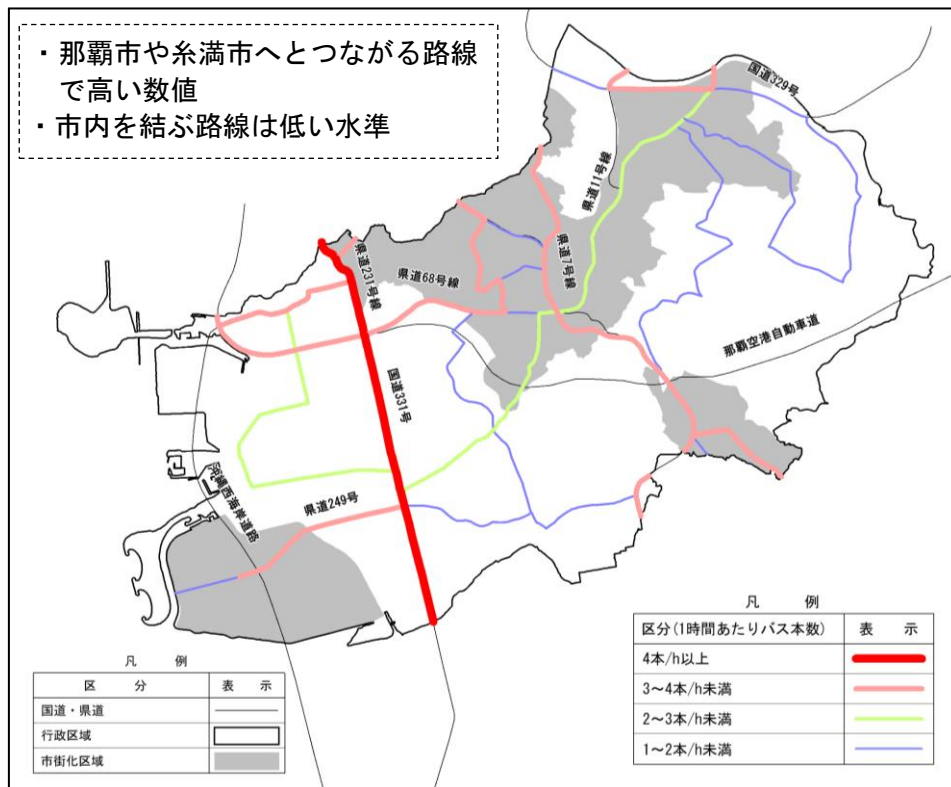


資料：H24 都市計画基礎調査、都市計画課資料



・継続的な都市基盤の整備と基盤整備された場所の有効活用が必要

図表②-6 公共交通の運行水準



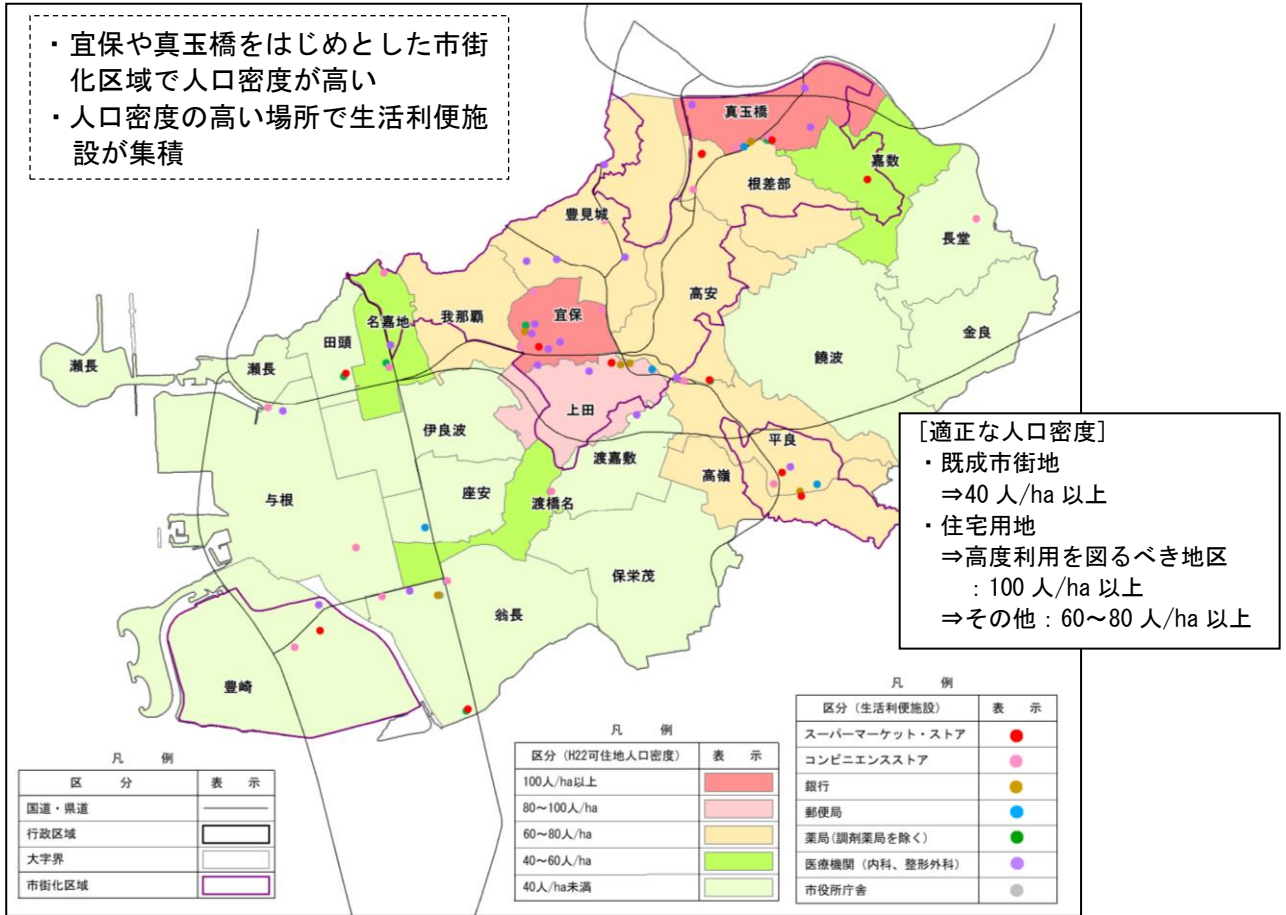
資料：国土数値情報 バスルート（平成 23 年度）

※1 時間あたりバス本数：1 日 17 時間（6 時～23 時）として算出



・市内の市街地を結ぶ公共交通の維持・利便性の向上が必要

図表②-7 H22 可住地人口密度と生活利便施設の分布状況

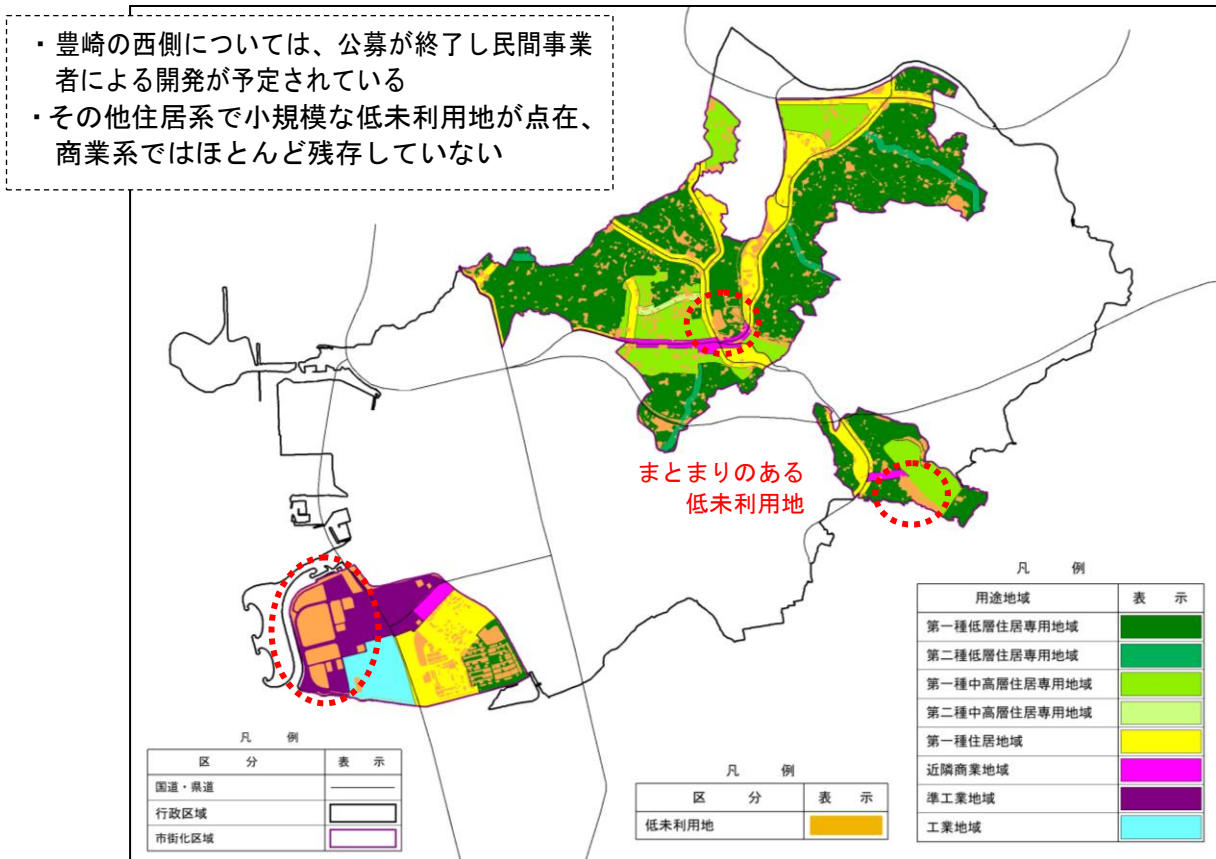


資料 : i タウンページ、GoogleMap、住民基本台帳



・ 人口密度が高く、生活利便施設が集積している場所の維持・活用が必要

図表②-8 市街化区域内の低未利用地と用途地域の状況



資料：H24 都市計画基礎調査

[市街化区域内における低未利用地の残存状況]

用途分類	面積(ha)		割合
	低未利用地	全体	
住居専用系	57.1	372.1	15.3%
住居系	18.3	121.4	15.1%
商業系	0.5	14.7	3.3%
工業系	24.4	81.1	30.0%
計	100.3	589.3	17.0%

・県道 68 号線や豊見城団地の近隣商業地域では、住居系などとの用途の混在がみられる

[近隣商業地域における土地利用状況]

用途分類	県道68号線		豊見城団地		豊崎	
	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)
住居系	1.2	25.8%	0.4	32.1%	0.0	0.0%
商業系	1.3	28.3%	0.5	41.4%	2.9	100.0%
工業系	0.1	2.8%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
その他	2.0	43.1%	0.3	26.6%	0.0	0.0%
計	4.6	100.0%	1.3	100.0%	2.9	100.0%

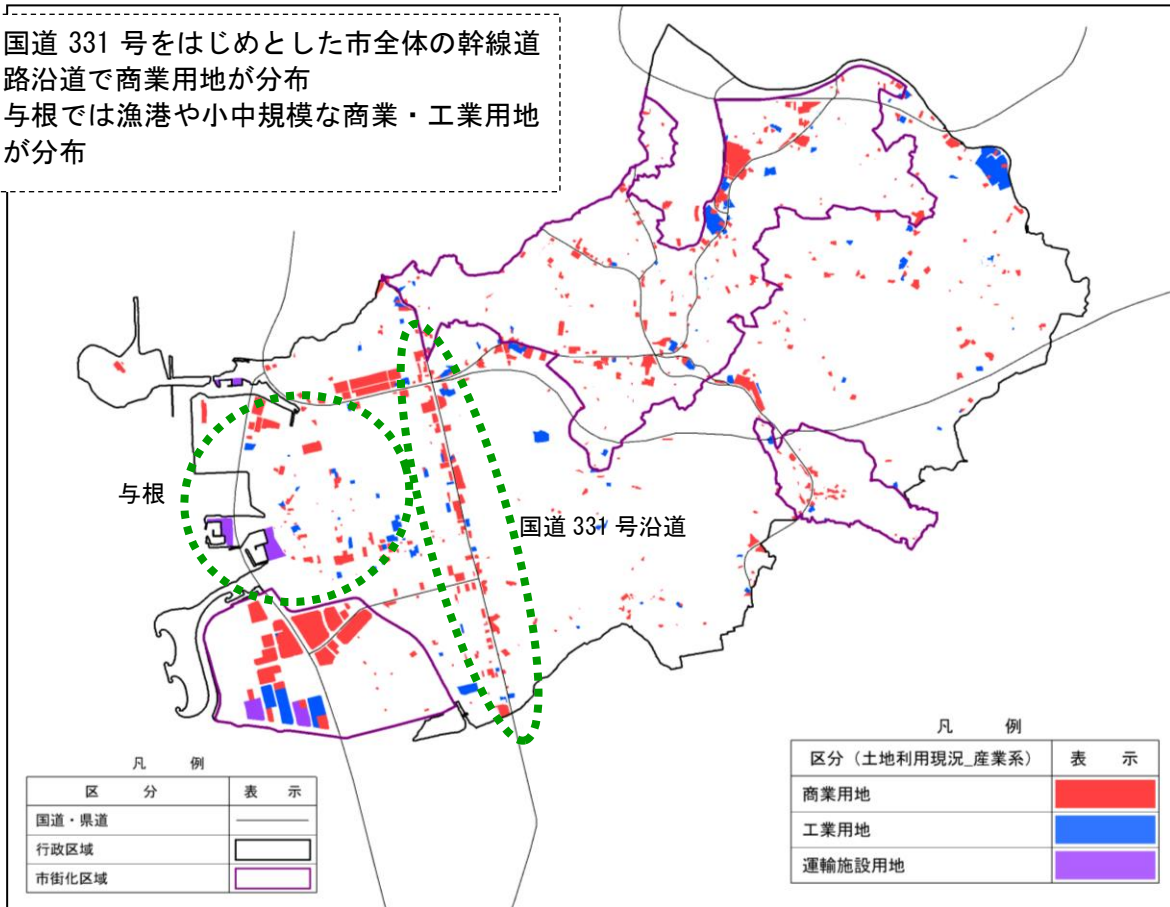
※道路用地は除く



- ・まとまりのある低未利用地の有効活用が必要
- ・商業系用途地域では適正な土地利用誘導が必要
- ・利便性の高い場所では商業系用途の指定など適正な用途配置が必要

図表②-9 産業系土地利用の分布状況

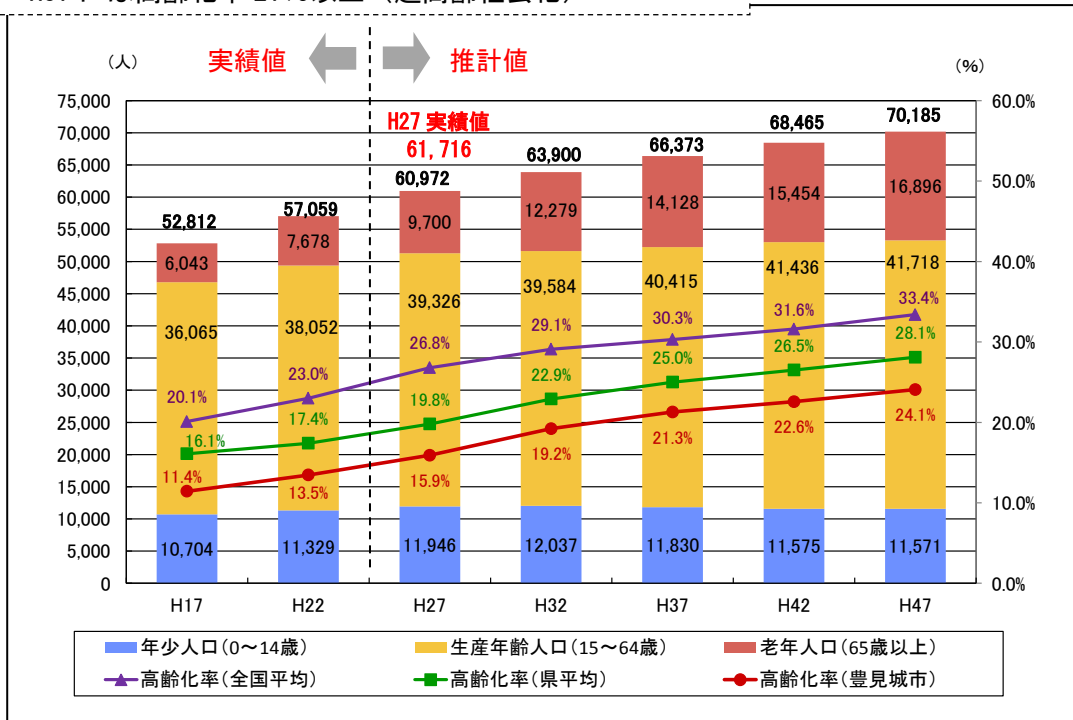
- ・ 国道 331 号をはじめとした市全体の幹線道路沿道で商業用地が分布
- ・ 与根では漁港や小中規模な商業・工業用地が分布



・ 市街化区域周辺で立地する工業・産業系施設と隣接する住宅地との調和が必要

図表②-10 人口の推移

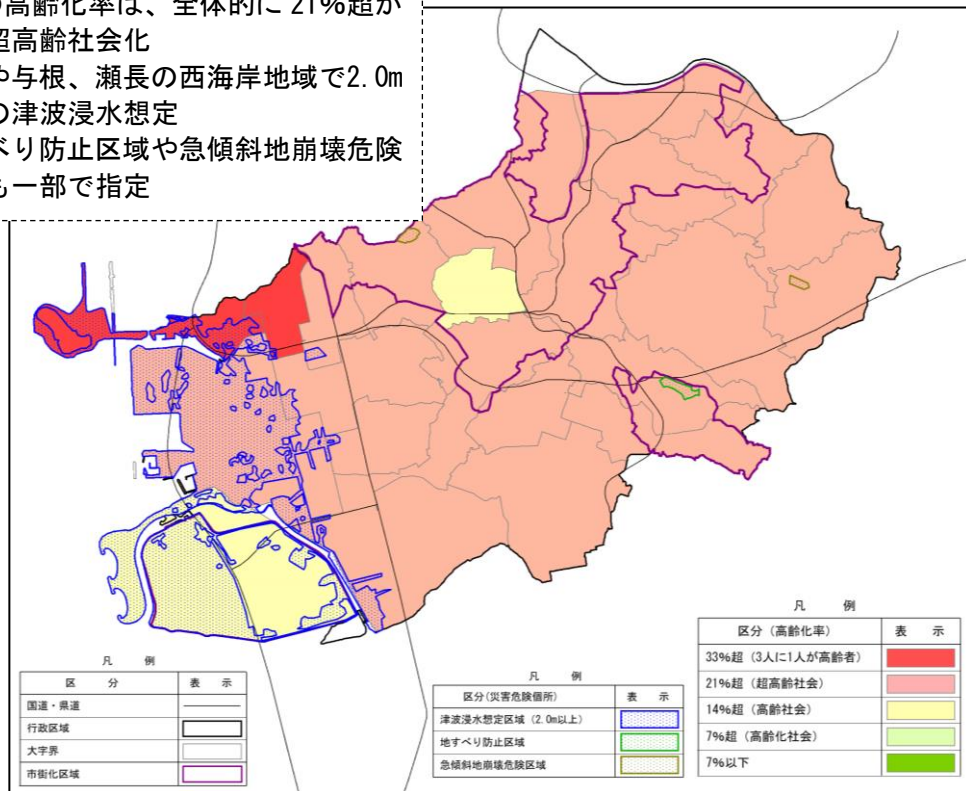
- ・人口の推移は全体的に増加傾向
- ・全国平均や県平均と比較すると高齢化の進展は遅いが、H37には高齢化率21%以上（超高齢社会化）



※住民基本台帳（H22.1）の人口をもとにコーホート要因法を用いて推計

図表②-11 H47 字別高齢化率と災害危険箇所

- ・H47 の高齢化率は、全体的に21%超が多く超高齢社会化
- ・豊崎や与根、瀬長の西海岸地域で2.0m以上の津波浸水想定
- ・地すべり防止区域や急傾斜地崩壊危険区域も一部で指定

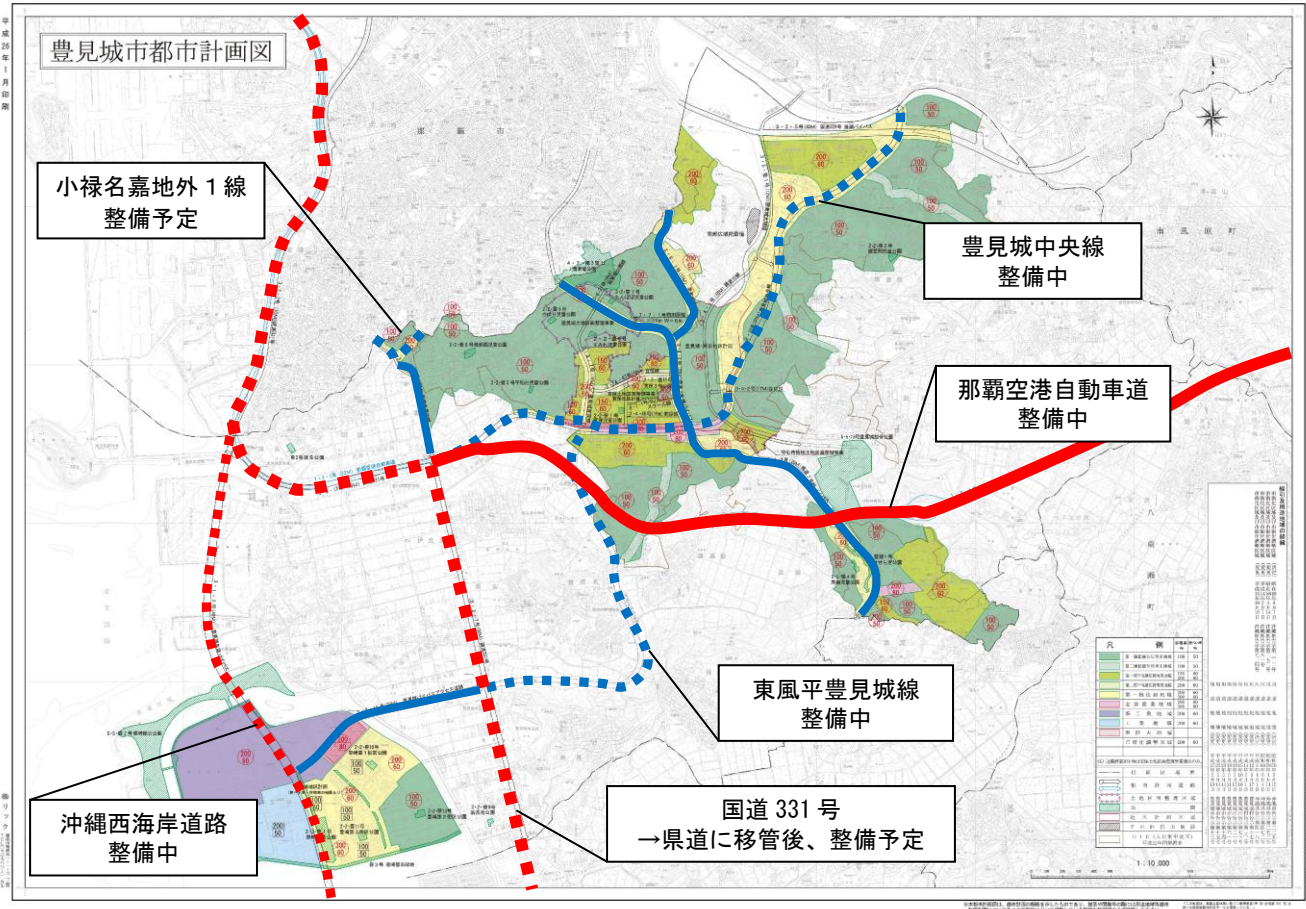


資料：沖縄県津波被害想定調査（平成25年3月）、H24都市計画基礎調査  
 ※住民基本台帳の人口をもとにコーホート要因法を用いて推計

・超高齢社会を見据えた都市づくりが必要

③「交流」に関する現況

図表③-1 国道及び県道の整備状況



資料：都市計画図（都市計画課発行）

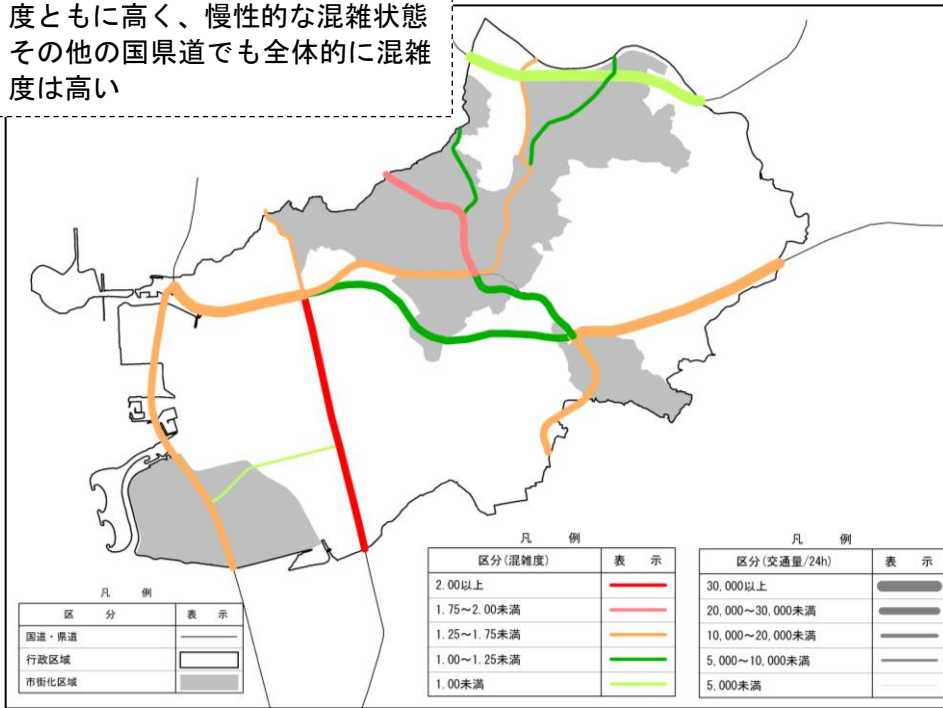
- ・ 国道 331 号、那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路の広域インフラの拡幅整備を予定
- ・ 中心市街地を通る東西軸である豊見城中央線の拡幅整備を予定
- ・ 中心市街地と豊崎を結ぶ東風平豊見城線の整備を予定



・ 広域インフラを活かした近隣都市や市内拠点間の連携・交流の強化

図表③-2 道路混雑度と交通量

- ・ 国道 331 号や中心市街地と那覇市を結ぶ県道 7 号線で交通量・混雑度ともに高く、慢性的な混雑状態
- ・ その他の国県道でも全体的に混雑度は高い



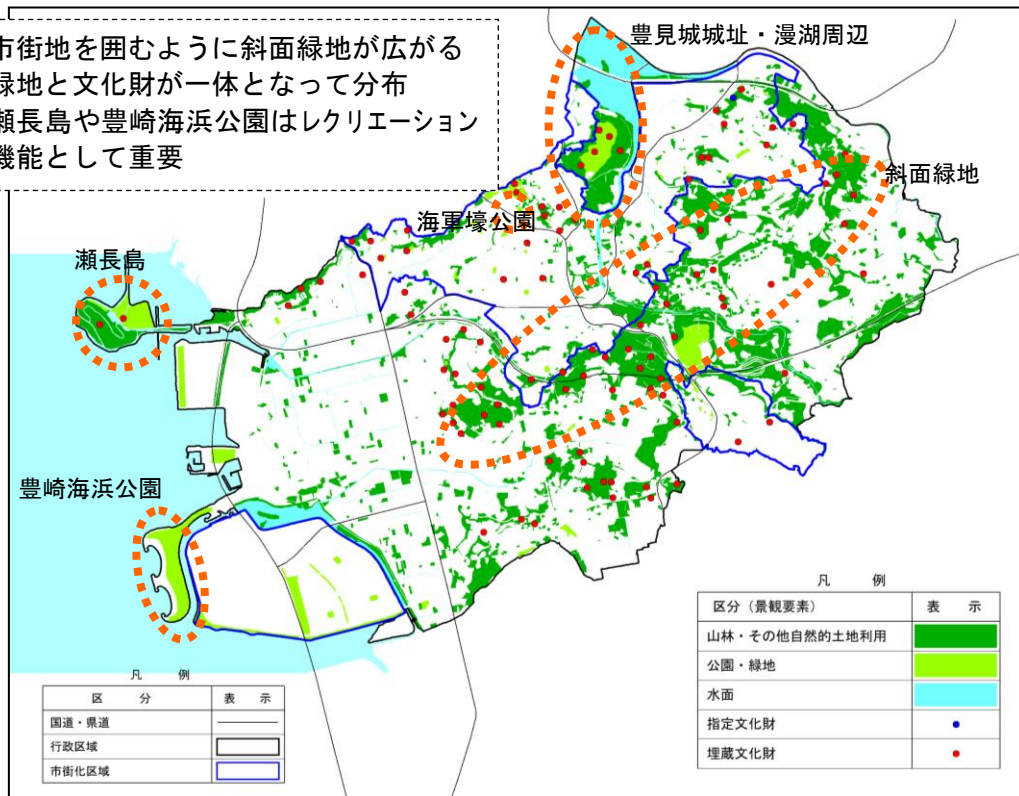
混雑度	目安
2.00 以上	慢性的混雑状態。昼間 12 時間のうち混雑する時間帯が約 70%に達する
1.75-2.00	慢性的混雑状態。昼間 12 時間のうち混雑する時間帯が約 50%に達する
1.25-1.75	ピーク時間帯はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性が高い状態
1.00-1.25	道路が混雑する可能性のある時間帯が 1~2 時間あるものの、何時間も混雑が連続する可能性は小さい
1.00 未満	道路が混雑することなく、円滑に走行できる

資料：H22 交通センサス

・ 広域的な幹線道路や市内を結ぶ幹線道路の整備が必要

図表③-3 主な景観要素の分布状況

- ・ 市街地を囲むように斜面緑地が広がる
- ・ 緑地と文化財が一体となって分布
- ・ 瀬長島や豊崎海浜公園はレクリエーション機能として重要

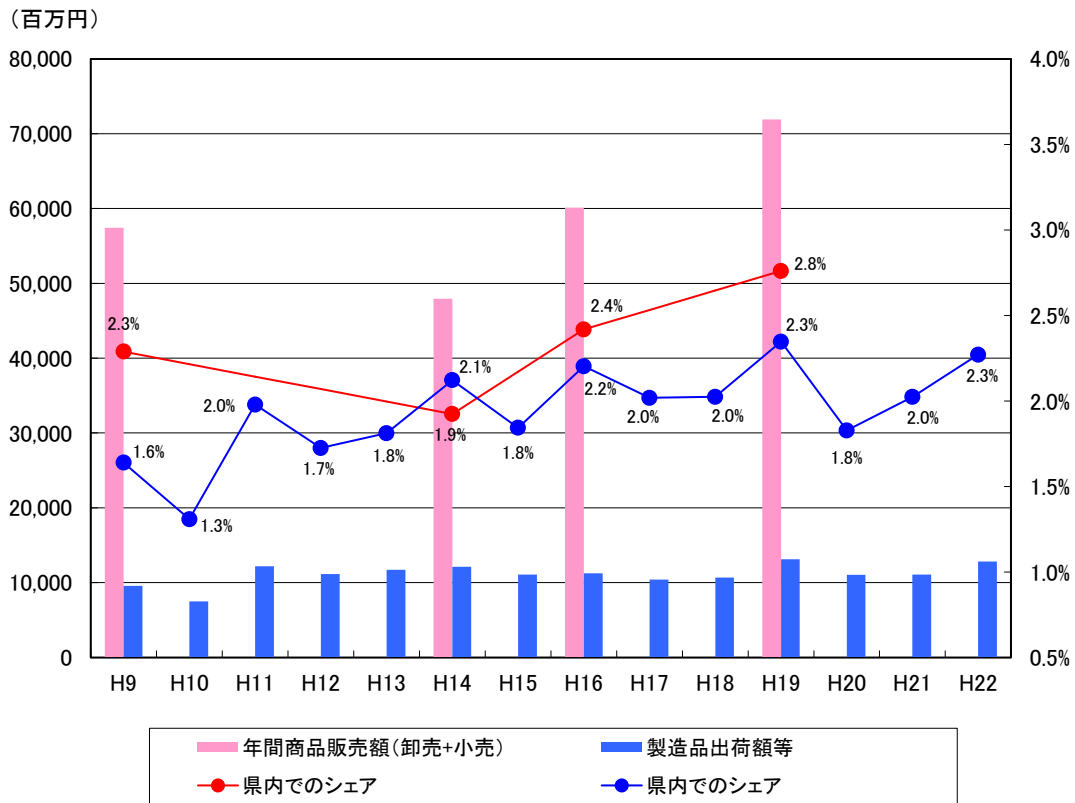


資料：H24 都市計画基礎調査

・ 景観資源の一体的な保全・活用が必要

④「働く場」に関する現況

図表④-1 年間商品販売額と製造品出荷額などの状況



資料：商業統計、工業統計

[近隣他市町との比較]

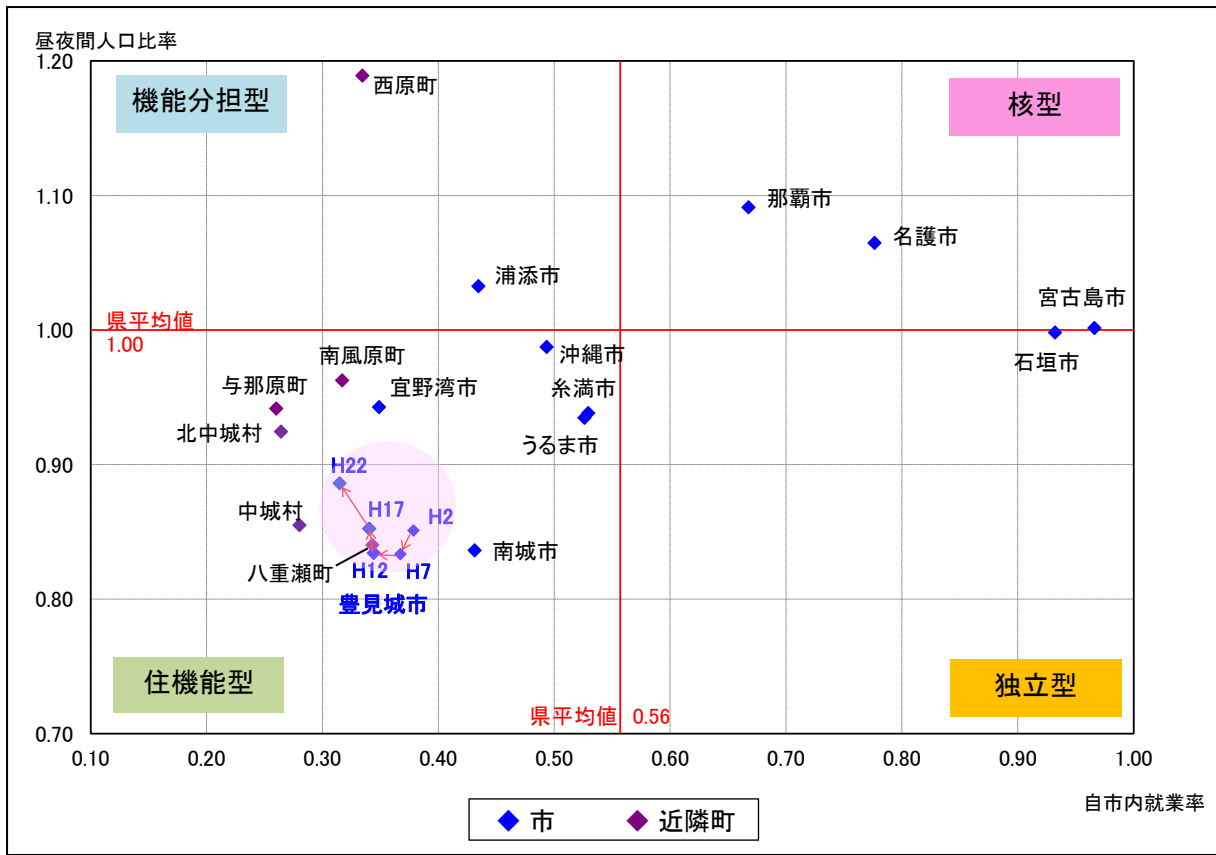
区分	豊見城市	宜野湾市	浦添市	糸満市	南城市	西原町	南風原町
H19年間商品販売額	2.8%	5.2%	22.3%	3.0%	0.8%	0.8%	3.1%
H22製造品出荷額等	2.3%	1.0%	9.4%	6.5%	3.8%	37.5%	1.4%
H22人口	57,261	91,928	110,351	57,320	39,758	34,766	35,244

- ・年間消費販売額は700億円、製造品出荷額は100億円程度の産業規模。県内シェアは年間消費販売額・製造品出荷額ともに5%以下であるが若干の増加傾向
- ・近隣市町と比較して、年間商品販売額、製造品出荷額ともにやや低い水準となっている

・地理的優位性を活かした産業振興による県内シェアの拡大が必要



図表④-2 自市内就業率と昼夜間人口比率



[都市の性格]

- 核型：生活圏における中心都市として機能
- 独立型：1都市である程度独立した生活圏を形成
- 住機能型：周辺都市などの住宅都市として機能
- 機能分担型：職などの機能に特化

資料：国勢調査

・都市の性格は住機能型に分類され、求心力は高くない。昼夜間人口は増加傾向、自市内就業率は減少傾向

・職住近接による自立性を高める都市づくりが必要

図表④-3 H12~H22 流出・流入人口（就業者数）

年次	常住地による 就業者数 (人)	流出		従業地による 就業者数 (人)	流入		従/常 就業者 比率 (%)	流出先 第1位			流入先 第1位		
		就業者数 (人)	流出率 (%)		就業者数 (人)	流入率 (%)		市町村名	流出者数 (人)	流出率 (%)	市町村名	流入者数 (人)	流入率 (%)
H12	21,831	14,315	65.6%	14,406	6,890	47.8%	66.0%	那覇市	9,484	43.4%	那覇市	2,889	20.1%
H17	22,654	14,945	66.0%	15,816	8,107	51.3%	69.8%	那覇市	9,463	41.8%	那覇市	3,307	20.9%
H22	24,666	16,065	65.1%	18,994	9,220	48.5%	77.0%	那覇市	9,054	36.7%	那覇市	3,699	19.5%

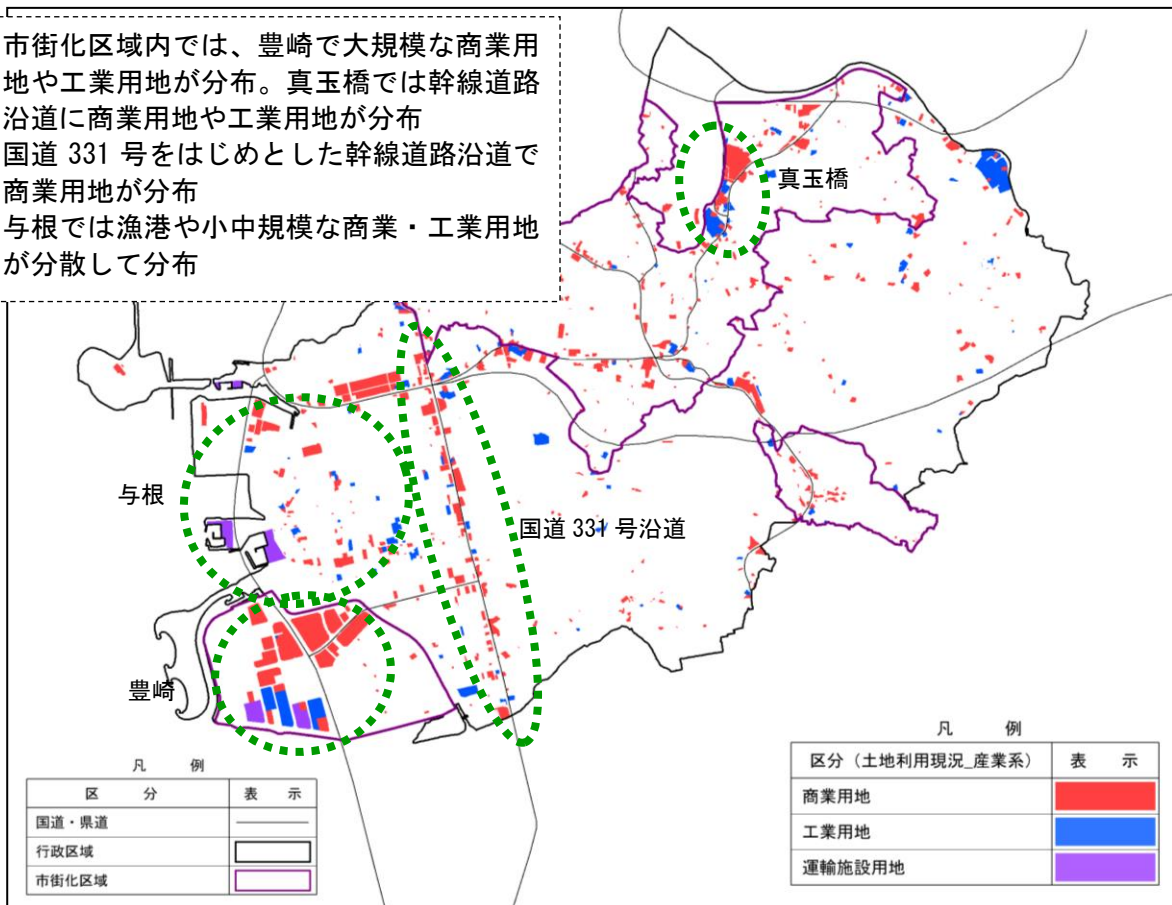
資料：国勢調査

- ・ H12~H22 では流出・流入人口ともに増加しているが、H22 で約 6,000 人の流出超過
- ・ 本市以外では、流出・流入人口ともに那覇市が最も多く、その割合も高い
- ・ 流出超過であり、従業地による就業者数が常住地による就業者数に比べて少ないが、その比率は増加傾向にある。

・ 流入超過への転換を図るため自立性の向上に寄与する産業振興が必要

図表④-4 産業系土地利用の分布状況

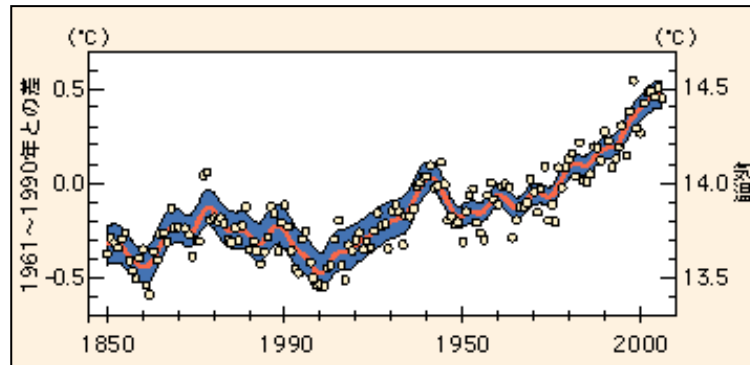
- ・ 市街化区域内では、豊崎で大規模な商業用地や工業用地が分布。真玉橋では幹線道路沿道に商業用地や工業用地が分布
- ・ 国道 331 号をはじめとした幹線道路沿道で商業用地が分布
- ・ 与根では漁港や小中規模な商業・工業用地が分散して分布



・ 西海岸地域の地理的優位性を活かした産業施設用地のさらなる集積が必要

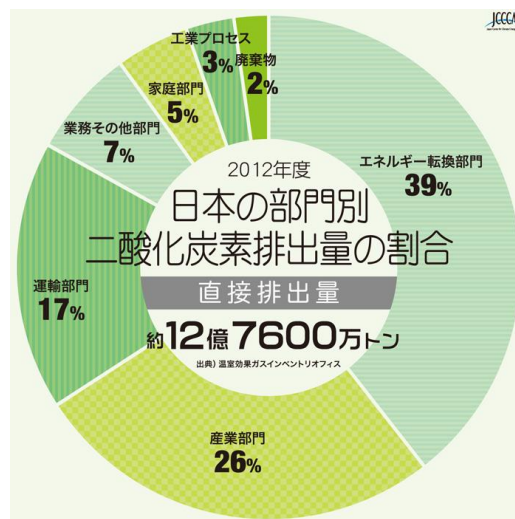
## ⑤ 「社会情勢」に関する現況

図表⑤-1 世界の平均気温の変化



出典：IPCC 第4次評価報告書第1作業部会報告書

図表⑤-2 日本の部門別二酸化炭素排出量の割合（2012年度）



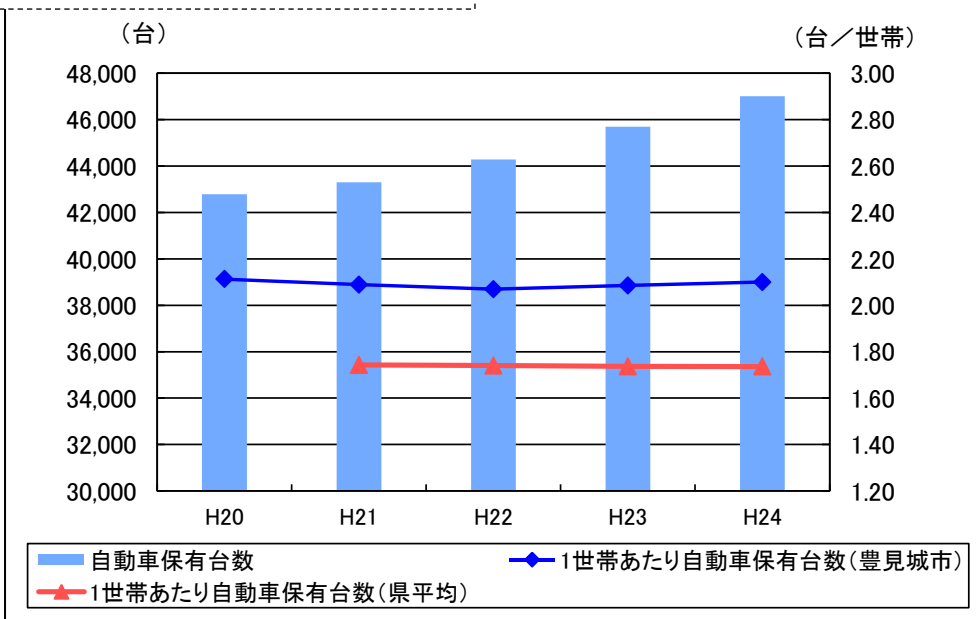
出典：全国地球温暖化防止活動推進センターHP

- ・地球温暖化など世界規模で環境問題が深刻化
- ・市民生活では運輸部門の排出量が多い

・二酸化炭素排出の抑制など低炭素まちづくりが必要

図表⑤-3 自家用車保有数

・年々増加傾向にあり、一世帯あたりの保有台数は約2台と県平均よりも高い



資料：沖縄県統計年鑑、住民基本台帳



・環境負荷の低減に向けて公共交通の充実が必要

# 《全体構想編》



## 第3章 都市づくりの目標

### 3-1 本市の将来像

都市計画マスタープランは20年先を見据えた10カ年計画であることが基本である。

- 現行プラン(2001～2020)の将来像は、

**みどり豊かな健康文化都市・豊見城**  
(サブテーマ)  
～すべての市民が安心して生き生きと暮らせる・活力と賑わいのある街～

- 第四次総合計画(2011～2020)の将来像は、

**「ひと・そら・みどり がつなぐ<sup>とよ</sup>響むまち とみぐすく」**

と示されている。また、本プランの市民アンケートでは「市の将来イメージ」は、

- 「住みやすい住環境のまち」
- 「高齢者や障害者が住みやすい福祉のまち」
- 「防災性に優れた安全に暮らせるまち」
- 「交通の便の良いまち」

などが挙げられ、

#### 「誰もが暮らしやすい都市」

を共通としている。また、第1章1-1改定のポイントで示した2つのテーマ

- 「市の自立性・求心力を高める都市づくり」
- 「広域都市圏の一体的な発展に貢献する都市づくり」

を踏まえた本プランの将来像(2017～2027)を以下のとおり設定する。

**ひと・まち・みどりが調和する誰もが住みやすい都市**

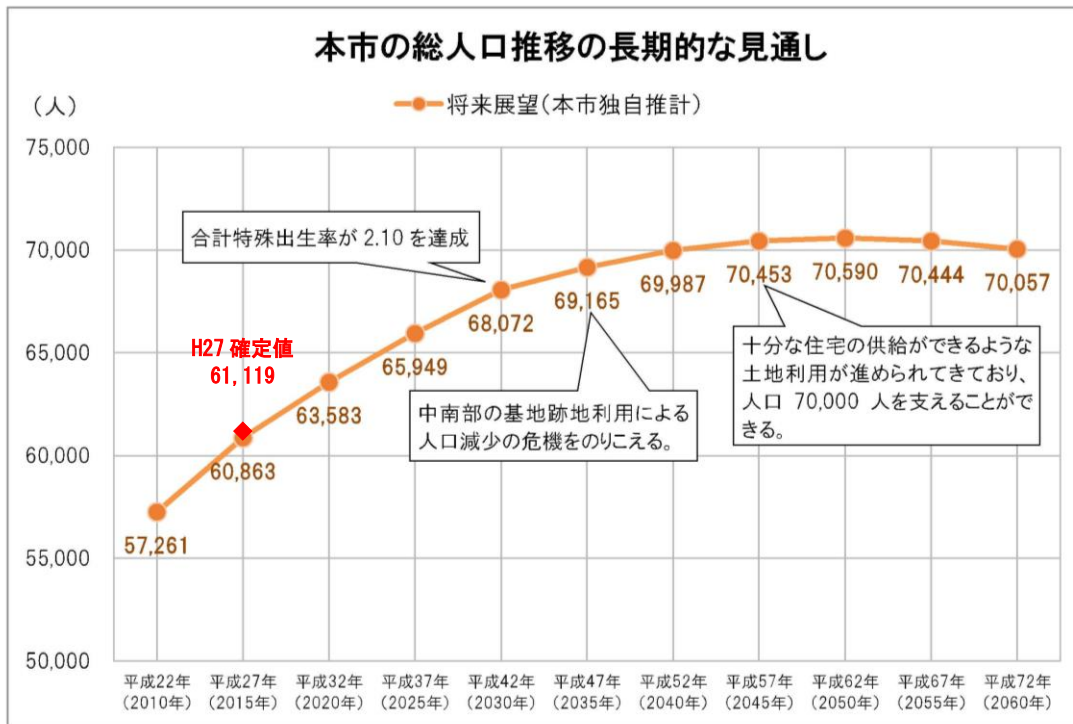
## 3-2 将来フレーム

全国的に人口減少に突入する中、本市においては、人口が増加（平成 27 年国勢調査の確定値によると、5年間で約3,900人増加）しており、過去の人口推移を基に人口推計（コーホート要因法による）を行うと、今後も人口増加が予想される。しかしながら、中南部の基地返還による跡地利用などの新たな魅力の創出によって、本市の魅力が相対的に低下し社会増減への影響が懸念される。

これに対し、「豊見城市人口ビジョン」では、このような見通しを受け止めつつも、第4次豊見城市総合計画や豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略計画における各種施策の推進、居住環境の充実などを図り、70,000人を将来目標に設定している。

そのため、本プランでは、上位計画で掲げた将来目標の達成に向けて、本市への定住意欲を高める多様な都市機能の集積や、目標人口の規模に応じた都市基盤の整備を図るなど、良好な居住環境の形成に向けた都市づくりを進める。

図表 人口展望



資料：豊見城市人口ビジョン及び豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略計画（平成 28 年 3 月）



### 3-3 都市づくりの目標

前章では、5つの視点（①まちの顔②居住③交流④働く場⑤社会情勢）で都市構造上の課題を整理した。

図表 都市構造上の課題

5つの視点	これまでの成果	都市構造上の課題
①まちの顔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊見城・高安地区地区計画による道路整備</li> <li>・県道 68 号線拡幅に合わせた商業系用途変更による中心市街地の利便性向上</li> <li>・幹線道路の拡幅整備による中心市街地へのアクセス性向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「まちの顔」としての商業系用途地域の適正配置と商業機能をはじめとした都市機能の集積誘導</li> <li>・多様な都市機能の集積による求心力の向上</li> <li>・上田交差点北側のまとまりのある低未利用地の有効活用</li> <li>・中心市街地と市内外の他拠点を結ぶ道路・交通ネットワークの強化</li> <li>・豊崎などの他拠点との役割・機能分担</li> </ul>
②居住	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊見城土地区画整理事業による良好な住宅地の形成</li> <li>・宜保土地区画整理事業による良好な住宅地の形成</li> <li>・豊崎地先開発事業による良好な住宅地、産業拠点の形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口増加に対する受け皿の確保と良質な住宅地の形成</li> <li>・都市施設の継続的な整備による整備水準の向上</li> <li>・継続的な都市基盤の整備と基盤整備された地区の有効活用</li> <li>・市内の拠点を結ぶ公共交通の維持、利便性の向上</li> <li>・人口密度や生活利便施設集積の維持・向上</li> <li>・市街化区域内におけるまとまりのある低未利用地の有効活用と用途地域の適正配置</li> <li>・防災対策や公共交通施策などの超高齢社会を見据えた都市づくり</li> <li>・市街化区域縁辺部で立地する工業・産業系施設と隣接する住宅地との調和</li> </ul>
③交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種道路整備による交通利便性の向上</li> <li>・豊崎海浜公園の整備による豊崎の観光レクリエーション機能の向上</li> <li>・瀬長島の開発や周辺整備による観光レクリエーション機能の向上</li> <li>・沖縄空手会館及び工芸の杜の誘致</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域インフラを活かした近隣都市や市内拠点間の連携・交流の強化</li> <li>・国道 331 号などの広域的な幹線道路、拠点間を結ぶ幹線道路の整備</li> <li>・市街地内・外に残存する斜面緑地や漫湖の干潟、文化財など景観資源の一体的な保全・活用による地域活性化</li> <li>・豊見城城址及びその周辺の整備による文化観光機能の向上</li> </ul>
④働く場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄西海岸道路の整備や豊崎地先開発事業による業務・流通機能の集積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄西海岸道路の整備、那覇空港第2滑走路の増設や那覇空港自動車道の整備による交通利便性や地理的優位性を活かした産業用地の集積</li> <li>・職住近接による自立性の向上に寄与する産業振興</li> <li>・地域特性に応じた産業振興と周辺環境との調和</li> </ul>
⑤社会情勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内一周バスの運行開始による市内公共交通の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低炭素まちづくりの推進</li> <li>・環境負荷の低減に向けて公共交通の充実</li> </ul>

3-1 都市の将来像を踏まえ、5つの視点（①まちの顔②居住③交流④働く場⑤社会情勢）に対する目標とそれらを推進するためのプラス1の目標を次のように設定する。

**将来像：「ひと・まち・みどりが調和する誰もが暮らしやすい都市」**

サブテーマ～「市の自立性・求心力を高める都市づくり」～  
～「広域都市圏の一体的な発展に貢献する都市づくり」～

**①「まちの顔」の視点に対する目標：魅力的な「まちの顔」の創出**

中心地の利便性・拠点性を活かしたまちの顔づくりや多様な都市機能の集積を図る

[関連する都市計画施策分野] 市街地整備、土地利用、環境・景観

例：庁舎の建設、計画的な市街地の形成（地区計画など）

**②「居住」の視点に対する目標：便利で快適な住宅地の形成**

地域特性に応じた良好な住宅地の形成や、快適な暮らしを支える各種基盤施設の整備を進める

[関連する都市計画施策分野] 市街地整備、土地利用、環境・景観、下水道・河川、防災

例：景観計画による良好な景観の形成、市街化調整区域の地区計画

**③「交流」の視点に対する目標：交流・連携の促進によるにぎわいの創出**

円滑な移動を支える都市基盤施設を整備し、市内外の交流・連携の強化を図る

[関連する都市計画施策分野] 道路・交通、土地利用、環境・景観

例：西海岸道路の整備、那覇空港自動車道・ICの整備、幹線道路の整備、  
瀬長島の整備、豊見城城址公園跡地利用、グスクを活用した公園の整備

**④「働く場」の視点に対する目標：雇用と活力を生み出す産業の振興**

空港、港湾、那覇市との近接性や地域特性を活かした観光地・産業地を形成する

[関連する都市計画施策分野] 道路・交通、土地利用

例：物流産業の集積

**⑤「社会情勢」の視点に対する目標：都市とみどりが調和する環境にやさしい都市の構築**

公共交通への利用転換、斜面緑地などの自然環境との調和など、環境負荷の小さい都市づくりを進める

[関連する都市計画施策分野] 土地利用、道路・交通、環境・景観、下水道・河川

例：モノレールの延伸やLRTの導入を含めた新しい公共交通ネットワークの構築

**⑥「プラス1」の目標：協働・参画による地域のまちづくりの推進**

市民や事業者などとの協働による個性豊かな都市づくりを進める

[関連する都市計画施策分野] すべて

例：都市計画提案制度の推進、地区計画の申出制度の活用

将来像の実現に向けて、都市づくりの目標を以下に示す。

## 1 魅力的な「まちの顔」の創出

- 本市の中心市街地（上田交差点周辺）では、賑わいのある「まちの顔」として、活発な都市活動の牽引及び日常生活を支える各種都市機能（商業、業務、行政、医療、子育て支援、交流 など）の集積を図るなど、求心力のある場づくりを進める。
- 中心市街地における低未利用地の有効活用により、教育機能や子育て支援機能が集積した子育てしやすい住宅地の形成や幹線道路沿道、インターチェンジ周辺の利便性を活かした商業地の形成など、魅力的な市街地の整備を図る。
- 地域特性に応じた拠点づくりを進めることにより、豊崎などの都市拠点などとの連携・役割分担を図り、多様な拠点と連携した都市全体の魅力化を推進する。



中心市街地（上田交差点周辺）



新庁舎イメージ

## 2 便利で快適な住宅地の形成

- 幹線道路沿道などの利便性の高い場所に快適な生活を支える各種都市機能の集積を図るとともに、その利用圏である市街地内の低未利用地を中心に、新たな居住の受け皿となる住宅地の供給を図る。
- 快適な暮らしやすい都市空間の形成に向けて、道路・公園などの都市基盤の適正な整備・維持管理、低未利用地の利活用を進めつつ、日常生活に不可欠な医療・福祉や教育、文化機能などの効果的な整備・充実を図る。
- ゆとりや潤いを感じられる環境形成に向けて、市街地周辺の緑地の保全や親水空間の整備、街並みの良好な景観形成などを総合的に推進する。



豊崎の住宅地



豊見城団地周辺

### 3 交流・連携の促進によるにぎわいの創出

- 市内外の円滑な移動を支える広域的な幹線道路の整備を推進することで、市内外における人・モノの交流・連携を促進し、利便性の高い都市づくりを進める。
- 拠点間を結ぶ幹線道路の整備を推進するとともに、公共交通ネットワークを構築することで、地域間の交流と連携を強化し、にぎわいの創出を図る。
- 自然環境や歴史・文化的資源などの本市固有の地域資源を活かし、その魅力を最大限に引き出しながら、身近な交流の場づくりを進める。



沖縄西海岸道路（豊見城道路）



沖縄空手会館イメージ

### 4 雇用と活力を生み出す産業の振興

- 空港・港湾・那覇市への近接性や那覇空港自動車道のインターチェンジの好条件を活かし、豊崎をはじめとした西海岸地域における産業振興に資する都市的土地利用を誘導する。
- 空港近傍の地理的優位性、自然環境や伝統文化などの地域資源を活かし、観光・国際交流の場づくりを進める。
- 沖縄西海岸道路（豊見城道路）の拡幅整備効果を活かし、新たな産業（医療、健康 など）や物流拠点の形成も図りながら、多くの雇用や地域活力を創出する産業の場づくりを進める。



豊崎の工業地域



ウミカジテラスと周辺整備（瀬長島）

## 5 都市とみどりが調和する環境にやさしい都市の構築

- 高齢社会と環境保全に対応した誰もが暮らしやすい都市づくりを支える「都市が備えるべき装置」として、路線バスやコミュニティバスなどを位置づけるとともに、新しい公共交通システムの導入も視野に入れて、利便性の高い公共交通ネットワークの構築を推進する。
- 良好な自然環境や歴史・文化的資源を積極的に保全するとともに、饒波川や斜面緑地、海岸線をつなぐ水と緑のネットワークの形成を図り、自然と共生する都市づくりを推進する。
- 全国的に頻発する大規模地震やそれに伴う津波による被害を軽減するため、災害危険箇所における避難路・緊急輸送路、防災拠点の整備をはじめ、災害に強い安全・安心な都市づくりを推進する。



饒波川



市街地を囲む斜面緑地

## 6 協働・参画による地域のまちづくりの推進

- 目標1～5の取組過程では、市民、事業者、自治会、NPOなどの地域の多様な主体の参加を促し、協働による地域の実情を踏まえた個性的な都市づくりを進める。
- 良好な街並みの保全・創出、公園の維持・管理及び歴史・文化的資源を活かした地域活性化などの地域が主体的に関わるべき分野について、市民への情報の提供や参加意識の啓発、参加機会の創出を図る。



まちづくり協議会



景観まち歩き



## 第4章 将来の都市構造と土地利用

### 4-1 将来都市構造

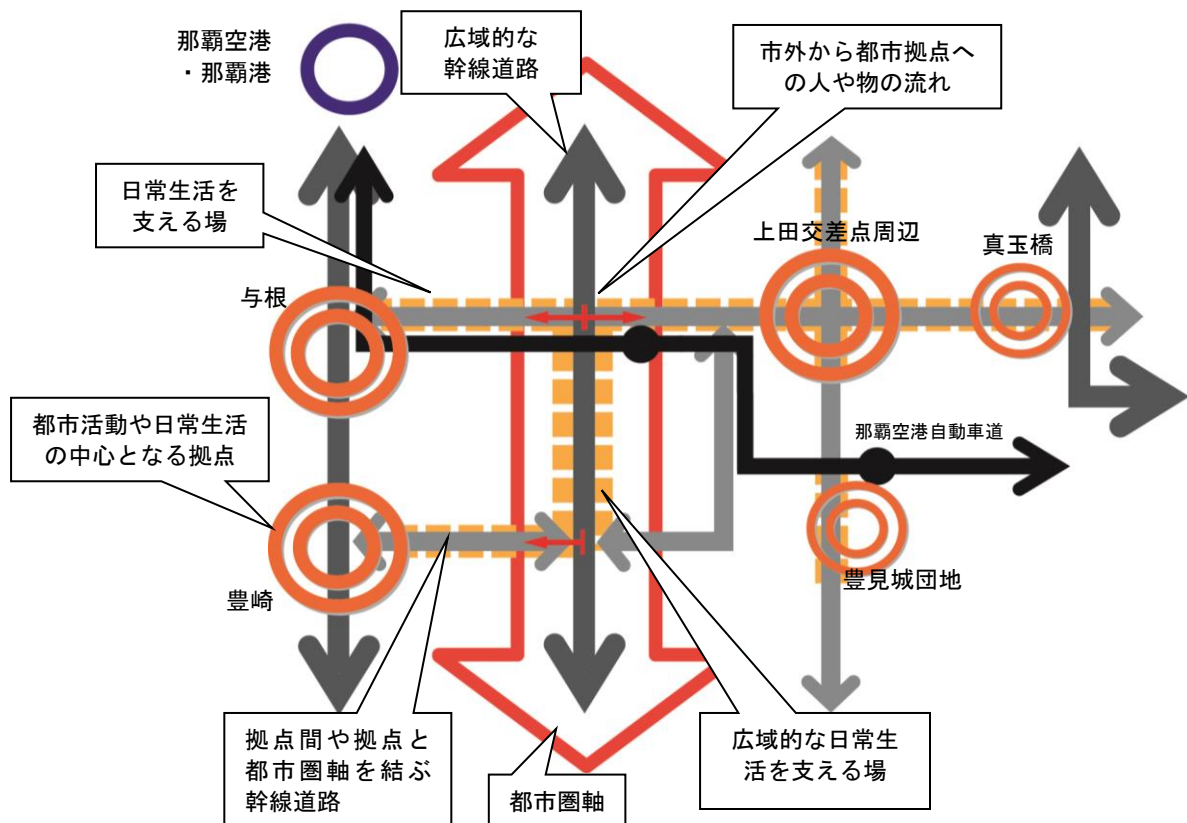
#### (1) 都市構造構築の基本的な考え方

本市の都市づくりの方向性を明らかにするため、今後、どのような都市機能を配置し、どのような施設配置や土地利用を目指すか、といった基本的な方向性を「将来都市構造」として整理する。

都市構造の構築に関する基本的なイメージは、以下のとおりである。

- 地区の特性に応じた「都市活動や日常生活の中心となる拠点」を形成し、都市機能の一極集中ではなく、拠点同士が機能を補い合う、市全体としてバランスのとれた多核連携型の一体的な構造を構築する。
- 「都市活動や日常生活の中心となる拠点」では、それぞれの地域特性に応じた都市機能の集積を図る。また、「都市圏軸」を形成する「広域的な幹線道路」沿道は、その広域的な機能・役割を踏まえ、「広域的な日常生活を支える場」として計画的な土地利用の誘導を図る。
- 「拠点間や拠点と都市圏軸を結ぶ幹線道路」の道路・交通ネットワークを強化し、広域交流と市内の交流を促進する。また、その道路沿道を中心に、「日常生活を支える場」として計画的な土地利用の誘導を図る。
- 「広域的な幹線道路」と「拠点間や拠点と都市圏軸を結ぶ幹線道路」の交差点では、那覇空港・那覇港との近接などの地理的優位性・交通利便性を活かした産業・流通、市全体を対象とした都市機能の集積を図る。

図表 都市構造構築のイメージ



## (2) 将来都市構造の設定

本市の将来都市構造を「拠点」、「軸」及び「ゾーン」の3つの要素から具体的な配置などについて、上位・関連計画における位置づけや都市の現況などを踏まえて整理する。

●拠点

日常生活・都市活動の中心となる場であり、点的な構成要素

●軸

都市の骨格をなす道路や河川、緑地帯であり、線的な構成要素

●ゾーン

概ね利用区分毎の土地のまとまりであり、面的な構成要素

### ①拠点について

名称と役割	位置づける場所
①都市拠点 …多くの人が集い交流するまちの顔づくりや、多様な都市機能が集積し活発な都市活動を牽引する場	・ 中心市街地（上田交差点周辺） ・ 豊崎
②生活交流拠点 …地域の日常生活やコミュニティ・交流を支える場	・ 真玉橋（県道11号線沿道周辺） ・ 高嶺（豊見城団地周辺）
③産業拠点 …交通の利便性などを活かした産業・流通機能が集積し、市の産業振興を牽引する場	・ 豊崎西部 ・ 与根（与根ゴルフ場周辺）
④緑の拠点 …良好な緑・水辺の環境を活かしながら、市民の休息やレクリエーション活動を支える場	・ 瀬長島 ・ 漫湖 ・ 豊見城総合公園 ・ 豊見城城址 ・ 海軍壕公園
⑤歴史・文化拠点 …歴史・文化的資源を活かして、観光・交流活動の活性化を担う場	・ 豊見城城址一帯 ・ 海軍壕公園 ・ 保栄茂グスク一帯 ・ 長嶺グスク一帯
⑥海洋レクリエーション拠点 …美しいサンゴ礁景観を守りつつ、海の世界を活かした観光・交流活動の活性化を担う場	・ 瀬長島 ・ 豊崎海浜公園



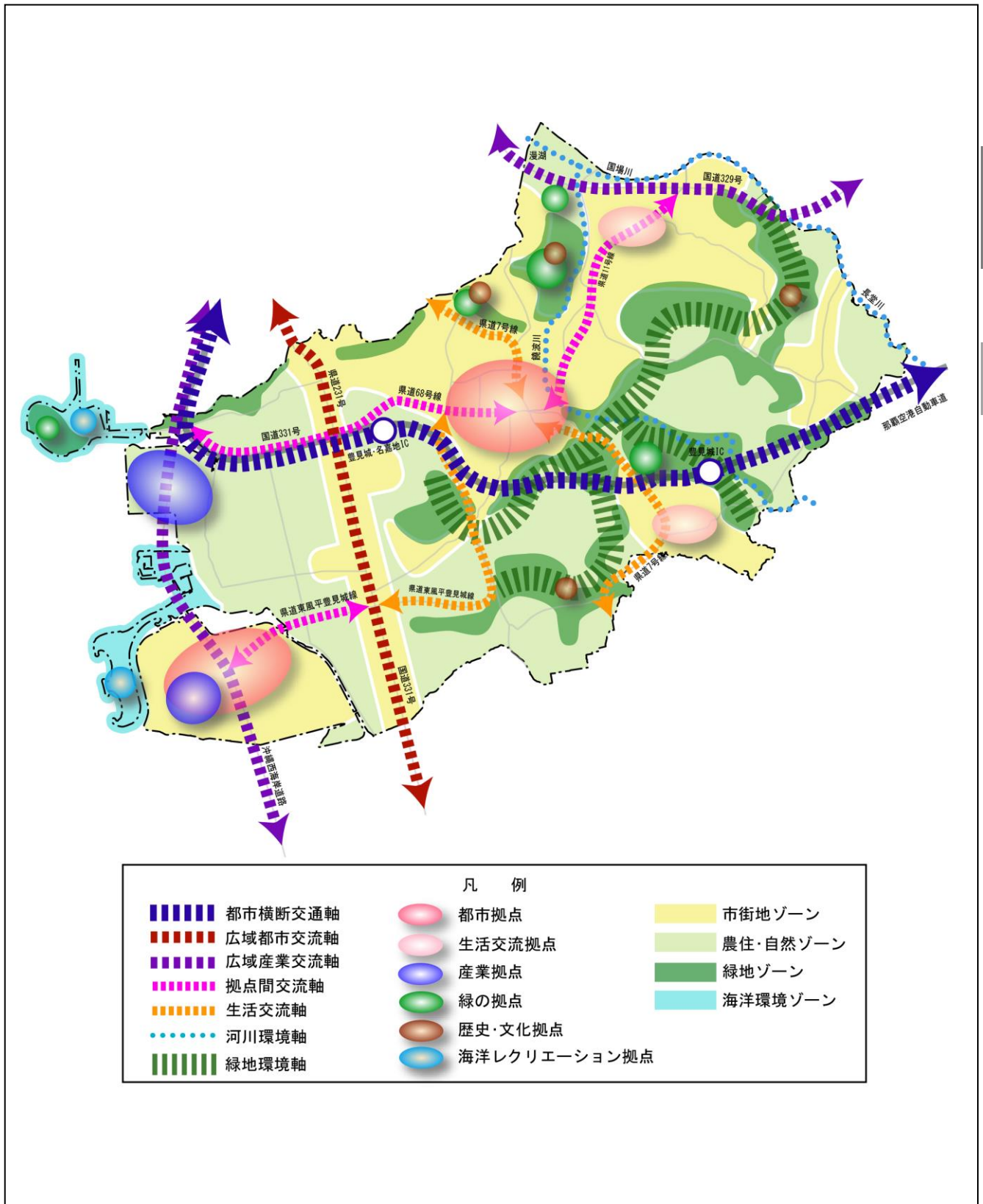
## ②軸について

名称と役割	位置づける路線など ※一部区間の場合あり
①都市横断交通軸 …都市間を連絡し、広域的な交流を支える道路	以下の路線 ・那覇空港自動車道
②広域都市交流軸 …那覇市などとの広域的な交流を支える道路、鉄軌道などの主要な公共交通動線	以下の路線及び沿道周辺 ・国道 331 号（名嘉地以南）
③広域産業交流軸 …都市間を連絡し、産業・流通機能を支える道路	以下の路線及び沿道周辺 ・沖縄西海岸道路 ・国道 329 号
④拠点間交流軸 …都市拠点と広域都市交流軸や広域産業交流軸を連絡し、広域的な交流や拠点間の交流を支える道路、主要な公共交通動線	以下の路線及び沿道周辺 ・国道 331 号（名嘉地以西） ・県道 11 号線 ・県道 68 号線 ・県道東風平豊見城線
⑤生活交流軸 …中心市街地と各地域を連絡し、地域の日常生活を支える道路、公共交通動線	以下の路線及び沿道周辺 ・県道 7 号線 ・県道東風平豊見城線
⑥河川環境軸 …特徴的な自然環境、潤いのある都市環境を支える河川など	・国場川 ・饒波川 ・長堂川 ・漫湖
⑦緑地環境軸 …都市における緑の背景としての良好な景観や歴史・文化的資源の価値を支える緑地	・丘陵地・斜面緑地

## ③ゾーンについて

名称と役割	位置づける場所
①市街地ゾーン …住宅地としての良好な環境、商業地としての買い物に便利な環境、工業・流通業務地としての働きやすい環境などを備えた日常生活・都市活動を支える地域	・現在の市街化区域を中心とした地域
②農住・自然ゾーン …集落と農地が共生し、良好な住環境や生産環境、景観などを支える地域	・現在の市街化調整区域を中心とした地域
③緑地環境ゾーン …森林の保全、管理された緑地空間として維持・保全を図る地域	・丘陵地・斜面緑地 ・豊見城総合公園 ・豊見城城址 ・海軍壕公園
④海洋環境ゾーン …観光資源としての活用や漁村の営みに配慮しつつ、サンゴ礁の特徴的な環境・景観の保全を図る地域	・瀬長島 ・与根漁港 ・豊崎海浜公園

《将来都市構造図》



## 4-2 土地利用構想

### (1) 土地利用の基本方針

#### 《市街化区域の土地利用のあり方》

- ・将来都市構造を踏まえ、「都市拠点」として位置づけられる中心市街地周辺などについては、地域の特性に応じて高度な利用を図ることによって、市全体を対象とした都市活動や日常生活を支える商業系または複合系の土地利用を図る。
- ・都市的土地利用を誘導する場所については、戸建てによる低層・低中層、中高層の住宅地としての利用を基本としながら、将来都市構造上の位置づけを踏まえて、「生活交流拠点」や主要な幹線道路沿道を中心に、商工業系または複合系の土地利用を図る。

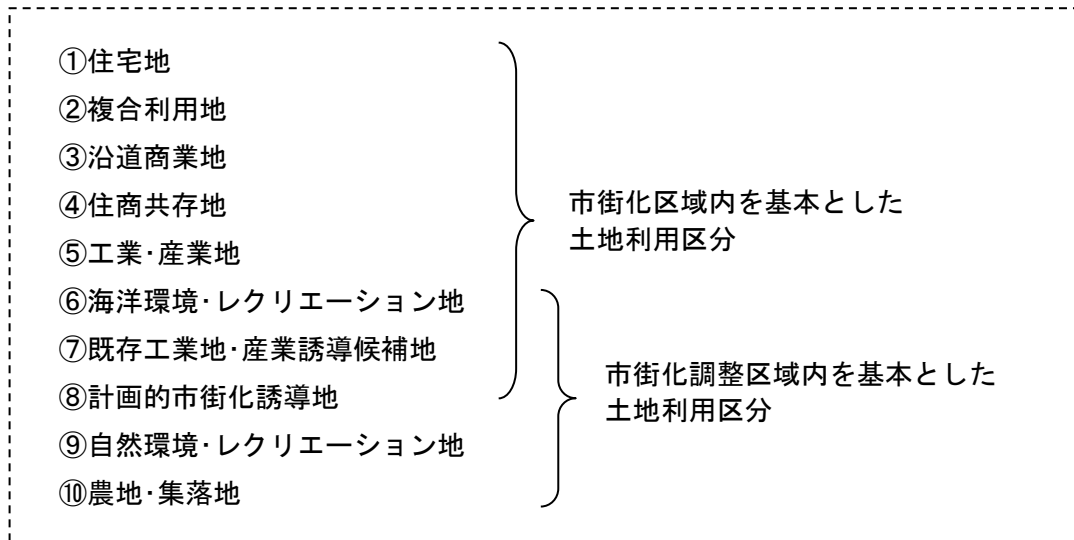
#### 《市街化調整区域の土地利用のあり方》

- ・基本的に無秩序な市街化を抑制し、営農環境や自然環境、既存集落の住環境の保全を図る。
- ・将来都市構造上の拠点や主要な幹線道路沿道については、市全体からみた種々の優位性を踏まえ、市街地としての位置づけも視野に入れながら、都市的土地利用を計画的に誘導する。
- ・既存集落においては、地域との協働により住環境の維持・保全に資する土地利用を図る。

## (2) 土地利用の区分と配置方針

### [土地利用の区分]

土地利用の基本方針を踏まえ、本市の土地利用区分を以下のように設定する。



### [土地利用の配置方針]

土地利用区分ごとに、土地利用の規制・誘導の考え方と配置イメージを整理する。

①住宅地	
土地利用の 規制・誘導方針	●低層、低中層、中高層の住宅地としての利用を基本としながら、身近な商業施設や教育施設、福祉施設などの生活利便施設を必要に応じて立地する土地利用を図る。
配置イメージ	●住居系市街化区域を中心とした地区

②複合利用地	
土地利用の 規制・誘導方針	●中高層の住宅地としての利用を基本としながら、行政施設や教育施設、医療施設、商業施設をはじめとした、市全体を対象とした日常生活を支える利便施設の集積・誘導など、地理的優位性を活かした有効な土地利用を図る。
配置イメージ	●上田交差点の周辺一帯

③沿道商業地	
土地利用の 規制・誘導方針	●広域的な幹線道路と接続し、かつ都市拠点と連絡する幹線道路沿道では、その利便性を活かし、車利用に対応したロードサイド型の商業施設や、流通・業務施設などが立地する非住居系を基本とした土地利用を図る。
配置イメージ	●県道 68 号線、県道東風平豊見城線、県道 11 号線沿道の一部、県道 7 号線と豊見城団地を結ぶ市道沿道の一部

④住商共存地	
土地利用の 規制・誘導方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市の中心市街地と各地域や那覇市街地などの隣接都市を連絡する幹線道路沿道という利便性を活かし、それぞれの道路の機能などに応じて、集合住宅を含む多様な住宅と、周辺居住者の日常生活を支える便利施設が共存する土地利用を図る。</li> <li>●国道 331 号沿道は、今後の拡幅整備の進捗を踏まえつつ、住宅と沿道サービス施設等が共存する広域都市交流軸の沿道としてふさわしい土地利用を図る。</li> </ul>
配置イメージ	●国道 331 号、県道 11 号線、県道 7 号線、県道 231 号線沿道の一部

⑤工業・産業地	
土地利用の 規制・誘導方針	●広域的な幹線道路へのアクセス利便性を活かし、周辺住宅地との調和にも留意しながら、工場や流通・業務施設などによる専用性の高い工業・産業地としての土地利用を図る。
配置イメージ	●工業系市街化区域のうち、大規模な工業・産業系の利用が図られている、又は予定されている地域

⑥海洋環境・レクリエーション地	
土地利用の 規制・誘導方針	●良好な海浜環境を保全するとともに、海浜の特性や、交通利便性、広大な敷地などを活かし、市民が海と親しみ、県内外多くの人が集い憩えるような観光レクリエーション地としての土地利用を図る。
配置イメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●瀬長島、与根漁港から豊崎海浜公園にかけての海岸線</li> <li>●豊崎北西部</li> </ul>

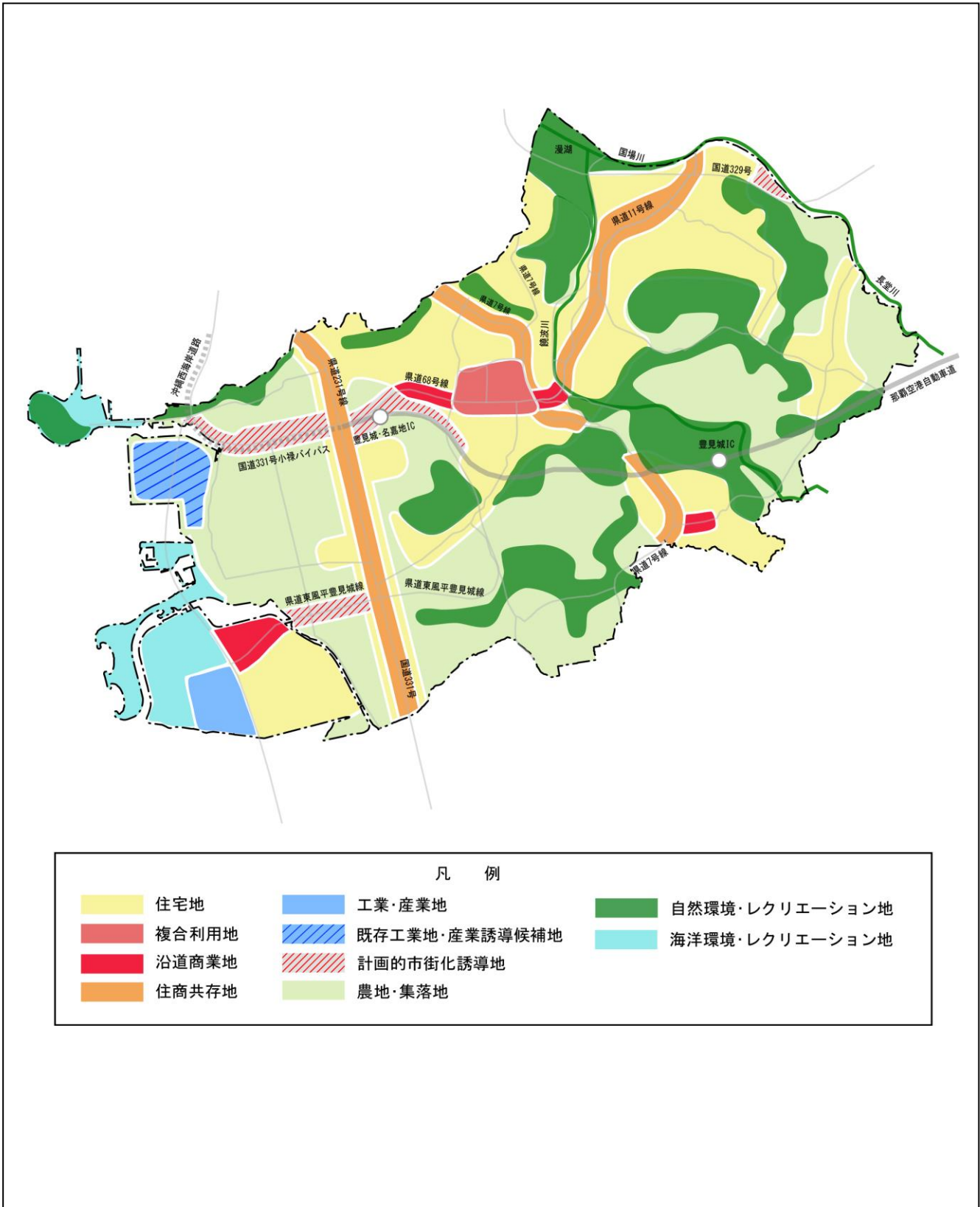
⑦既存工業地・産業誘導候補地	
土地利用の 規制・誘導方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広域的な幹線道路沿道という利便性を活かし、工場や流通・業務施設、健康・医療施設などの新規集積の誘導を検討する。</li> <li>●既存の流通・業務地については、周辺環境と調和した土地利用を図る。</li> </ul>
配置イメージ	●沖縄西海岸道路沿道の一部の周辺

⑧計画的市街化誘導地	
土地利用の 規制・誘導方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広域的な幹線道路の沿道や各都市拠点の周辺に位置するなど、市全体からみた種々の優位性を活かし、増加傾向にある宅地需要への対応や都市機能の強化に寄与する土地利用を図る。</li> <li>●具体的には、沿道部では各路線の特性に応じて「沿道商業地」または「住商共存地」としての利用を、沿道後背地では「住宅地」としての利用を基本に、市街地としての位置づけも視野に入れながら、都市的土地利用を計画的に誘導する。</li> </ul>
配置イメージ	●国道 331 号小祿バイパス沿道、国道 329 号沿道の一部、県道 68 号線及び県道東風平豊見城線沿道の一部

⑨自然環境・レクリエーション地	
土地利用の 規制・誘導方針	●緑地、河川、公園などの良好な自然環境は積極的に保全を図るとともに、市民の憩いや環境教育、観光レクリエーションなどに資する場として有効活用を図る。
配置イメージ	●斜面緑地、瀬長島、豊見城総合公園、豊見城城址、海軍壕公園、饒波川、長堂川、漫湖

⑩農地・集落地	
土地利用の 規制・誘導方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業生産や治水、景観などを支える優良農地は、積極的に保全を図る。</li> <li>●既存集落や計画的に開発された住宅団地などについては、低層を基本とした良好な住環境の維持・保全を図る。</li> <li>●なお、日常生活を支える拠点を形成しているなど、地域のなかで優位性の高い場所や、市街化区域に隣接・近接し市街化が進行しているなど、地域環境上そのまま放置することが不適切な場所については、地域の活力維持や環境保全などを図るべく、市街地としての位置づけも視野に入れながら、適正な土地利用を誘導する。</li> </ul>
配置イメージ	●市街化調整区域内の農地や既存集落

《土地利用構想図》





## 第5章 分野別方針

### 5-1 市街地・拠点に関する方針

#### (1) 基本方針

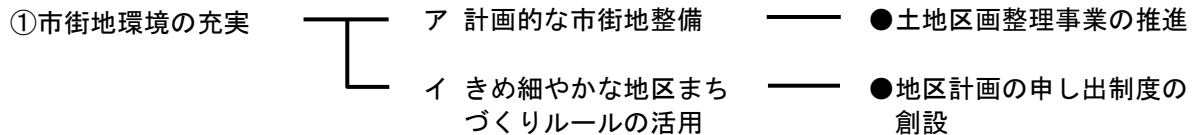
### 良好な都市基盤を備えた暮らし、産業・交流の場をつくる

- ・市街地や拠点となる地区は、快適・利便な暮らしや、活力ある産業・交流を支える中心的な場として充実を図るため、地域の特性に応じて、土地区画整理事業や地区計画制度などの手法を適切に活用し、良好な都市基盤、機能を備えていく。
- ・市街化調整区域の集落においても、活力ある良好な暮らしの場として活用を図るため、必要な基盤整備や、適切な開発誘導を進める。

#### (2) 整備・誘導の方針

##### ① 市街地環境の充実

##### 《施策の体系》



##### [関連する基本目標]

- 基本目標①：魅力的な「まちの顔」の創出
- 基本目標②：便利で快適な住宅地の形成

##### ア 計画的な市街地整備

市街地においては、道路などの整備事業や、土地区画整理事業、良質な民間開発の誘導など、地域の状況に応じた手法を活用し、良好な都市基盤を備えた住宅地の形成に努める。

特に、中心市街地の北部など、まとまった低未利用地が残存する箇所では、都市基盤が未熟なまま宅地化が進まないよう、地域の意向を踏まえつつ、優先的・計画的に取り組む。

##### イ きめ細やかな地区まちづくりルールの活用

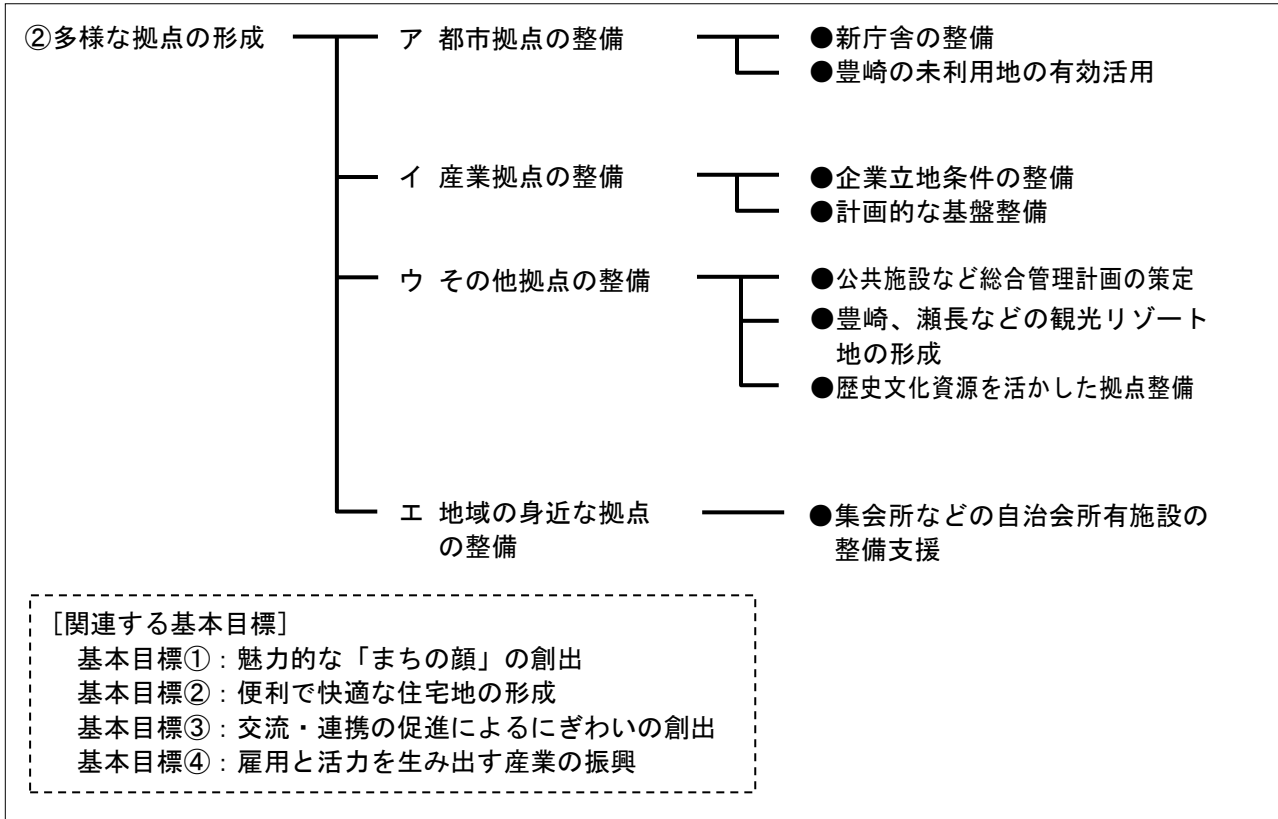
土地区画整理事業及び大規模な民間開発を行う地区、また、良好な都市基盤を備えた地区では、良好な環境の維持・保全を図るため、きめ細やかなルールを定めることのできる建築協定や地区計画などを地域の意向を踏まえながら活用する。

旧集落や都市基盤が未成熟な地区においても、狭あい道路の課題、防災・防犯上の課題及び低未利用地が多く無秩序な開発が懸念されるなどの各地区が抱える各々の課題について、建築協定や地区計画を活用することにより解決に努める。

また、既に建築協定や地区計画を定めた地区では、地区計画の申し出制度の活用により、地域主体によるまちづくりルールを作成を促進する。

## ② 多様な拠点の形成

### 《施策の体系》



### ア 都市拠点の整備

「都市拠点」として位置づけられる中心市街地周辺などでは、土地区画整理事業のほか、都市計画道路や都市公園の整備などとの連携を考慮しながら計画的な市街地整備を推進し、人口集積などを進めるにふさわしい良好な市街地の形成を図る。

特に、本市の核として魅力ある中心市街地周辺では、商業・業務施設の誘導や、新庁舎をはじめ、文化施設や交流・集会施設などの公共公益施設の集積により、中核地としての機能強化を図る。さらに、駐車場や公共交通の充実に努め、交通利便性の向上を図るとともに、豊崎などの各拠点と連携強化・機能分担することで、交流の活性化、賑わいの創出を図る。また、饒波川を活用した親水性の高い公園整備について検討を行い、水と緑に囲まれた潤いのある市街地形成を行う。

豊崎は広域的な商業・業務機能の集積地として、都市拠点としての機能強化に寄与することを基本に、未利用地の有効活用を図る。

### イ 産業拠点の整備

「産業拠点」として位置づけられる豊崎などでは、那覇空港への近接性や那覇空港自動車道への交通アクセスなど、市全体としての交通利便性の高い場所を有効活用する観点から、産業・流通機能などの集積を図る。また、豊崎の西部では、海浜の特性や、交通利便性、広大な敷地などを活かし、本市の観光産業を牽引する場として、観光関連機能の集積を図る。

与根の北西部については、産業用地の集積を図るため、土地区画整理事業や地区計画、開発行為な

どの活用による基盤整備を検討するなど計画的に取り組み、条件が揃えば、市街化区域への編入について検討する。また、物流系のみならず、豊見城中央病院の移転を契機に、医療系の関連施設が集積した広域的な健康・医療機能の拠点としての環境充実を図る。

### ウ その他拠点の整備

商業施設や公共施設などの生活利便機能が集積する場所については、市民の暮らしやコミュニティ・交流を支える「生活交流拠点」として、利便性・快適性の向上を図るため、地域の高齢化などに対応した公共施設の改善や、施設間の連携を考慮した連続性のある歩道の整備、分かりやすいサインの設置などに努める。また、市全域の商業の振興を図るため、既存の商店街や通り会の活性化をはじめ、各事業者の新たな事業展開に対する支援の充実とともに、既存の販路に加え、新たなマーケットの構築、環境づくりを行う。

公共施設に関しては、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組み、全体的な視点から公共施設の適正規模・適正配置に努める。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックなどに向けて競技団体などの合宿誘致を推進し、スポーツ施設の維持・充実に努める。

拠点間については、「都市拠点」と「生活交流拠点」、各「生活交流拠点」間の連絡を中心としながら、拠点相互を結ぶ道路の整備などを図り、拠点機能の連携強化による、多様な交流を促進する。

豊崎及び瀬長は、「豊見城市観光振興計画（H25.3）」に基づき、リゾートホテル、体験施設、コンベンション施設など多様な観光施設の整備を図り、海洋レクリエーション機能、健康・保養機能、ショッピング機能などを兼ね備えた臨空港型の観光リゾート地の形成を図る。

また、湿地帯に生息・飛来する水鳥やその他の多様な生物生態が観測できる漫湖やクジラの骨が見られる岡波島、既存の干潟を活かした環境学習型観光、地元の特産品であるウージ染などの体験型観光、地域の歴史文化資源として重要な豊見城城址や海軍壕などの地域資源を活用し、都市近郊型の体験交流型観光地としての拠点整備を推進する。

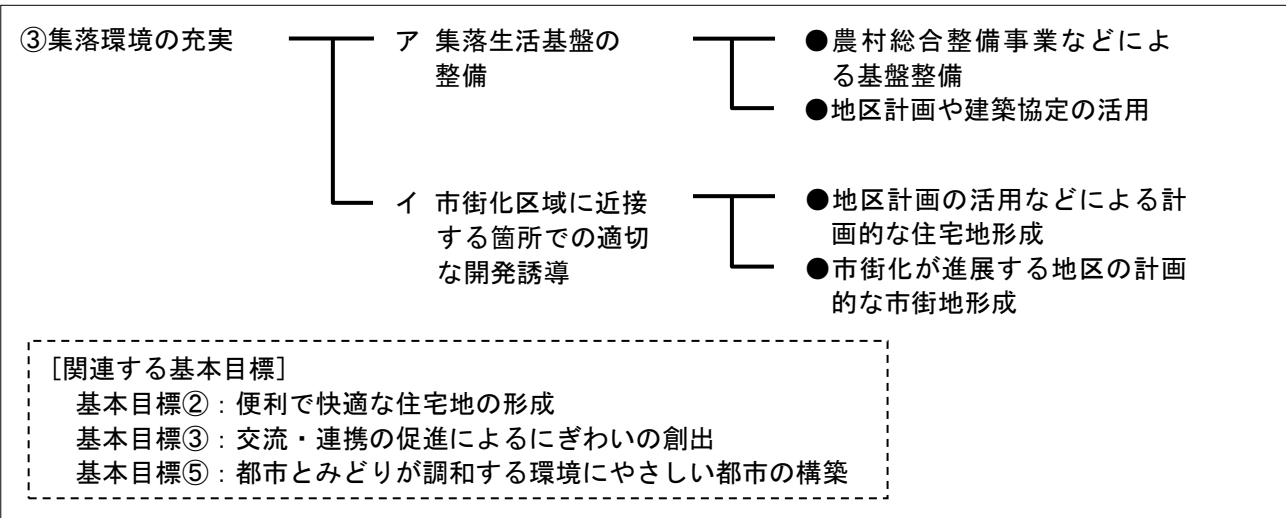
さらに、地域特性を踏まえ、情報発信や観光ガイドなどの人材発掘・育成を行うとともに、宿泊施設の誘致を積極的に促進する。

### エ 地域の身近な拠点の整備

公共施設の分布状況など、各地域の特性に応じて「身近な生活拠点」や「身近な交流拠点」を位置づけ、地域の人々が気軽に交流できる場として、集会所などの自治会所有施設の整備を支援するとともに、地域が主体となった環境保全・改善の取組などと連携し、拠点性の維持・向上に努める。

③ 集落環境の充実

《施策の体系》



**ア 集落生活基盤の整備**

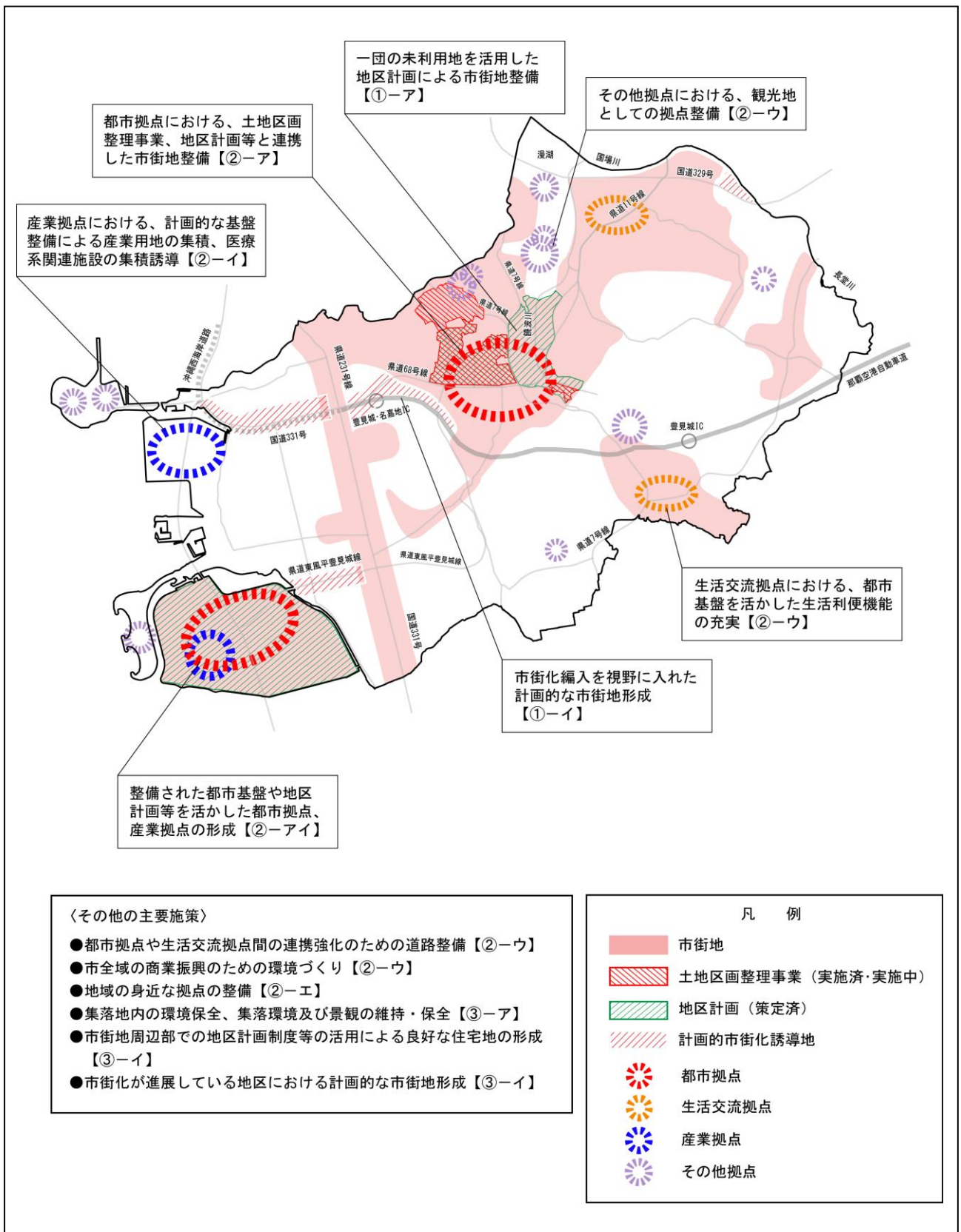
御嶽やカー、赤瓦、生垣・石垣などの良好な環境資源や昔ながらの住宅地形態が残されている集落地においては、公園などの整備による環境資源の保全を図るとともに、伝統的な住宅形態の継承を促し集落環境及び景観の維持・保全に努める。また、集落内の幅員の狭い道路については、生活空間として歩行者優先の道路整備を行うとともに、災害時に防災活動が可能な道路網の整備を推進する。このため、農村総合整備事業などの事業導入を図り基盤整備を推進するとともに、地区計画や建築協定の導入に取り組むなどの旧集落らしい趣のある住環境の保全に努める。

**イ 市街化区域に隣接・近接する箇所などでの適切な開発誘導**

市街地周辺部のスプロール化が進行する地区については、周辺の優良農地との調和を保ちつつ良好な住環境を形成するため、地区計画の導入などによる計画的な住宅地の形成を図る。

なお、既に市街化が相当進んでいる地区や幹線道路などの基盤整備の条件が整っており、今後、市街化が進展する可能性のある地区については、市街化編入も視野に入れつつ、計画的な市街地形成を図る。

《市街地・拠点に関する方針図》



## 5-2 道路・交通に関する方針

### (1) 基本方針

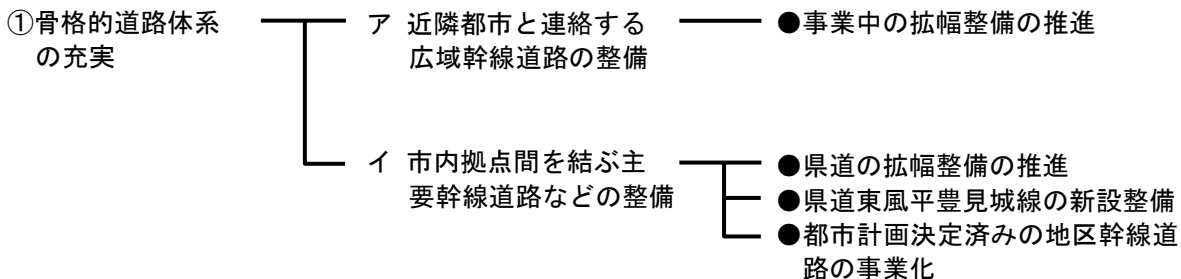
#### 安全で快適な移動ができる暮らしをつくる

- ・骨格的道路体系の構築を図るため、市域内で整備が完了していない国道、一般県道、都市計画決定された幹線道路の整備を進める。
- ・幹線道路においては、すべての人にとって安全で快適な移動が可能な歩道の整備を進め、生活道路や旧集落内道路においては、通過交通の排除などによる、歩車共存の道路空間の整備を進める。

### (2) 整備・誘導の方針

#### ① 骨格的道路体系の充実

##### 《施策の体系》



##### [関連する基本目標]

- 基本目標③：交流・連携の促進によるにぎわいの創出
- 基本目標④：雇用と活力を生み出す産業の振興

#### ア 近隣都市と連絡する広域幹線道路の整備

広域幹線道路として、那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路、国道 331 号（名嘉地以南）及び県道 231 号線、国道 329 号を位置づけ、以下の整備を行う。

本市の「都市横断交通軸」であり、県南各都市と那覇空港を東西に連絡して広域的な交流を支える自動車専用道路、那覇空港自動車道について市域西部への延伸を促進する。また、市域西部の海岸線を南北に縦断し、本市と那覇市、糸満市を連絡する沖縄西海岸道路は、都市計画道路としては整備済みであるが、現在、事業中の拡幅整備を推進し、産業・流通機能を支える「広域産業交流軸」としての充実を図る。

国道 331 号（名嘉地以南）は、本市と那覇市、糸満市を連絡する広域的な交流を支える「広域都市交流軸」として、県道へ移管後の拡幅整備事業の円滑な開始を促進する。

### イ 市内拠点間を結ぶ主要幹線道路などの整備

主要幹線道路として、豊見城中央線（県道 11 号線・県道 68 号線）及び国道 331 号（名嘉地以西）、県道 249 号線、県道東風平豊見城線を位置づける。

また、幹線道路として県道 7 号線、県道 11 号線バイパスを位置づけ、以下の整備を行う。

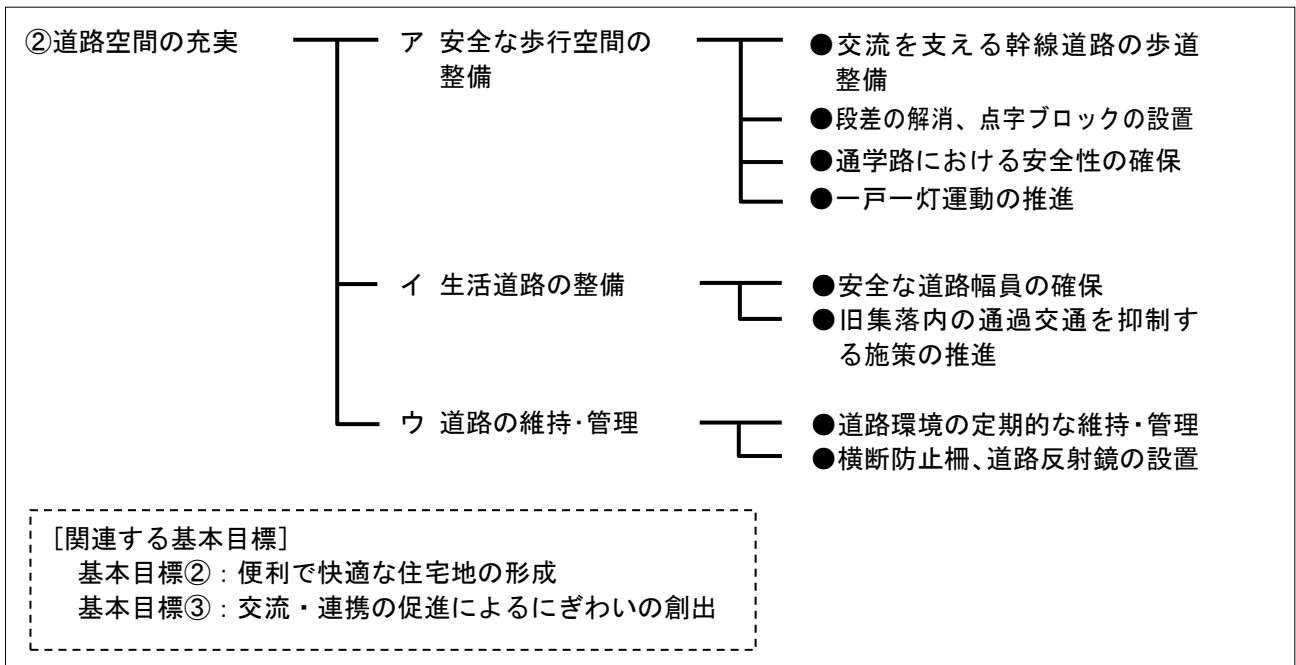
中心市街地を通過し市域を東西に連絡する豊見城中央線（県道 11 号線・県道 68 号線）については、県道 11 号線の一部新設区間を含む拡幅整備、及び県道 68 号線の拡幅整備を「拠点間交流軸」として促進し、連続する国道 331 号（名嘉地以西）を介して市域西部の拠点、瀬長及び与根と、中心市街地との連絡の強化を図る。

また、地域の日常生活を支える「生活交流軸」として、中心市街地と豊崎の新市街地を連絡する県道東風平豊見城線の新設整備を促進する。

このほか、市街地内の地区幹線道路などについても、事業化を推進し整備を進める。

## ② 道路空間の充実

### 《施策の体系》



### ア 安全な歩行空間の整備

市内の拠点間交流、生活交流を支える幹線道路などでは、公共施設や生活利便施設への徒歩や自転車などでの移動の安全性を担保するため、今後も歩道の整備を推進する。

歩道幅員は、車イスや災害時の避難路として十分通行できるものを目指す。十分な歩道幅員が確保できる道路については、歩行者の安全性を向上させるため、自転車専用レーンの設置について検討する。また、整備にあたっては、ウォーキング、ジョギングなどの健康づくり活動のほか、すべての人が安全で快適に通行できるよう、段差の解消や点字ブロック（視覚障害者誘導用ブロック）の設置などを推進する。

また、幹線道路とともに通学路など、歩行者の安全確保の重要性が高い道路では、夜間も安心して通行できるように街灯の設置を進めるとともに、地域住民や市内企業へ一戸一灯運動を推進し、地域一帯となって、通行の安全性、通りの防犯性の向上に努める。

**イ 生活道路の整備**

既成市街地においては、幅員が十分でない区画道路も存在しており、地区計画制度の予定道路の指定の検討や、個別建替え時のセットバックなどにより、安全な道路幅員の確保を目指す。

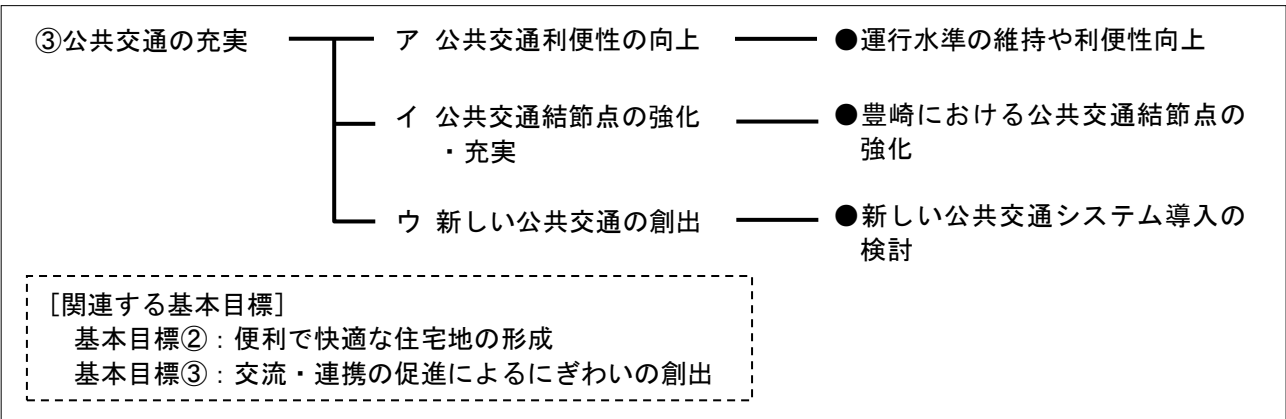
旧集落内の道路については、狭あいであったり湾曲したりしているが、地域の歴史を継承し市民の日常生活と密接に関係していることから、その形状を尊重した整備に努め、一方通行やカラー舗装などにより、通過交通の排除を進めて歩車共存を図り、通行の安全を確保する。

**ウ 道路の維持・管理**

ガードレールの破損修理や道路舗装の修繕など定期的な維持・管理を行い道路環境の維持・保全に努める。また、横断防止柵、道路反射鏡の設置など、車両や歩行者が安全に通行できるよう努める。

**③ 公共交通の充実**

《施策の体系》



**ア 公共交通利便性の向上**

本市の公共交通は、路線バス（市内一周バスを含む）が主体であるが、那覇市と連絡する南北方向（西部地域）に比べ、中心市街地と各拠点をつ結ぶ市内の東西方向を連絡するバスルートが比較的低い運行水準である。今後は、高齢化の進行などに伴い、公共交通の必要性がさらに高まると予測されるため、庁舎移転に伴いコミュニティバスや福祉の観点からデマンドバスの導入などについて検討し、公共交通の運行水準の維持、利便性の向上に努める。

**イ 公共交通結節点の強化・充実**

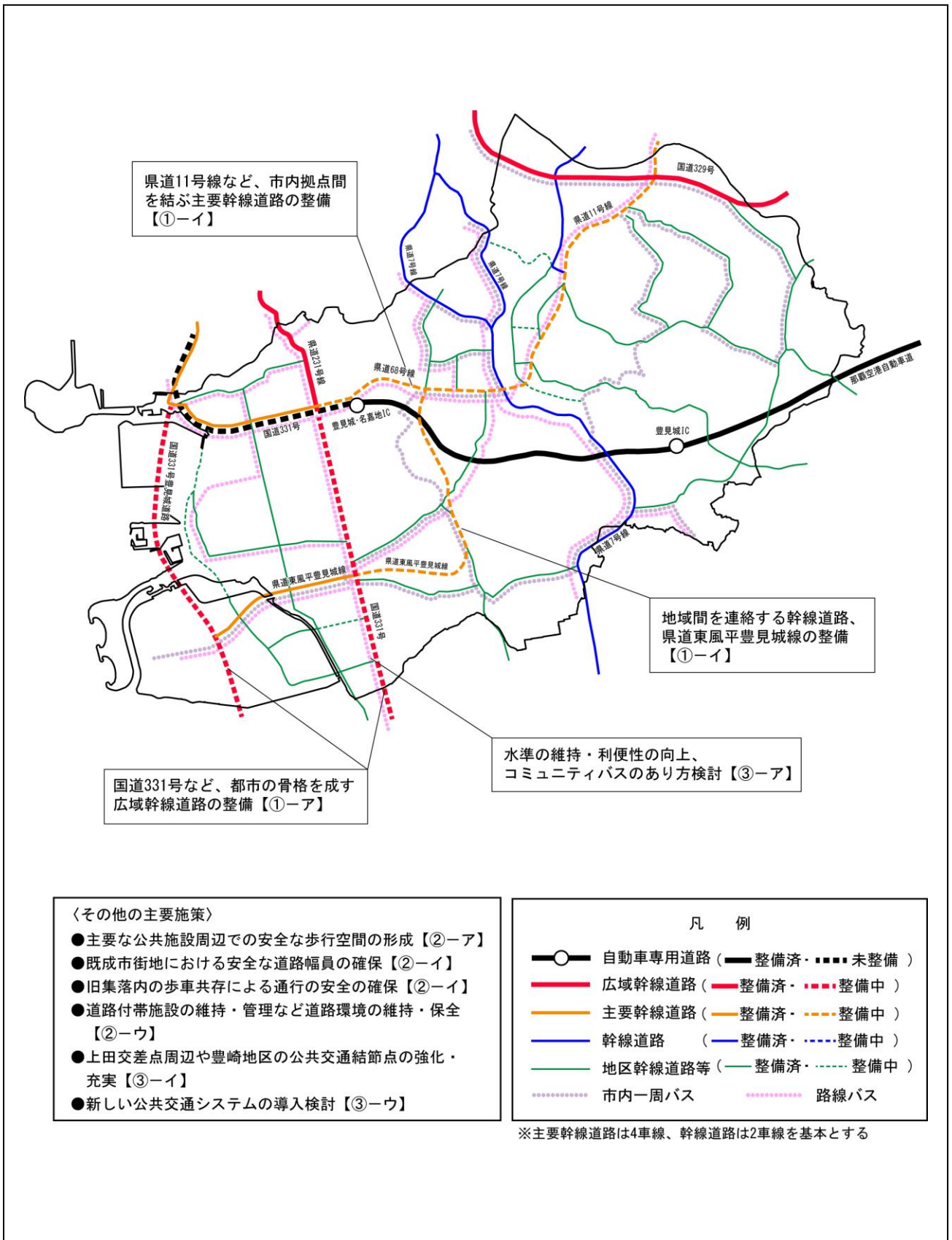
豊崎西部の観光・レクリエーション拠点の形成に向けて、駐車場整備などによる公共交通結節点の強化・充実を図る。また、庁舎移転や「まちの顔」形成に向けた取組の推進に合わせて、上田交差点周辺の適地において、市の中心地として、公共交通結節点となる交通機能の充実・強化を図る。

**ウ 新しい公共交通の創出**

県南地域の広域の公共交通手段として、モノレールの延伸や LRT などの鉄軌道を含む新しい公共交通システム導入の検討を進める。



《道路・交通に関する方針図》



全体構想編

第5章 分野別方針

## 5-3 水・緑に関する方針

### (1) 基本方針

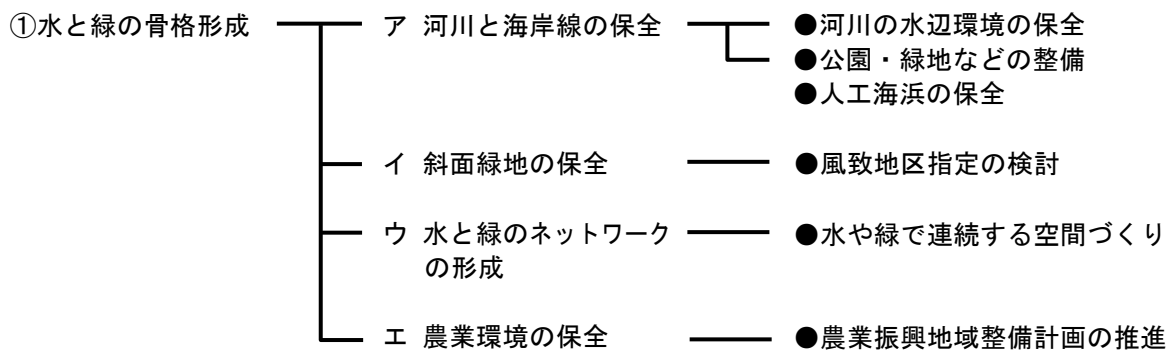
#### 水と緑に囲まれた都市環境を守り育てる

- ・水と緑に囲まれた自然豊かな都市環境を維持するため、河川や海岸線を本市の「水の骨格」に、斜面緑地などのまとまった緑地や田園環境を「緑の骨格」に位置づけ、維持・保全を図る。
- ・グスクの緑地や水辺を、市民や来訪者が、身近に自然資源の豊かさを享受できる公園や観光地として、自然環境の保全に配慮しながら、整備を進める。

### (2) 整備・誘導の方針

#### ① 水と緑の骨格形成

##### 《施策の体系》



##### [関連する基本目標]

- 基本目標②：便利で快適な住宅地の形成
- 基本目標③：交流・連携の促進によるにぎわいの創出
- 基本目標⑤：都市とみどりが調和する環境にやさしい都市の構築

#### ア 河川と海岸線の保全

市界のうち、東側は漫湖と国場川及び長堂川で、西側は東シナ海に面する海岸線で構成されており、また、饒波川は市域東部の内陸部の丘陵地に沿い、中心市街地の東部を通過して国場川へと合流している。

これらの河川の水辺環境を、潤いある都市生活を支える「河川環境軸」として、身近な水辺環境の保全及び公園・緑地・観光関連施設などの整備を図り活用に努める。また、海岸線については、自然海岸線や美しいサンゴ礁の礁池（イノー）を持つ瀬長島や、与根漁港及び豊崎の人工海浜を、自然や漁村の営みと観光産業が調和する「海洋環境ゾーン」として保全を図る。

### イ 斜面緑地の保全

丘陵地に開発が進められた多くの市街地の周囲には、斜面緑地が縁取るように残っている。これらの斜面緑地を都市の緑の背景となる「緑地環境軸」、及び緑の保全を目指す「緑地環境ゾーン」として、「みどりの基本計画」と整合を図りながら、風致地区指定の検討などにより維持・保全に努め、次世代へ継承する。

### ウ 水と緑のネットワークの形成

良好な景観や豊かな生態系、緑豊かな自然環境を保全・創出するため、水や緑で連続する空間づくり（水と緑のネットワークの形成）を進める。

特に、本市では、市街地を流下する饒波川、市街地を囲む斜面緑地などの都市の骨格を成す自然環境を基幹的な水と緑のネットワークの主軸とする。また、地域の緑地、公園、街路樹、民有地の緑などとも連携して、全市的な水と緑のネットワークの形成を目指す。

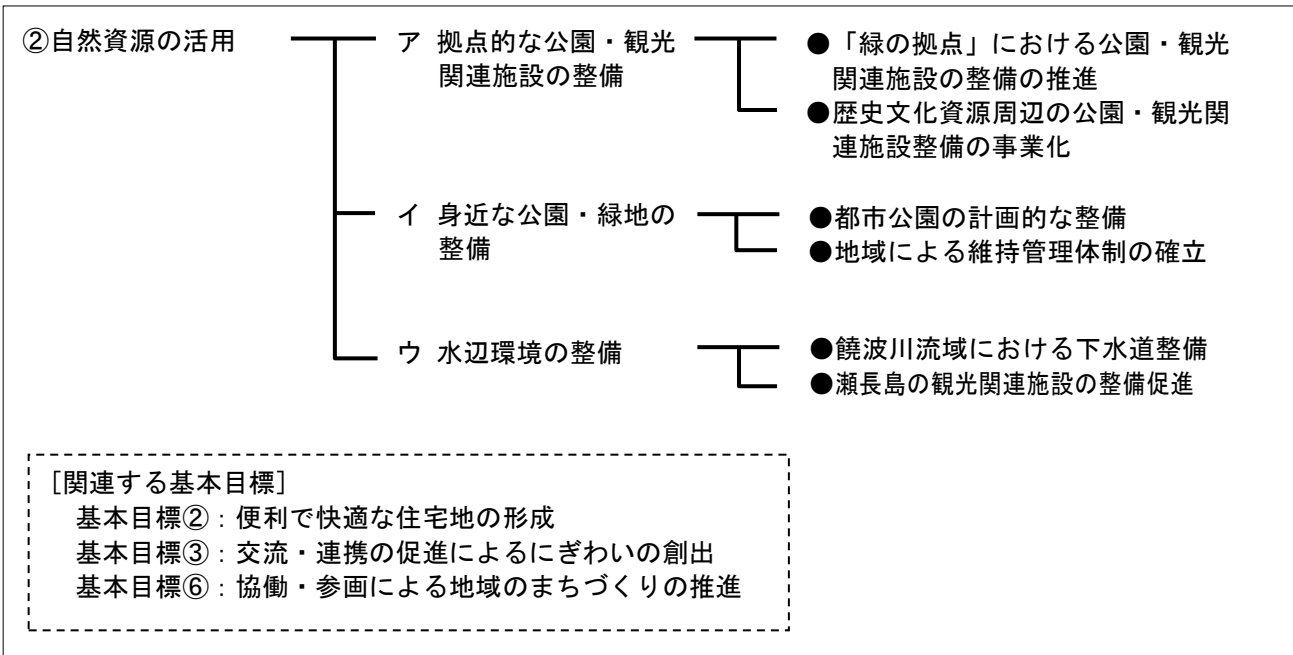
### エ 農業環境の保全

市域西部や南部に広がる農村地帯は、丘陵地麓に点在する集落地と、マンゴーなどの商品作物が多く栽培されている農地が共存し、集落背後の斜面緑地とともに自然豊かな農業環境を形成している。

この農業環境は、良好な住環境や生産環境、景観などを支える「農住・自然ゾーン」として、維持・保全を図る必要があるが、市域西部では開発のポテンシャルが高く、徐々に宅地化が進行している状況がみられる。そのため、市街地の方向性とも調整しながら、農振法に基づく農業振興地域、農用地区域として保全を図る。

② 自然資源の活用

《施策の体系》



**ア 拠点的な公園・観光関連施設の整備**

拠点的な公園である総合公園については、各誘致圏を考慮しながら、計画的に整備を推進するとともに、2020年の東京オリンピック・パラリンピックなどに向けて競技団体などの合宿誘致の推進に向けた施設の維持・充実に努める。

豊見城城址及び瀬長グスク、海軍壕公園は本市固有の歴史・文化的資源であるとともに、まとまった丘陵地の緑地が残存しておりランドマークとなっている。これらのまとまった緑地を、市民の憩いの場、レクリエーションの場、歴史学習の場を担う「緑の拠点」として保全・活用し、公園・観光関連施設の整備を推進する。また、長嶺グスクなどの歴史・文化資源周辺においても、今後、保全していくための公園整備などの事業化に向けた検討を行う。

饒波川流域に位置する豊見城総合公園は、スポーツ施設が充実した公園であり、市民が身近に訪れる「緑の拠点」として、適切に管理し充実に図る。

**イ 身近な公園・緑地の整備**

市民が身近に利用できる公園・緑地は、街区公園などの住区基幹公園については、各誘致圏を考慮した適正配置を検討しながら充実に図る。都市基幹公園も含めた都市公園については、今後も計画的に整備を推進する。

これらの身近な公園整備については、健康づくり活動に活用されるウォーキング、ジョギングや運動器具の設置など地域住民の意向を踏まえながら公園づくりに取り組むとともに、地域による維持管理体制の確立を促進する。

**ウ 水辺環境の整備**

ラムサール条約登録湿地は、水鳥の飛来地であり多様な水辺生物の生息地であることから、良好な水辺環境を活かした市民の憩いの場、環境学習の場を担う「緑の拠点」として、湿地帯の保全に努める。

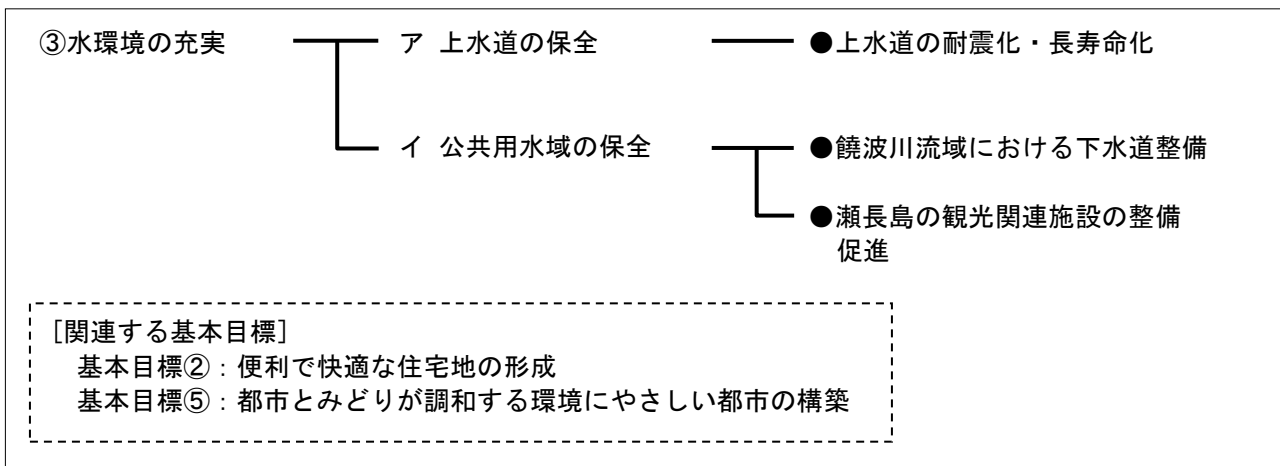
また、饒波川流域については、流域の下水道整備や保水施策の推進により、水質改善及び水量改善を図るとともに、中心市街地の整備と連携して親水公園などの良好な水辺環境の創出を図る。

那覇市近郊で数少ない自然海岸線を有する瀬長島は、干潮時は干潟が出現するサンゴ礁池に囲まれた豊かな自然を持ち、沖縄本島から自動車や徒歩などで渡ることが可能であることから、市域有数の行楽地となっている。水辺環境を活かした環境学習の場である「緑の拠点」、観光・交流の活性化を担う「海洋レクリエーション拠点」として、豊かな海洋資源を保全し、「瀬長島観光拠点整備計画（H25.2）」に基づき、自然と調和する観光関連施設の整備を促進する。

また、豊崎海浜公園については、海水浴の他、マリンレジャーや野外音楽など、市民や来訪者へ憩いの場を提供する「海洋レクリエーション拠点」として、海浜環境の維持・保全と、レクリエーション関連施設の充実を図る。

### ③ 水環境の充実

#### 《施策の体系》



#### ア 上水道の保全

人口の増加にともなう水需要の増大に対応し、安定した上水の確保を図るとともに、上水道施設の耐震化や長寿命化を考慮した施設整備や老朽化対策など、災害時のライフラインとして適正な維持・管理に努める。

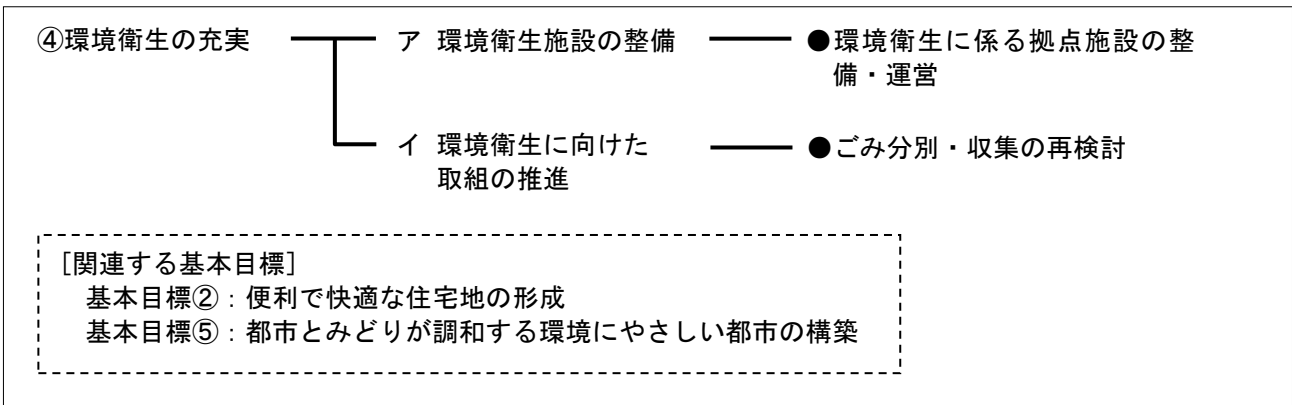
#### イ 公共用水域の保全

良好な水辺環境や安全で快適な生活環境を確保するため、公共下水道などの整備を推進する。整備にあたっては、市街地や集落地の地域特性に応じた下水処理施設の導入を検討する。市街化区域内の下水道未整備区域においては、面整備などと連携しながら優先的に整備を推進し、河川、海域の水質改善や浸水防止を図る。また、市街化調整区域の下水道計画区域においては、必要に応じて整備を促進する。また、下水道施設の耐震化や長寿命化を考慮した施設整備や老朽化対策など、災害時のライフラインとして適正な維持・管理に努める。

雨水排水については、側溝や用水などの排水施設の整備を推進するとともに、都市下水路などの河川整備を推進し、排水機能の向上を図る。また、地表面の雨水流量を抑制するため、透水性路面の採用や雨水浸透柵の設置などを検討し、地盤の浸透機能、貯留機能の向上を図る。

④ 環境衛生の充実

《施策の体系》



**ア 環境衛生施設の整備**

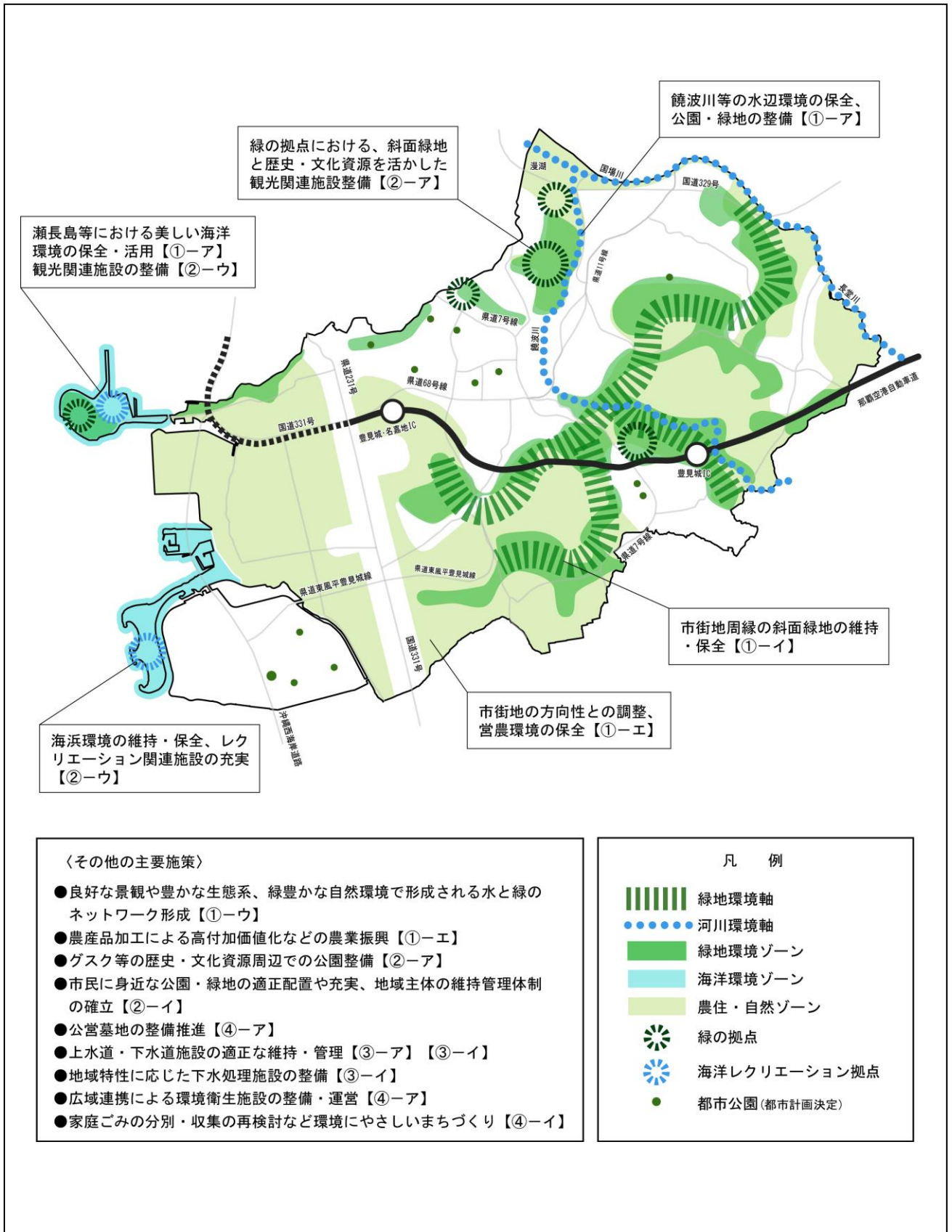
火葬場やごみ焼却施設・処理場などの環境衛生に係る拠点施設の整備・運営については、周辺都市との広域連携により対応する。

このほか、公営墓地に関しては、地域の需要を把握し、地域の土地利用方針に応じて適正立地や集約化を誘導するため、「豊見城市墓地基本計画（H25.3）」に基づき、必要とされる施設整備を推進する。

**イ 環境衛生に向けた取組の推進**

家庭から排出されるごみの処理については、現在進めている分別収集の徹底化を図りごみの減量化や再資源化を促進するとともに、ごみ分別・収集の再検討または最適化を進めるなど、環境への負荷の軽減に努め、環境にやさしいまちづくりを推進する。

《水・緑に関する方針図》



## 5-4 防災に関する方針

### (1) 基本方針

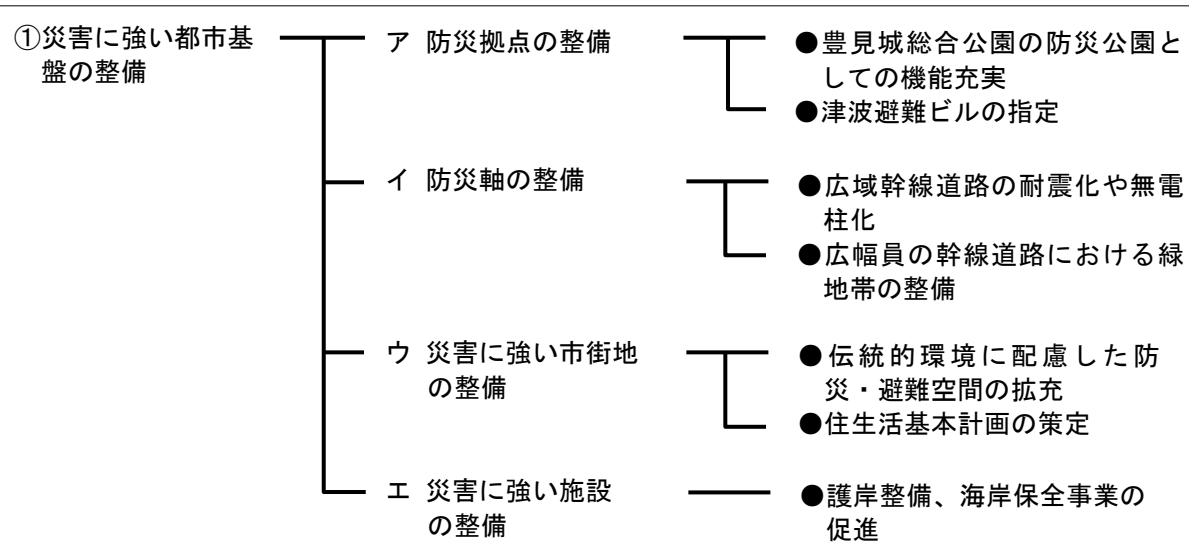
#### 避難できる都市基盤、被害を減らす環境を整える

- ・災害時に被災者の命を守り避難生活を支える都市基盤の強化を図るため、避難路となる道路ネットワークの構築や、都市の延焼防止帯となる道路、河川の整備、市街地の避難スペースとなる公園の整備、避難路や避難地の整備を進める。
- ・治水・治山機能をも高める整備を計画的に進めるとともに、個別建物の強化を促進し、災害時の被害を減災させるよう努める。
- ・市民の防災意識を高め、地域コミュニティを中心とした「自助・共助」による地域防災力の向上を目指す。

### (2) 整備・誘導の方針

#### ① 災害に強い都市基盤の整備

##### 《施策の体系》



[関連する基本目標]

基本目標②：便利で快適な住宅地の形成

#### ア 防災拠点の整備

公共施設は災害時避難所に指定されていることから、老朽化施設については建替えまたは耐震補強によって耐風性、耐震性を高め、自家発電装置や備蓄スペースの確保など、避難所としての機能の充実を図る。

都市公園・緑地については、災害時は市街地の避難スペースとしての役割が求められる。特に、総合公園である豊見城総合公園は、敷地に隣接する災害時避難所施設と合わせて、防災公園としての機



能の整備を進める。

また、市域沿岸で津波の遡上高が最大 7.6m と予測されており、高潮による浸水被害が広範囲に想定されている。そのため、一時的な避難対策として中高層の民間施設の活用などによる津波避難ビルの指定を推進し、津波災害の減災を図る。

### イ 防災軸の整備

幹線道路などは地域間を連絡する主要な避難路となることから、これらの整備の推進を急ぎ、災害時に一部寸断が生じた場合でも、代替ルートで連絡する道路ネットワークの構築を目指す。都市間を連絡する広域幹線道路などについては、広域的な緊急輸送道路として災害時も寸断されることがないよう、道路沿道建築物の耐震化や無電柱化の促進を図る。

また、避難所の指定に合わせ、市街地や集落地の状況などに応じて避難路を選定するとともに、沿岸地域や河川周辺などによる水害の危険が予想される地域についても避難路の選定を図り、安全な歩行空間の整備を進める。

広域幹線道路や主要幹線道路などの幅員の広い道路や河川は、火災時の延焼防止に効果があることから、街路樹の植栽、河川沿いの並木や緑地などの緑地帯の整備を進め、延焼防止機能の効果を高める。

### ウ 災害に強い市街地の整備

市街地の基盤が未整備なままにスプロール的に住宅地化された地区や旧集落地においては、一部、狭あい道路がみられ、消火活動が困難な箇所が存在している。このような場所では、地区計画制度や道路の整備事業など、地域の状況に応じた手法により、伝統的な集落環境に配慮しながら、都市基盤の改善を図り、防災・避難空間の充実に努める。

また、「住生活基本計画」の策定に向けた取組を推進し、公営住宅などの維持・管理に努める。

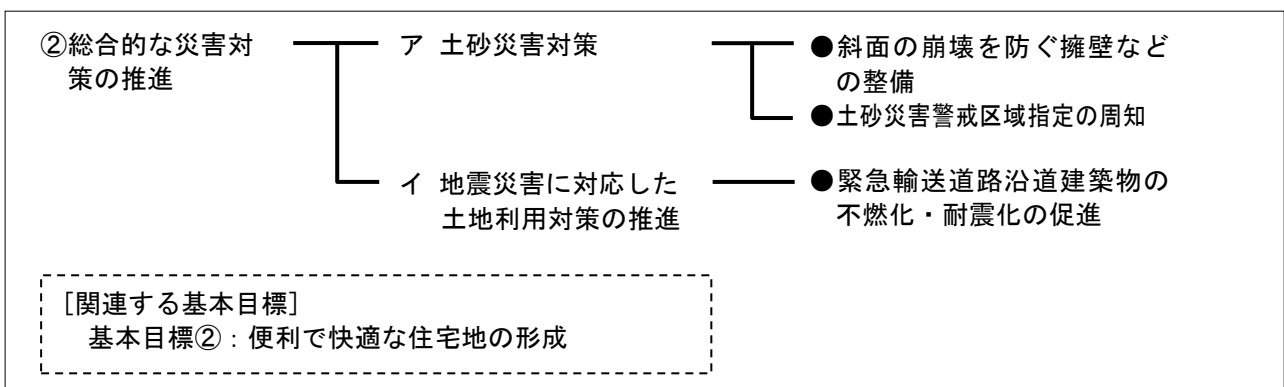
### エ 災害に強い施設の整備

高潮や津波による浸水被害を軽減するために、海岸線沿いの公園整備や開発などに併せて、護岸整備や海岸保全事業の促進を図る。

また、集中豪雨や台風時に、短時間に雨水が河川や用水へ流入し溢水することを避けるため、透水性路面の採用の推進や、山林、農地の保全により保水性を高めることに努めるとともに、河川整備などによる治水機能の向上を図る。

## ② 総合的な災害対策の推進

### 《施策の体系》



**ア 土砂災害対策**

本市の丘陵地の起伏は大きく、がけ崩れや地すべり、土石流の危険がある急傾斜地が斜面緑地などとして多数、市街地や集落地に隣接して存在しており、25箇所(※)の土砂災害警戒区域が指定されている。

これらの危険箇所では、必要に応じて斜面の崩壊を防ぐ擁壁などの整備を進めるとともに、土砂災害警戒区域指定の周知を行い、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る。

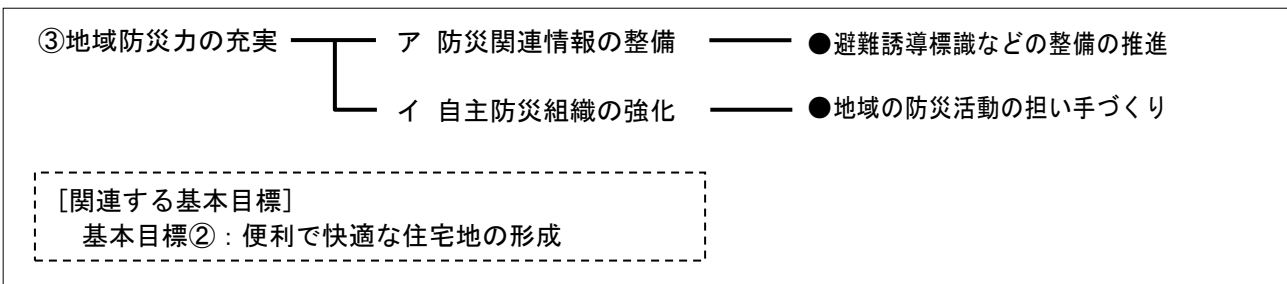
**イ 地震災害に対応した土地利用対策の推進**

大規模地震の発生に伴う建築物の倒壊・出火・延焼などの被害を抑制するため、地域特性に応じた適切な土地利用対策を進める。

市街地においては、防火地域、準防火地域の指定を検討し、建築物の不燃化を促進する。また、緊急輸送道路を含む幹線道路などは、災害時は主要な避難路となるとともに、復興においては救援物資の輸送路となることから、その配置状況などを踏まえつつ、道路への建物の倒壊や延焼を防ぐため、沿道建物の耐震化、不燃化を促進する。

**③ 地域防災力の充実**

《施策の体系》



**ア 防災関連情報の整備**

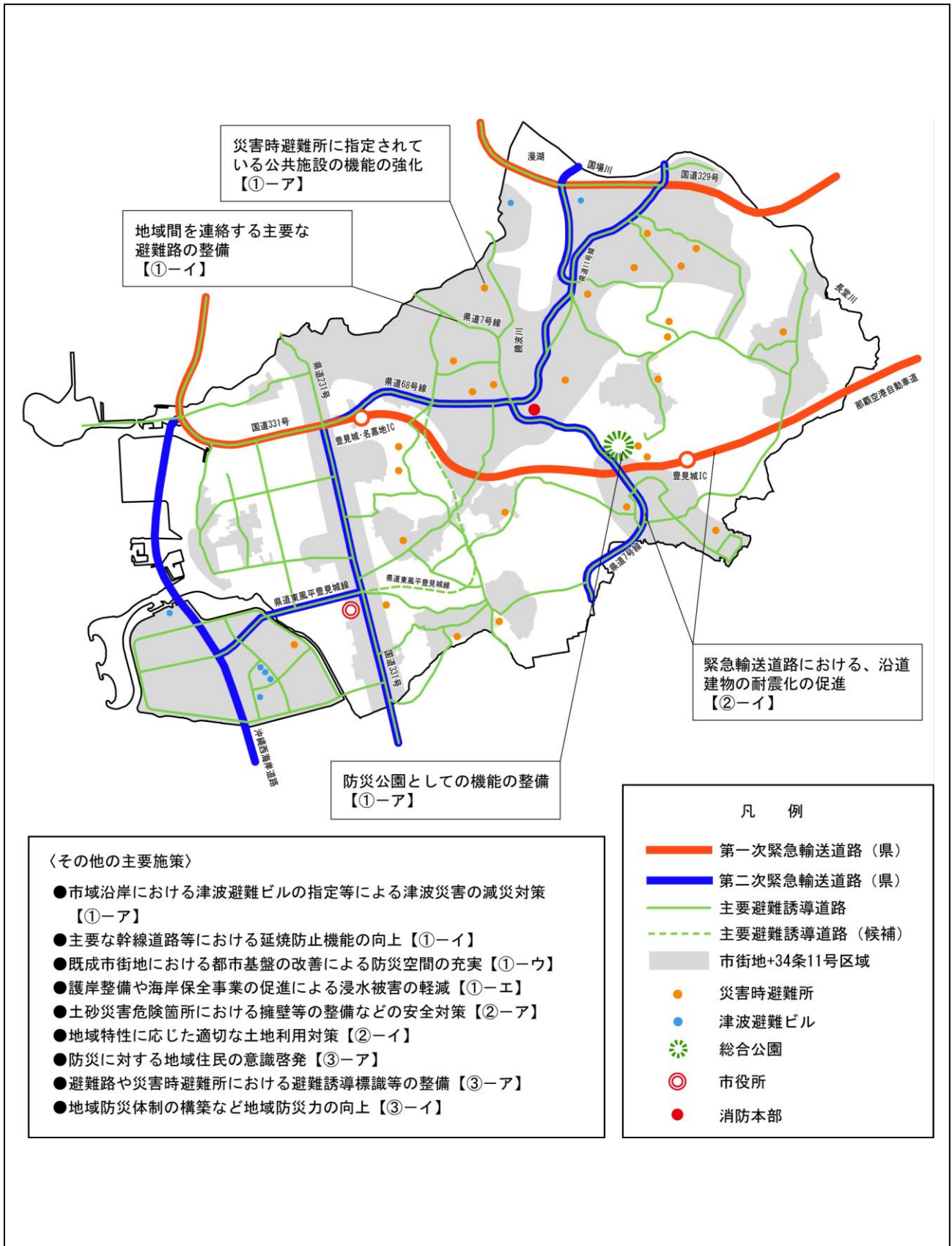
防災マップの周知などによる防災知識の普及や、地域での防災訓練の実施などにより、防災に対する市民一人ひとりの知識と意識を高め、適切な避難行動や初期防災活動を遂行できる人材の育成に努める。

また、災害時に安全に避難できる避難路、災害時避難所については、平常時から市民に周知を図るとともに、地理的知識がない観光客などの来訪者にも避難路、避難場所がわかるよう、避難誘導標識などの整備を推進する。

**イ 自主防災組織の強化**

自主防災組織の育成・充実に向けた支援や、地域と行政が一体となって取り組む防災体制の構築を推進し、地域の防災活動及び復興活動の担い手となる、地域ボランティアの育成や近隣住民のコミュニティづくりを進める。これらの取組により、「自助・共助」による地域防災力の向上を図る。

《防災に関する方針図》



## 5-5 街並み・景観に関する方針

### (1) 基本方針

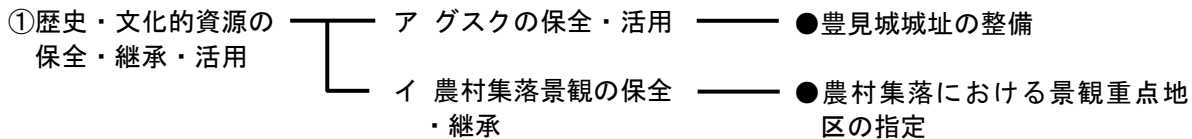
とみぐすく  
**歴史ある豊見城らしさを受け継ぎ育てる**

- ・歴史・文化的資源であるグスクや伝統的な田園集落景観を維持・保全し、活用に努め、愛着と誇りを持てる街並み・景観の形成を図る。
- ・各々の市街地の個性を活かした街並み・景観の形成を、景観計画や建築協定、地区計画などを活用して推進する。

### (2) 整備・誘導の方針

#### ① 歴史・文化的資源の保全・継承・活用

##### 《施策の体系》



##### [関連する基本目標]

- 基本目標②：便利で快適な住宅地の形成
- 基本目標③：交流・連携の促進によるにぎわいの創出
- 基本目標⑥：協働・参画による地域のまちづくりの推進

#### ア グスクの保全・活用

豊見城グスク、保栄茂<sup>びん</sup>グスク、長嶺グスク、瀬長グスク、平良グスクなどやその周辺の丘陵地の緑地では、現在も祭りや神事が行われ、地域住民のアイデンティティの拠り所となる場所性を有しており、また、地域のランドマークになっている。

これらグスク及び丘陵地の緑地を、歴史・文化的資源を活かした観光・交流活動を担う「歴史・文化拠点」などとして保全に努め、地域のまちづくりへの活用を図る。また、豊見城城址では、グスクの復元も視野に入れた観光関連施設としての活用に向けた整備を推進する。

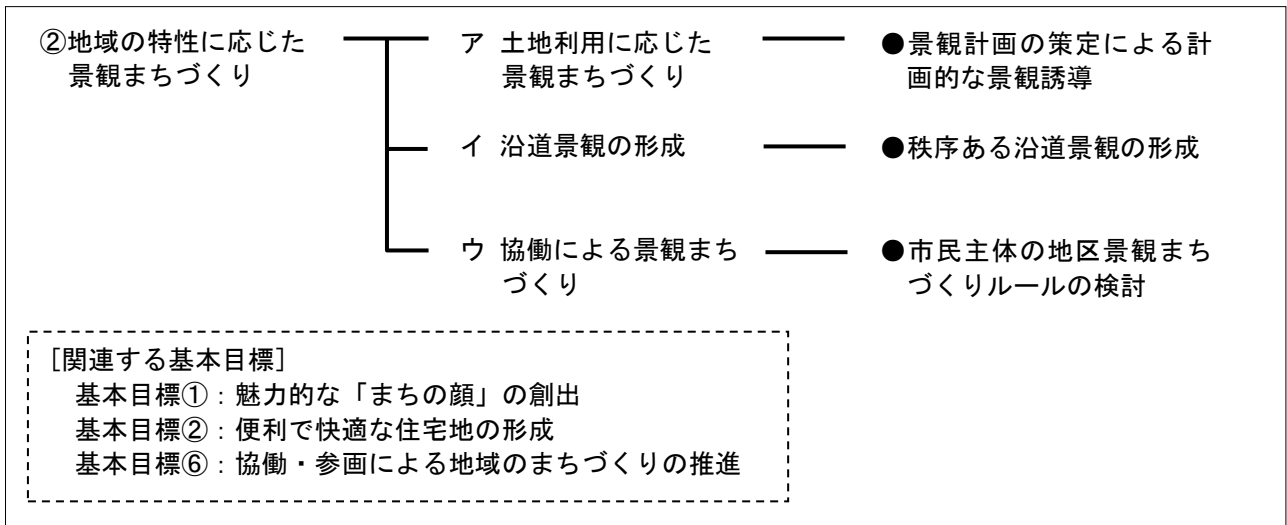
#### イ 農村集落景観の保全・継承

琉球王朝時代、市内には、25の集落が位置していたとされるが、その多くが現在の市街地や農村集落地に内包されながらその面影を留めている。これら赤瓦の伝統的家並み、生垣や石灰岩の石垣、樹木、シーサーなどの伝統的景観要素や、集落の網目状の小路、集落後背のクサティ森と御嶽、井泉、拝所などの配置などの伝統的集落の空間構成を、生活の中で引き継がれてきた地域の貴重な歴史・文化的資源として保全し、その景観を農村集落景観として継承する。

特に、伝統的な農村集落景観を有している地区については、景観重点地区などを指定し、景観条例により地区の歴史・文化的資源を保全しつつ、これらの資源を活かした景観づくりを進める。

## ② 地域の特性に応じた景観まちづくり

### 《施策の体系》



### ア 土地利用に応じた景観まちづくり

地域特性に応じたメリハリのある景観を形成していくため、土地利用と連携した景観まちづくりを推進する。本市においては、市街地では低中層が中心の街並み、市街地外では緑豊かな農村景観を基調としている。

市街地では、地域の個性や資源を活かした緑豊かな住宅地、美しい海などの自然環境を活かした観光地の形成など、主要用途の特性に応じて良好な景観の整備・誘導を図る。特に、中心市街地においては、にぎわいや都市の魅力を持つ景観の創出を図る。

田園地域では、御嶽やクサティ森とのつながりを有する伝統集落地、緑豊かな農地などの景観の保全・形成を図る。

良好な景観形成に向けては、「景観計画」及び「景観条例」の制定により、建物の形態・意匠、配置・規模、色彩、緑化などについて、計画的な景観誘導を図る。

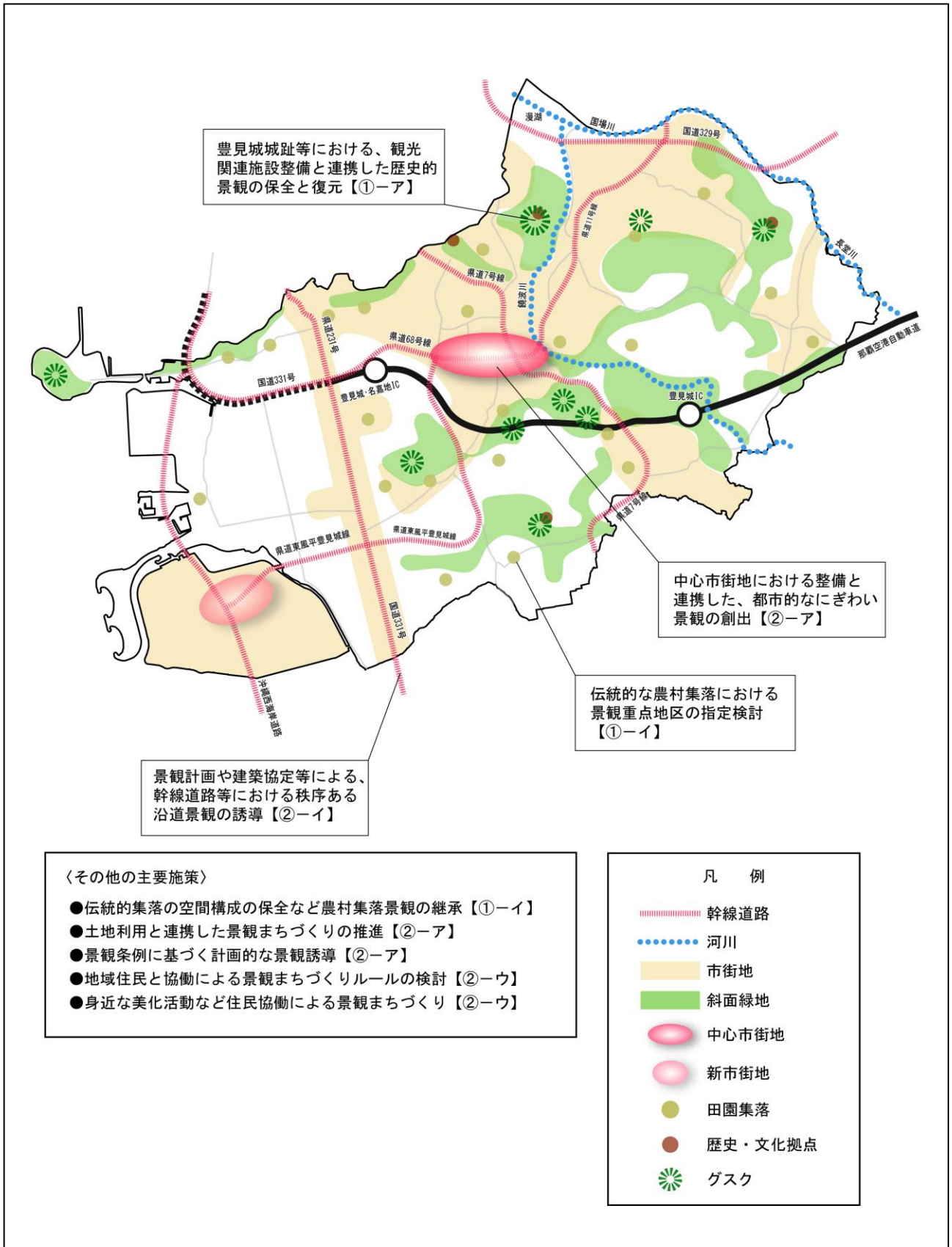
### イ 沿道景観の形成

市外、地域外からの交通が通過する広域幹線道路、主要幹線道路などの沿道は、本市、地域の顔となることから、街路樹の植栽や無電柱化の推進などによる道路空間の景観整備を図る。このうち、都市的なにぎわいが求められる区間や沿道の土地利用の進行が予測される区間については、景観計画などにより沿道建物の形態や色彩の誘導、屋外広告物の規制などを行い、秩序ある沿道景観の形成を図る。

### ウ 協働による景観まちづくり

景観まちづくりは地域の日々の暮らしに密着したものであり、市民と事業者、行政が協働して進めていくことが必要である。そのため、今後、市民と協働で各々の地域にふさわしい景観まちづくりのルールを作成し、市民と共に身近な景観づくりを推進する。また、通りや公園、河川敷などの清掃や緑化などの身近な生活空間の美化活動を、市民と協働で進める。

《街並み・景観に関する方針図》



## 5-6 福祉に関する方針

### (1) 基本方針

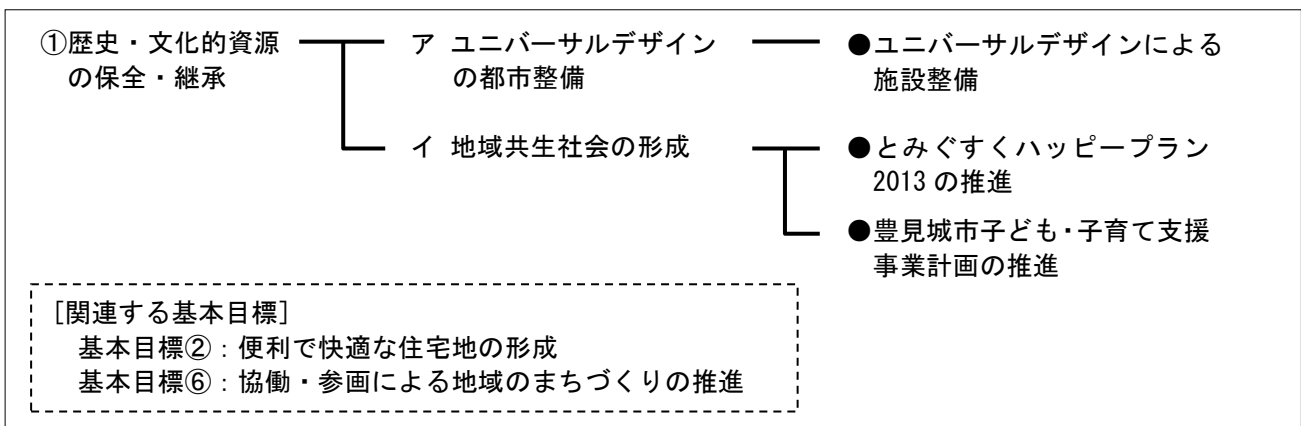
#### 支え合う社会の実現を目指したまちづくりを行う

- ・人と人、地域がつながることが可能な生活環境などを整え、地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを進める。
- ・このために、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、交通手段の整備、都市施設や建物のバリアフリー化などを進め、また、支援活動を行う活動拠点づくりを進める。

### (2) 整備・誘導の方針

#### ① 福祉のまちづくり環境の充実

##### 《施策の体系》



#### ア ユニバーサルデザインの都市整備

すべての市民が安心して生活し、自由な移動や社会参加ができる地域環境の形成を目指す「沖縄県福祉のまちづくり条例」の推進を図る。

このため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（H18.12 施行）」（バリアフリー法）に基づき、道路、公園などの都市施設や公共施設を始め、医療施設、銀行、商業施設などの不特定多数の人が利用する特定建物の出入口、廊下、階段、トイレなどについて、段差の解消や手すりの設置、車椅子移動への対応、点字ブロック（視覚障害者誘導用ブロック）の設置などの施設整備を促進する。

#### イ 地域共生社会の形成

「とみぐすくハッピープラン 2013」が目指す、住民相互の支え合い活動を軸に、一人ひとりが自分らしく自立し、安心して暮らしていける環境、住み続けたいと思える地域社会、地域共生社会の形成を支援するまちづくりを推進する。

また、「豊見城市子ども・子育て支援事業計画（H27.3）」に基づき、「子どもが活きる街・とみぐすく」の実現に向けて、個別事業の推進を図る。





# 《地域別構想編》



## 第6章 地域区分

### 6-1 地域区分の考え方

地域別構想編は、全体構想編で定めた将来都市構造や土地利用方針、分野別方針に基づいて、各地域づくりの方向性を明らかにするものである。

地域別構想の地域区分は、自然的・地理的条件を加味しつつ、将来都市構造上の拠点の位置づけ、今後の都市づくりの方向性、土地利用のまとまりなどから日常生活圏を考慮し、大字界を基本とした境界をもとに、次のとおり設定する。

#### 《地域区分図》

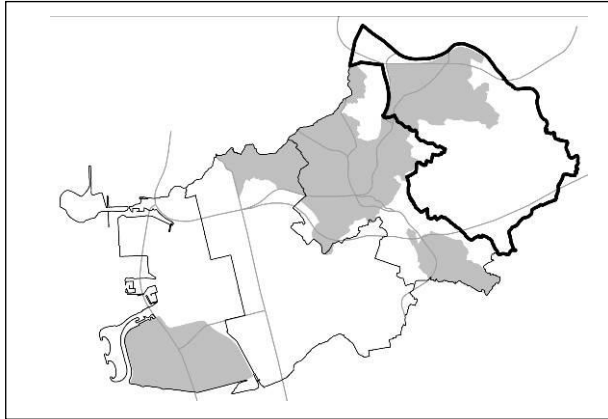




## 第7章 地域別方針

### 7-1 東部地域に関する方針

#### (1) 地域の概況



区分	面積 (ha)	H28 人口 (人)
地域全体	472	14,874
市街化区域	125	10,917
市街化調整区域	347	3,957

※人口は住民基本台帳 (H28. 12) を元に算出

東部地域を構成する大字
嘉数、真玉橋、根差部、饒波、金良、長堂

#### 《地域の現況》

- ・東部地域の地形は、饒波川と長堂川に挟まれた丘陵地と、国場川河口部の平地及び長堂川沿いの平地、饒波川上流の平地で構成されており、これらの自然環境が地域に潤いを与えている。丘陵地には、長堂川側に急傾斜の斜面緑地が形成されており、頂上には長嶺グスクなどの歴史・文化的資源が残されている。
- ・道路網は、国道 329 号が地域の北端を東西に横断し、県道 11 号線が地域の北西部を南北に縦断している。また、那覇空港自動車道の豊見城 IC が、地域南部に位置している。
- ・地域北部の真玉橋、根差部、嘉数西部で市街地が形成されており、河川と丘陵地に囲まれている。丘陵地には都市基盤が整備された大規模な戸建て住宅団地が形成されている。
- ・河口部の平地及び県道 11 号線沿道には、中高層の集合住宅や商業・業務施設などの都市的土地利用が集積しており、地域の中心地となっている。また、県道 11 号線の拡幅整備が進行中であり、今後も土地利用の進展が予想される。
- ・県道 11 号線周辺の市街地は、都市基盤が整わないまま、スプロール的に市街化が進行してきた経緯もあり、狭あい道路や行き止まり道路がみられる。
- ・饒波川上流や長堂川沿いの平地には、まとまりのある優良農地が広がっており、饒波川沿いに饒波集落、長堂川沿いに長堂集落、金良集落が位置している。

## 《地域住民の意向》

[現在のまちづくりについて]

不満度 上位5つ	
1	公共交通（バス）の利用しやすさ
2	こどもの遊び場や公園の充実度
3	レジャー・スポーツ施設の充実度
4	防犯灯の整備や夜道の安全性
5	地域の生活道路の整備

[今後のまちづくりについて]

重要度 上位5つ	
1	防犯灯の整備や夜道の安全性
2	地震や風水害などの対策の充実度
3	地域の生活道路の整備
4	安全な避難路や避難場所のわかりやすさや充実度
5	周辺都市や地域をつなぐ幹線道路の整備

資料：H26 市民意向調査による問8の結果

## 《地域の主要課題》

- ・市街地を縦断する豊見城中央線など、市内外の交流を支える都市計画道路の整備
- ・国道 329 号漫湖バイパス沿道、県道 11 号線及び県道 11 号線バイパス沿道における、日常生活を支える土地利用の促進
- ・県道 11 号線周辺における、生活道路の体系的な整備など、都市基盤の充実
- ・バス利用の利便性向上など、公共交通の充実
- ・地域住民の交流や安全のための環境（歩道環境、公園など）の充実
- ・長堂集落、金良集落などにおける下水道の整備
- ・旧嘉数集落などの旧集落地における、伝統的な集落環境の維持・保全
- ・饒波川、長堂川、丘陵地などの自然環境の保全、まちづくりへの有効活用
- ・長嶺グスクなど、歴史・文化的資源の保全・活用
- ・市内を流れる饒波川、長堂川などの環境の保全・向上
- ・市街地周辺に広がる農村環境（優良農地、集落地、斜面緑地など）の保全

## (2) 地域の目標

### 《基本目標》

**生活交流拠点及び自然豊かな美しい  
農村集落環境と調和する住宅地づくり**

### 《基本方向》

- 地域の中心である県道 11 号線沿道におけるにぎわいのある沿道市街地の形成
- 旧集落地環境を活かした良好な住宅地の形成
- 地域資源（漫湖、長堂川、饒波川、グスクなど）を活かした多様な交流空間の育成

## (3) 地域づくりの方針

目標の実現に向けて、次のような地域づくりと、重点施策に取り組む。

### 《土地利用に関する方針》

#### ①市街化区域での計画的な土地利用

真玉橋・根差部・嘉数、金良・長堂の旧集落地周辺を市街地として位置づける。

市街地では、幹線道路沿道で商業系の土地利用を展開しながら、住宅地としての良好な住環境の保全・充実を図る。

#### ●住商共存地（県道 11 号線）

- ・ 那覇市などとの広域的な交流を支える幹線道路の利便性を活かし、集合住宅を含む多様な住宅と、周辺住宅地の日常生活を支える商業・業務施設などが共存する沿道市街地の形成を図る。
- ・ 特に、真玉橋周辺においては、日常生活を支える商業施設や、郵便局、農協などの公的機関が集積しており、東部地域の生活交流拠点として、今後も都市的土地利用を誘導する。

#### ●住宅地（住居系市街化区域を中心）

- ・ 地域の住宅地は低層、低中層を基本とし、県道 11 号線西側後背地に中高層住宅地を位置づける。
- ・ 中高層住宅地では、人口密度を支える道路などの都市基盤を整備しながら、良好な中高層住宅地の形成を図る。
- ・ 県道 11 号線東側後背地の住宅地は、地区計画などの活用により、複雑な地形を克服する体系的な生活道路網の整備を推進し、良好な住宅地の形成を図る。
- ・ 都市基盤が整備された丘陵地の大規模な戸建て住宅団地においては、地区計画制度や建築協定などのきめ細かな地域のまちづくりルールを活用により、良好な住宅地環境の保全に努める。
- ・ 住宅地内に位置する嘉数の旧集落地は、伝統的な集落環境を維持しており、地区計画制度などの活用により、その良好な景観の維持・保全に努める。
- ・ 金良、長堂の旧集落地周辺では、生活道路や公園、下水道などの都市基盤の整備を検討しながら、

## 7-1 東部地域に関する方針

市道 32、40、41 号線を骨格とする良好な住宅地の形成を図るとともに、金良、長堂市街地の中心地づくりを検討する。

- ・小規模な住宅地開発がみられる市道 39 号線周辺においても、市道 39 号線を骨格とした良好な住宅地の形成を誘導する。

### ②市街化区域外での計画的な土地利用

自然環境や優良農地の保全、既存集落での良好な住環境の保全を図りながら、幹線道路沿道の交通利便性や自然環境を活かした土地利用を進める。

#### ●計画的市街化誘導地（国場川と国道 329 号に挟まれた地区）

- ・国場川と国道 329 号に挟まれた区画において、幹線道路沿道の利便性を活かし、商業施設などの計画的な土地利用を誘導する。ただし、長堂川河岸では土石流の危険と周辺の斜面緑地の地滑りの危険箇所となっており、市街地形成にあたっては防災対策が必要である。

#### ●集落地（饒波、長堂の既存集落地を中心）

- ・饒波集落では、伝統的な集落環境を保全しながら、道路などの生活基盤整備に努める。
- ・周辺の宅地化が進行する旧長堂集落においては、良好な集落環境を活かしながら、周辺住宅地と一体的な生活基盤整備を図る。

#### ●農地（農業振興地域農用地区域を中心）

- ・饒波の広大な優良農地は、地域の農業、治水、良好な住環境・景観などを支える地域資源として、積極的に維持・保全に努める。

#### ●緑地（市街地を縁取る斜面緑地、集落背後の斜面緑地）

- ・長嶺グスク周辺は、歴史・文化的資源として活用を図りながら、一帯の斜面緑地の維持・保全に努め、公園整備などの事業化を検討する。
- ・根差部グスクや市街地周辺の斜面緑地、集落地周辺の斜面緑地は、良好な住環境を支える緑地として、その維持・保全に努める。
- ・真玉橋や根差部グスクの斜面緑地、長堂川周辺の斜面緑地には、急傾斜の崩壊や地滑りの危険箇所となっており、周辺住宅地における避難経路や避難場所の確保などの対策が必要である。
- ・良好な集落地環境を支える饒波川沿いの緑地は、多自然型護岸や遊歩道などの親水空間の整備を図りながら、保全に努める。

## 《拠点に関する方針》

### ①都市活動や日常生活を支える拠点の形成

拠点については、地域の日常生活などを支える中心的な場として活用を図るべく、全体構想に基づき、機能充実を図る。

[生活交流拠点] …… 県道 11 号線沿道真玉橋周辺

[歴史・文化拠点] …… 長嶺グスク一帯



## ②地域の暮らしに密着した「身近な拠点」の形成

地域の暮らしに密着した身近な拠点の充実を図り、都市拠点、生活交流拠点と連携して、日常生活の利便性向上などに努める。

身近な生活機能と交流機能（防災機能を含む）を有する拠点を「身近な拠点」と位置づけ、市街地、集落地の位置を踏まえバランスよく配置し、地域を支える身近な拠点として育成する。

### ●身近な生活拠点

交通利便性の高い場所に商業集積などを誘導し、身近な生活拠点として育成する。

[身近な生活拠点] …… 金良の交差点周辺

### ●身近な交流拠点

教育施設の活用や、公民館などの環境改善、公園などのオープンスペースの活用などにより、地域内に6つの身近な交流拠点を育成する。また、これらの教育施設や公民館のうち、災害時避難所に指定されている施設では、その周辺の防災性を強化し、身近な防災拠点として活用を進める。

[身近な交流拠点] …… 真嘉部コミュニティセンター周辺  
 …… 根差部公民館周辺  
 …… 豊見城ニュータウン自治会館周辺  
 …… 嘉数公民館周辺  
 …… 金良の交差点周辺  
 …… 饒波公民館周辺

## 《道路交通に関する方針》

### ①幹線道路の整備

都市圏・市の骨格をなす幹線道路や、これに接続する地域のための幹線道路の整備を図り、都市拠点や生活交流拠点にアクセスしやすい利便性の高い道路網を形成する。

#### ●都市圏・市の骨格をなす幹線道路

那覇空港自動車道、国道329号、県道11号線、県道11号線バイパス

#### ●地区幹線道路など

住宅地外への移動を確保する市道39・127・254号線、住宅地や集落地間を連絡する市道29・32・36・40・41・42号線など

→地域の骨格をなす幹線道路などの整備に併せて、日常の安全な移動を確保する歩道整備や街路灯の設置を図る。

#### ●主要な生活道路

住宅地内の移動を確保する道路、集落地の中心道路など

→歩行帯や路面のカラー舗装などにより歩行者に配慮した歩車共存の道路づくりを進める。

## ②歩行者ネットワークの形成

都市計画道路や河川などと連携しながら、歩行空間の充実を図り、安全・快適な歩行者ネットワークを形成する。

### ●主要な歩行者ネットワーク

[住宅地、集落地を回遊するネットワーク]

- ・市道 39・127・254・29・32・36・40・41・42 号線、県道 11 号線、11 号線バイパス、国道 329 号

[水辺のネットワーク]

- ・饒波川沿いの遊歩道、県道 11 号線バイパスと国道 329 号

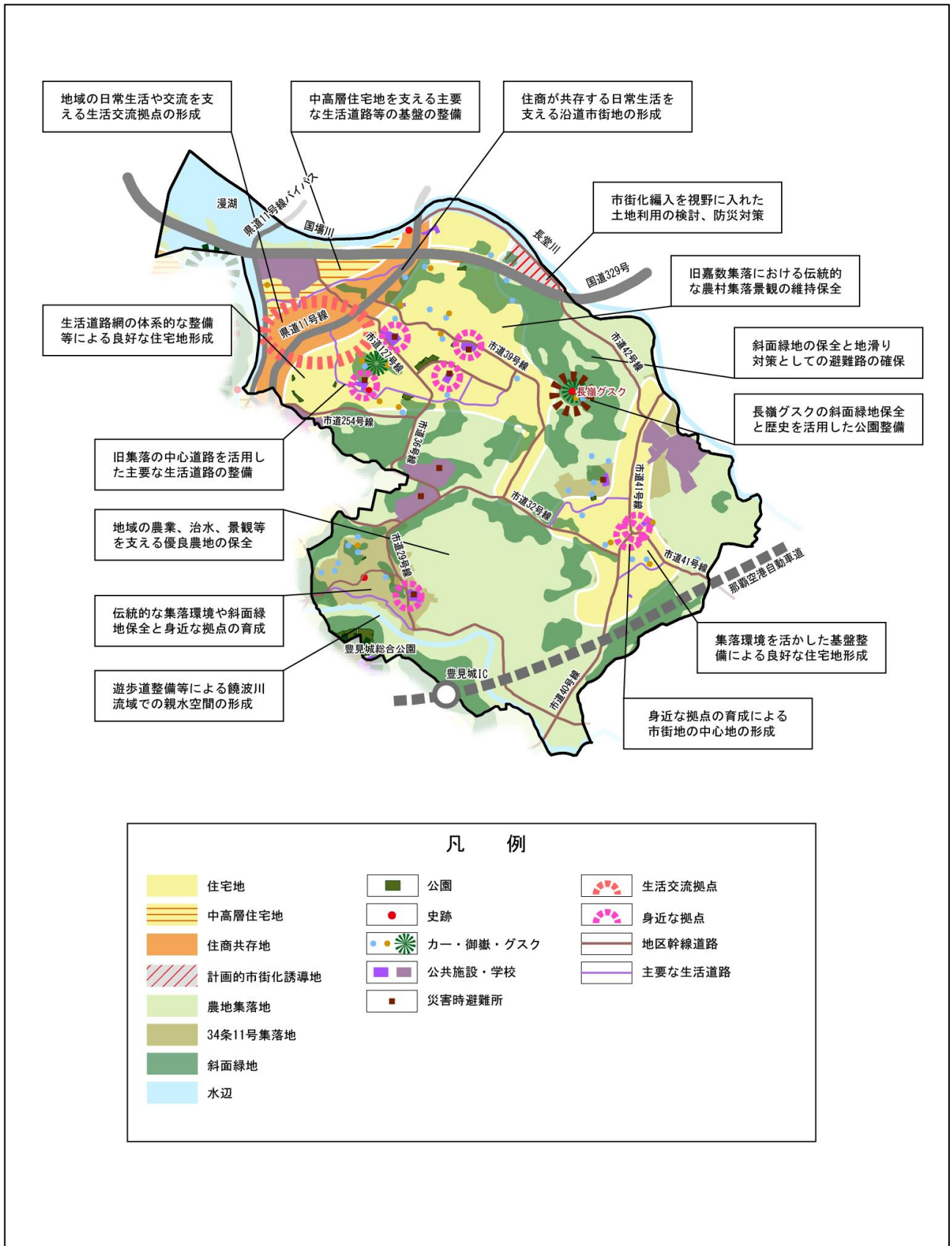
[その他のネットワーク]

- ・自転車道のネットワーク、通学路のネットワーク

## ③公共交通の充実

住宅地、集落地からの都市拠点、生活交流拠点へのアクセスや拠点間の移動を確保するため、路線バスの運行水準の維持及びデマンドバスなどの導入について検討し、地域の公共交通の利便性向上に努める。

《東部地域 方針図》



地域別構想編

第7章 地域別方針

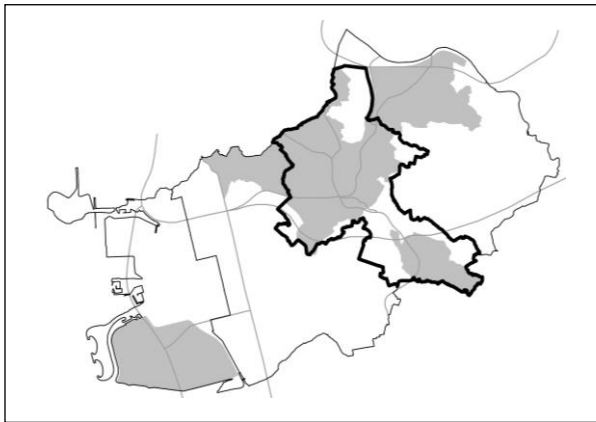
## 《地域の重点施策》

今後、本地域では、地域の日常生活の利便性・快適性向上に大きく寄与するものを推進する。その考え方において、今後実施を予定する重点施策を以下に整理する。

施策分野	重点施策	内容
道路・交通	那覇空港自動車道（那覇空港～豊見城・名嘉地 IC）	・那覇市や空港へのアクセス利便性向上や、自動車専用道路の利便性向上に向けた整備の促進
	県道 11 号線	・本市の中心市街地と東部地域を連絡する東西交通の主要な軸として、利便性の向上に向けた 4 車線化の促進
水・緑	長嶺グスク緑地の保全	・公園整備の事業化検討
	饒波川の親水空間整備	・遊歩道、多自然型護岸の整備推進
その他	良好な住宅地の形成	・良好な住宅地の形成と住宅地内の中心地の育成（金良、長堂）
	国道 329 号沿道区画の市街化検討	・市街化編入を視野に入れた、基盤整備の検討、土地利用の方向性検討

## 7-2 中央地域に関する方針

### (1) 地域の概況



区分	面積 (ha)	H28 人口 (人)
地域全体	441	27,376
市街化区域	284	26,803
市街化調整区域	158	573

※人口は住民基本台帳（H28.12）を元に算出

中央地域を構成する大字
豊見城、宜保、上田、高嶺、平良、高安

#### 《地域の現況》

- 中央地域の地形は、漫湖に流れる饒波川を挟み饒波川西岸、東岸、南岸の3つの丘陵地で構成されている。西岸丘陵地には頂上部に豊見城城址を有する斜面緑地が、南岸丘陵地には頂上部に平良グスクを有する斜面緑地が形成されている。また、西岸丘陵地の北側には、市街地内に残存する緑地として海軍壕公園が位置している。
- 道路網は、県道68号線及び県道11号線が地域を東西に横断し、県道7号線が南北に縦断している。また、地域南東部には、那覇空港自動車道豊見城ICが位置している。県道東風平豊見城線の整備が進捗している。
- 地域の北部と南部に市街地が形成されており、地域北部の宜保、上田は周辺地域よりも人口密度が高い状況にあり、本市の中心地としての役割を担っている。
- 地域北部（豊見城、宜保、上田、高安）の市街地は、低中層の住宅地が基調となっており、幹線道路沿道には商業・業務施設や中高層の集合住宅などが立地している。また、県道68号線沿道は、商業・業務施設が集積しており、新庁舎の建設が進んでいる。
- 宜保、豊見城では、土地区画整理事業により良好な住宅地が形成されている。また、高安の一部で土地区画整理事業を施行中であり、県道7号線東側の豊見城、高安で地区計画を活用したまちづくりを推進している。
- 地域南部（平良、高嶺）の市街地は、丘陵地を造成し、中高層の集合住宅団地及び戸建て住宅からなる豊見城団地と、旧高嶺、平良集落を中心に形成されており、緑地に囲まれた良好な住環境を有している。
- 南北の市街地間は斜面緑地になっており、県道7号線沿道には、文化・交流の場として豊見城総合公園、中央公民館などが位置している。
- 漫湖や市街地内を流れる饒波川、市街地を囲む斜面緑地、豊見城城址などの自然環境は、市街地に潤いを与えている。

《地域住民の意向》

[現在のまちづくりについて]

不満度 上位5つ	
1	防犯灯の整備や夜道の安全性
2	レジャー・スポーツ施設の充実度
3	安全な避難路や避難場所のわかりやすさや充実度
4	公共交通（バス）の利用しやすさ
5	こどもの遊び場や公園の充実度

[今後のまちづくりについて]

重要度 上位5つ	
1	防犯灯の整備や夜道の安全性
2	安全な避難路や避難場所のわかりやすさや充実度
3	地震や風水害などの対策の充実度
4	医療・福祉施設の充実度
5	騒音や悪臭などの環境対策

資料：H26 市民意向調査による問8の結果

《地域の主要課題》

- ・都市間交流軸である県道 68 号線の拡幅整備の推進やこれと連動した良好な沿道市街地の形成（本市の中心拠点としての機能強化）
- ・県道 11 号線沿道における日常生活を支える商業施設や中高層の集合住宅など、都市型の土地利用の誘導
- ・県道 68 号線沿道の一団の低未利用地における、計画的な都市基盤の整備による新たな都市的土地利用の誘導
- ・市道 27 号線沿道における、計画的な土地利用の誘導や周辺の幹線道路整備による商店街の活力の維持・向上
- ・県道 7 号線などにおける、慢性的な交通渋滞の緩和に向けた道路整備
- ・上田など旧集落地内の狭あい道路の整備による安全な道路空間の充実
- ・バス利用の利便性向上など、公共交通の充実
- ・下水道の計画的な整備推進
- ・地域住民の交流や安全を支える環境（歩道環境、公園など）の充実
- ・豊見城城址などの歴史・文化的資源の保全・活用
- ・漫湖や饒波川、丘陵地などの自然環境の保全、まちづくりへの有効活用

## (2) 地域の目標

### 《基本目標》

**都市的魅力があふれる中心市街地の形成と  
緑豊かな住宅地環境づくり**

### 《基本方向》

- 魅力ある中心市街地の形成と豊見城団地商店街の充実
- 斜面緑地などの場所の個性を活かした良好な住宅地の形成
- 豊見城城址や饒波川など、歴史や自然を活用した魅力ある交流空間の育成

## (3) 地域づくりの方針

目標の実現に向けて、次のような地域づくりと、重点施策に取り組む。

### 《土地利用に関する方針》

#### ①市街化区域での計画的な土地利用

地域北部の豊見城、宜保、上田、高安及び地域南部の高嶺、平良を市街地として位置づける。

市街地では、幹線道路沿道を中心に商業系の土地利用を展開しながら、住宅地としての良好な環境の保全・充実を図る。

#### ●複合利用地（県道 68 号線沿道周辺）

- ・中高層の集合住宅や行政施設、教育施設、医療施設、商業施設などの市全体を対象とした日常生活を支える利便施設の集積を図り、都市拠点として魅力ある中心市街地の形成を図る。

#### ●沿道商業地（県道 11 号線饒波川以西、市道 27 号線の一部）

- ・中心市街地と広域的な幹線道路を連絡する幹線道路沿道の利便性を活かし、商業・業務施設などの立地誘導を図り、都市拠点の一部を担う沿道商業地の形成を図る。
- ・市道 27 号線の一部において、豊見城団地商店街の既存商業施設の存続と、新たな商業施設などの立地誘導を図り、生活交流拠点を構成する沿道商業地の形成を目指す。

#### ●住商共存地（県道 11 号線饒波川以東、県道 7 号線、7 号線バイパス沿道）

- ・中心市街地と地域南部の市街地や東部地域、那覇市街地などの隣接都市を連絡する幹線道路沿道の利便性を活かし、集合住宅を含む多様な住宅とこれに共存する商業・業務施設の立地誘導を図り、住商共存の沿道市街地の形成を図る。
- ・特に県道 7 号線の豊見城団地商店街周辺においては、商店街とともに生活交流拠点を構成する日常生活を支える商業施設などの集積を目指す。

### ●住宅地（住居系市街化区域を中心）

- ・住宅地は低層、低中層を基本とし、幹線道路沿道の後背地などでは中高層住宅地を位置づける。
- ・中高層住宅地では、人口密度を支える道路などの都市基盤を整備しながら良好な中高層住宅地の形成を図る。
- ・上田交差点北側饒波川沿いの住宅地では、地区計画制度の導入により、計画的な都市基盤整備を推進し、饒波川の水辺環境を活かした新たな住宅地の形成を目指す。
- ・北部市街地の宜保、上田、高安の住宅地では、体系的な生活道路網などの都市基盤整備を推進し、旧集落地環境と共存する良好な住宅地の形成を図る。
- ・特に、旧上田集落周辺の一部下水道未整備区域は、下水道整備を推進する。
- ・豊見城団地は、既存の住宅地の改善や公営住宅の維持・管理、良好な住環境や景観の維持・保全を図る。

### ②市街化区域外での計画的な土地利用

自然環境や優良農地の保全、既存集落での良好な住環境の保全を図りながら、幹線道路沿道の交通利便性や自然環境を活かした土地利用を進める。

### ●農地（農業振興地域農用地区域を中心）

- ・地域南部の市街地周辺の優良農地は、地域の農業、治水、良好な住環境・景観を支える地域資源として、積極的に維持・保全に努める。

### ●緑地（豊見城城址、海軍壕公園、豊見城総合公園、市街地を縁取りする斜面緑地）

- ・豊見城城址及び海軍壕公園の斜面緑地は、本市固有の歴史・文化的資源としての活用を図りながら、維持・保全に努める。
- ・豊見城総合公園は、防災公園としての機能を付加しながら維持・管理し、周辺の斜面緑地の維持・保全に努める。
- ・水鳥の飛来地であり多様な水辺生物の生息地である漫湖及び饒波川河口では、マングローブ林や湿地帯の保全や活用（ワイズユース）に努める。
- ・平良グスク、ユダマグスク、渡嘉敷グスクの斜面緑地や市街地周辺の斜面緑地は、良好な住環境を支える緑地として、その維持・保全に努める。
- ・旧上田集落周辺の斜面緑地は、住宅地に隣接するまとまりのある緑地として維持・保全するとともに、周辺の住宅地において、地滑り対策の避難経路や避難場所の確保に努める。
- ・饒波川流域において、中心市街地や住宅地の整備と連携し、日常生活に潤いを与える親水公園などの良好な水辺環境の創出を図る。

## 《拠点に関する方針》

### ①都市活動や日常生活を支える拠点の形成

拠点については、地域の日常生活などを支える中心的な場として活用を図るべく、全体構想に基づき、機能充実を図る。

[都市拠点] …… 県道 68 号線沿道周辺の中心市街地

[生活交流拠点] …… 豊見城団地商店街と県道 7 号線交差点周辺



[緑の拠点] …… 豊見城城址、海軍壕公園、豊見城総合公園、漫湖

[歴史・文化拠点] …… 豊見城城址一帯、海軍壕公園

## ②地域の暮らしに密着した「身近な拠点」の形成

地域の暮らしに密着した身近な拠点の充実を図り、都市拠点、生活交流拠点と連携して、日常生活の利便性向上などに努める。

身近な生活機能と交流機能（防災機能を含む）を有する拠点を「身近な拠点」と位置づけ、市街地、集落地の位置を踏まえバランスよく配置し、地域を支える身近な拠点として育成する。

### ●身近な生活拠点

交通利便性のよい場所に商業集積などを誘導し、身近な生活拠点として育成する。

[身近な生活拠点] …… 県道7号線バイパスと豊見城宜保線交差点周辺

…… 県道7号線沿道の豊見城総合公園北周辺

### ●身近な交流拠点

教育施設の活用や、公民館などの環境改善、公園などのオープンスペースの活用などにより、地域内に5つの身近な交流拠点を育成する。また、これらの教育施設や公民館のうち、災害時避難所に指定されている施設では、その周辺の防災性を強化し、身近な防災拠点として活用を進める。

[身近な交流拠点] …… 豊見城公民館周辺

…… 宜保公民館、公園周辺

…… 高安公民館周辺

…… 上田公民館、公園周辺

…… 豊見城小学校周辺

## 《道路交通に関する方針》

### ①幹線道路の整備

都市圏・市の骨格をなす幹線道路や、これに接続する地域のための幹線道路の整備を図り、都市拠点や生活交流拠点にアクセスしやすい利便性の高い道路網を形成する。

#### ●都市圏・市の骨格をなす幹線道路

那覇空港自動車道、県道68号線、県道11号線、県道7号線、県道7号線バイパス、豊見城宜保線、県道東風平豊見城線

#### ●地区幹線道路など

中心市街地を支える市道3号線など、住宅地外への移動を確保する市道26・40号線、住宅地内の主な移動を確保する市道25、27、35号線、饒波川線、谷口線など

→地域の骨格をなす幹線道路としての整備に併せて、日常の安全な移動を確保する歩道整備や街路灯の設置を図る。

#### ●主要な生活道路

住宅地内の移動を確保する道路、住宅地内で通過交通が発生している道路

→歩行帯や路面のカラー舗装などにより歩行者に配慮した歩車共存の道路づくりを進める。

### ②歩行者ネットワークの形成

都市計画道路や河川などとも連携しながら、歩行空間の充実を図り、安全・快適な歩行者ネットワークを形成する。

#### ●主要な歩行者ネットワーク

[住宅地、集落地を回遊するネットワーク]

- ・市道 3・26・40・25・27・35 号線、饒波川線、豊見城宜保線、県道 7 号線・7 号線バイパス、県道 11 号線、県道 68 号線

[水辺のネットワーク]

- ・饒波川沿いの遊歩道と県道 11 号線バイパス

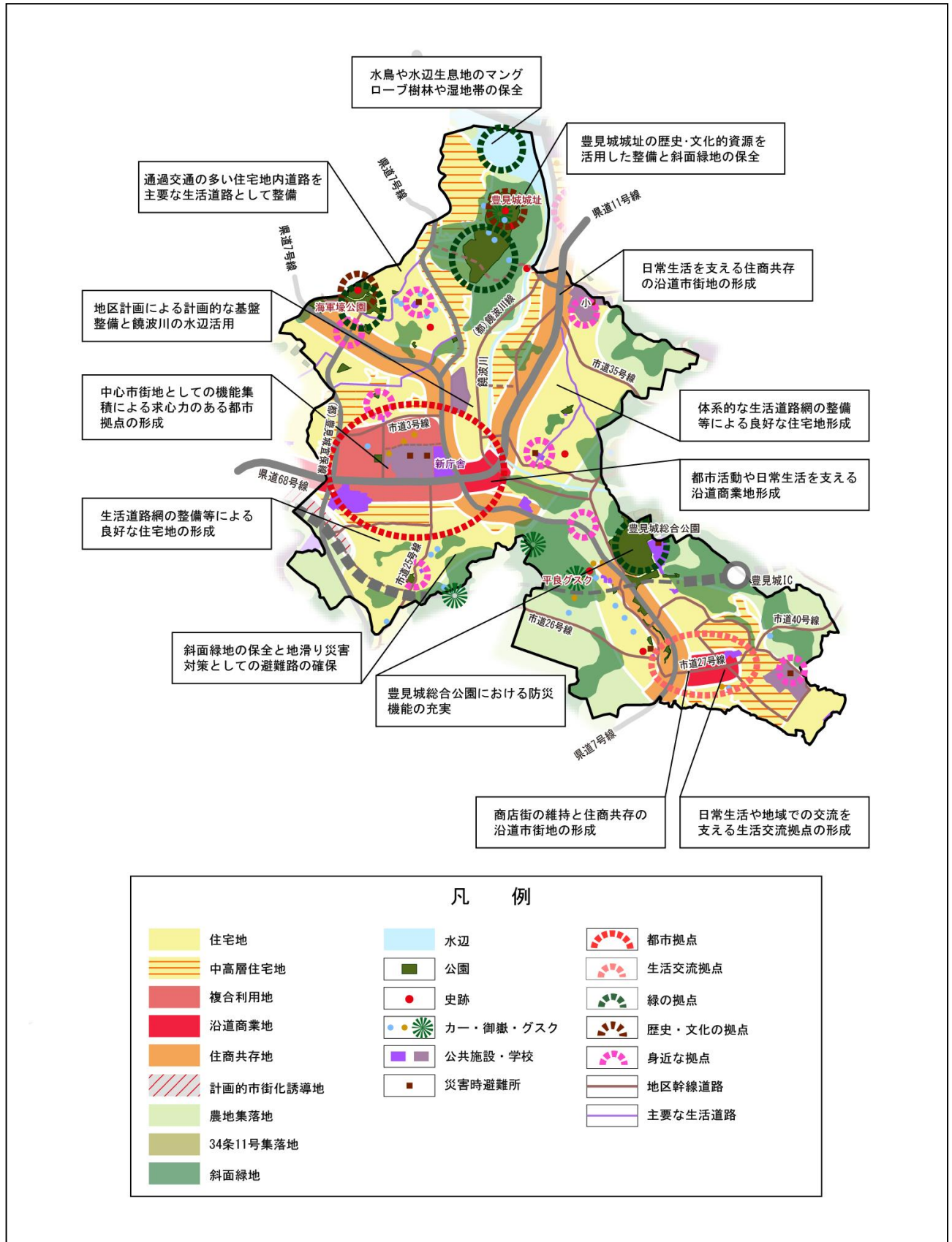
[その他のネットワーク]

- ・バス停「豊見城中学校前」を中心としたネットワーク
- ・バス停「団地入口」を中心としたネットワーク
- ・自転車道のネットワーク、通学路のネットワーク

### ③公共交通の充実

都市拠点、生活交流拠点、豊見城総合公園などへのアクセスや拠点間の移動を確保し、路線バスの運行水準の維持及びデマンドバスなどの導入について検討し、地域の公共交通の利便性向上に努める。

《中央地域 方針図》



地域別構想編

第7章

地域別方針

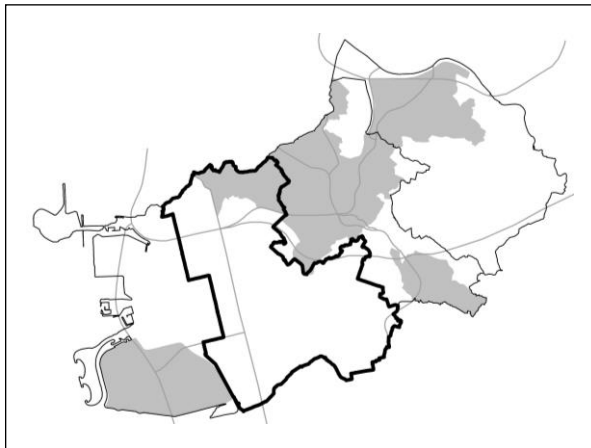
## 《地域の重点施策》

今後、本地域では、地域の日常生活の利便性・快適性向上に大きく寄与するものを推進する。その考え方において、今後実施を予定する重点施策を以下に整理する。

施策分野	重点施策	内容
道路・交通	那覇空港自動車道（那覇空港～豊見城・名嘉地 IC）	・那覇市や空港へのアクセス利便性向上や、自動車専用道路の利便性向上に向けた整備の促進
	県道 68 号線	・本市の中心市街地と周辺地域を連絡する東西交通の主要な軸として、利便性の向上に向けた 4 車線化の促進
	県道 11 号線	・本市の中心市街地と東部地域を連絡する東西交通の主要な軸として、利便性の向上に向けた 4 車線化の促進
	県道東風平豊見城線	・県道東風平豊見城線に連絡し、中心市街地と豊崎間のアクセス利便性の向上に向けた 4 車線化の促進
水・緑	豊見城城址	・豊見城城址の歴史・文化的資源を活用した整備と斜面緑地の保全
	海軍壕公園	・公園の緑地環境の維持・保全
	豊見城総合公園	・公園の緑地環境の維持・保全と防災公園機能の整備
	漫湖	・マングローブ林や湿地帯の保全と活用（ワイズユース）
	饒波川の親水空間整備	・遊歩道、多自然型護岸などによる河川空間整備の検討
その他	中心市街地の充実	・庁舎移転の推進

## 7-3 西部地域に関する方針

### (1) 地域の概況



区分	面積 (ha)	H28 人口 (人)
地域全体	577	13,681
市街化区域	56	4,667
市街化調整区域	520	9,014

※人口は住民基本台帳（H28.12）を元に算出

西部地域を構成する大字
我那覇、名嘉地、田頭、伊良波、座安、渡橋名、渡嘉敷、翁長、保栄茂

#### 《地域の現況》

- ・西部地域の地形は、国道 331 号沿道周辺の平野部と南東部の丘陵地で構成されている。
- ・道路網は、国道 331 号及び県道 231 号線が南北に縦断し、国道 331 号小緑バイパス及び県道 68 号線が東西に横断している。また、那覇空港自動車道の豊見城・名嘉地 IC が地域北部に位置している。
- ・地域北部の我那覇と名嘉地東部には、低層の戸建て住宅が基調の市街地が形成されている。国道 331 号は、那覇市と糸満市を結ぶ広域的な幹線道路として拡幅整備が進められており、沿道では市役所や商業・業務施設、工場・運輸施設、中高層の集合住宅などの立地がみられる。
- ・地域北部の住宅地は、豊見城宜保線と東西に連絡する道路の未整備、一部で下水道が未整備な状況にある。
- ・地域北部に田頭集落、丘陵地と平野部の境界に伊良波集落、座安集落、丘陵地に渡橋名集落、渡嘉敷集落、翁長集落、保栄茂集落が位置している。集落には、クサティ森などの斜面緑地やグスク、御嶽、カー、ウマイー、豊年祭、生年祝いなど、良好な自然環境、歴史・文化資源が残されている。
- ・渡橋名の南斜面には、基盤整備された良好な低層住宅地が形成されている。
- ・地域南東部では、中心市街地と豊崎を結ぶ県道東風平豊見城線の整備が進められている。
- ・地域西部の平野部、地域南西部の丘陵地周辺の平地にまとまりのある優良農地が広がっている。

## 《地域住民の意向》

[現在のまちづくりについて]

不満度 上位5つ	
1	防犯灯の整備や夜道の安全性
2	こどもの遊び場や公園の充実度
3	安全な避難路や避難場所のわかりやすさや充実度
4	地震や風水害などの対策の充実度
5	レジャー・スポーツ施設の充実度

[今後のまちづくりについて]

重要度 上位5つ	
1	防犯灯の整備や夜道の安全性
2	地震や風水害などの対策の充実度
3	安全な避難路や避難場所のわかりやすさや充実度
4	地域の生活道路の整備
5	医療・福祉施設の充実度

資料：H26 市民意向調査による問8の結果

## 《地域の主要課題》

- ・ 県との連携による国道 331 号拡幅整備の推進
- ・ 地域と本市の中心部を連絡する県道東風平豊見城線の整備推進
- ・ 県道 68 号線や県道東風平豊見城線等の幹線道路沿道及びその周辺における、計画的な土地利用の規制・誘導
- ・ 国道 331 号沿線及びその周辺における、道路の拡幅整備を見据えた広域都市交流軸にふさわしい計画的な土地利用の規制・誘導
- ・ 市街化調整区域の集落地（翁長集落、保栄茂集落など）における、伝統的な集落環境の維持・保全、地区計画などを活用した都市基盤の整備など、計画的なまちづくりの推進
- ・ 北部の市街地内における、道路、公園などの都市基盤の整備
- ・ 地域住民の交流や安全を支える環境（歩道環境、公園など）の充実
- ・ 既存住宅地や集落地における下水道の整備
- ・ 保栄茂グスクなど、歴史・文化的資源の保全・活用
- ・ 地域の基調となっている農村環境（優良農地、集落地、斜面緑地など）の保全

## (2) 地域の目標

### 《基本目標》

**都市圏軸を中心とした市街地の発展と  
多様な農村環境が共存する地域づくり**

### 《基本方向》

- 国道 331 号における広域交流が活発な都市圏軸の形成
- 東西交通軸の形成とこれらを活かした利便性の高い住環境の形成
- 地域資源（カー、御嶽、グスクなど）を活かした多様な交流空間の育成

## (3) 地域づくりの方針

目標の実現に向けて、次のような地域づくりと、重点施策に取り組む。

### 《土地利用に関する方針》

#### ①市街化区域での計画的な土地利用

地域北部の名嘉地及び我那覇、国道 331 号沿道を中心に市街地として位置づける。

市街地では、幹線道路沿道へ商業系の土地利用を展開しながら、その後背地の住宅地では良好な住環境の保全・充実を図る。

#### ●沿道商業地（県道 68 号線沿道）

- ・ 国道 331 号などの広域的な幹線道路と接続し、かつ都市拠点と連絡する幹線道路沿道の利便性を活かし、商業・業務施設、流通施設などの立地誘導を図り、中心市街地から連続し、日常生活を支える沿道市街地の形成を図る。

#### ●住商共存地（国道 331 号及び県道 231 号線沿道）

- ・ 那覇市などとの広域的な交流を支える幹線道路の利便性を活かし、商業・業務施設などこれと共存する集合住宅を含む多様な住宅の立地誘導を図り、広域的な日常生活を支える沿道市街地の形成を図る。
- ・ 広域都市交流軸にふさわしい沿道利用を誘導していくため、道路の拡幅整備に併せて、用途地域の変更、地区計画制度の活用に向けた検討を行う。

#### ●住宅地（住居系市街化区域を中心）

- ・ 地域の住宅地は、低層、低中層を基本とする。
- ・ 名嘉地、我那覇の市街地において、地区計画制度などにより生活道路網などの都市基盤整備を推進し、良好な住宅地の形成を図る。
- ・ 旧我那覇集落周辺の一部の下水道未整備区域では、下水道整備を推進する。
- ・ 伊良波、座安、渡橋名の旧集落地周辺において、道路や公園などの都市基盤整備を図りながら、市

道 12、13、25 号線を骨格とする良好な低層住宅地の形成を目指す。

- ・特に旧伊良波集落周辺においては、良好に維持されている伝統的な集落環境の保全に努めながら市街化を進める。
- ・国道 331 号沿道の住商共存地の後背地では、道路などの都市基盤の整備を図りながら、利便性の高い住宅地の形成を目指す。
- ・市道 10 号線周辺では、生活道路などの都市基盤整備を図りながら、良好な住宅地の形成を目指す。

### ②市街化区域外での計画的な土地利用

自然環境や優良農地の保全、既存集落での良好な住環境の保全を図りながら、幹線道路沿道の交通利便性や自然環境を活かした土地利用を進める。

#### ●計画的市街化誘導地（国道 331 号小祿バイパス、国道 68 号周辺、県道東風平豊見城線沿道）

- ・すでに商業・業務施設などの立地がみられる国道 331 号小祿バイパス沿道では、日常生活を支える都市機能の集積を図り、計画的に市街化を誘導する。
- ・県道 68 号線の沿道及びその後背地では、土地区画整理事業などにより道路などの都市基盤を整備しながら、日常生活を支える都市機能の集積や豊見城・名嘉地 IC の交通利便性を活かした業務・運輸施設などの立地を促進し、計画的に市街化を誘導する。
- ・県道東風平豊見城線沿道では、都市拠点と国道 331 号を連絡する交通利便性を活かし、都市的土地利用を計画的に誘導する。

#### ●集落地（田頭、渡嘉敷、翁長、保栄茂の既存集落地を中心）

- ・田頭、渡嘉敷、翁長、保栄茂の農村集落地においては、伝統的な集落環境を保全しながら、道路などの生活基盤整備に努める。

#### ●農地（農業振興地域農用地区域を中心）

- ・渡嘉敷、保栄茂、翁長に広がるまとまりのある優良農地は、地域の農業、治水、良好な住環境・景観を支える地域の資源として、積極的に維持・保全に努める。

#### ●緑地（市街地を縁取る斜面緑地、集落背後の斜面緑地）

- ・名嘉地、我那覇の旧集落地背後の斜面緑地は、市街地内の貴重な緑地として維持・保全に努めるとともに、周辺住宅地における急傾斜地の崩壊対策として、避難経路の確保などを図り、防災性の向上に努める。
- ・保栄茂グスク周辺は、歴史・文化的資源として活用を図りながら、一帯の斜面緑地の維持・保全に努め、公園整備などの事業化を検討する。
- ・伝統的な農村集落景観を支える渡橋名グスク、渡嘉敷グスクや翁長集落周辺の斜面緑地は、その維持・保全に努める。

## 《拠点に関する方針》

### ①都市活動や日常生活を支える拠点の形成

拠点については、地域の日常生活などを支える中心的な場として活用を図るべく、全体構想に基づき、機能充実を図る。

[歴史・文化拠点] . . . 保栄茂グスク周辺



## ②地域の暮らしに密着した「身近な拠点」の形成

地域の暮らしに密着した身近な拠点の充実を図り、都市拠点、生活交流拠点と連携して、日常生活の利便性向上などに努める。

身近な生活機能と交流機能（防災機能を含む）を有する拠点を「身近な拠点」と位置づけ、市街地、集落地の位置を踏まえバランスよく配置し、地域を支える身近な拠点として育成する。

### ●身近な生活拠点

庁舎移転後の跡地利用については有効活用を図るなど、交通利便性のよい場所に商業等の都市機能集積を誘導し、身近な生活拠点として育成する。

- [身近な生活拠点] …… 国道 331 号小祿バイパス沿道と市道 7 号線交差点周辺  
 …… 県道東風平豊見城線沿道の市役所周辺

### ●身近な交流拠点

教育施設の活用や、公民館などの環境改善、公園などのオープンスペースの活用などにより、地域内に 6 つの身近な交流拠点を育成する。また、これらの教育施設や公民館のうち、災害時避難所に指定されている施設では、その周辺の防災性を強化し、身近な防災機能として活用を進める。

- [身近な交流拠点] …… 我那覇公民館、公園、名嘉地公民館の周辺  
 …… 伊良波小・中学校、中央図書館、伊良波公民館の周辺  
 …… 座安小学校、座安公民館、渡橋公民館の周辺  
 …… 渡嘉敷集落センター、公園周辺  
 …… 保栄茂構造改造センター、公園周辺  
 …… 翁長公民館、公園周辺

## 《道路交通に関する方針》

### ①幹線道路の整備

都市圏・市の骨格をなす幹線道路や、これに接続する地域のための幹線道路の整備を図り、都市拠点や生活交流拠点にアクセスしやすい利便性の高い道路網を形成する。

#### ●都市圏・市の骨格をなす幹線道路

那覇空港自動車道（那覇空港～豊見城・名嘉地 IC）、国道 331 号、県道 231 号線、国道 331 号小祿バイパス、県道 68 号線、県道東風平豊見城線

#### ●地区幹線道路など

住宅地間の移動を確保する市道 4・13・25 号線、住宅地、集落地間の移動を確保する市道 6・8・10・21・24・26 号線、26 号線バイパスなど

→地域の骨格をなす幹線道路としての整備に併せて、日常の安全な移動を確保する歩道整備や街路灯の設置を図る。

#### ●主要な生活道路

住宅地内の移動を確保する道路、集落地の中心道路（市道 12・22・26 号線）など

→歩行帯や路面のカラー舗装などにより歩行者に配慮した歩車共存の道路づくり及び避難路の整備を進める。

## ②歩行者ネットワークの形成

都市計画道路や人工海浜、河川などとも連携しながら、歩行空間の充実を図り、安全・快適な歩行者ネットワークを形成する。

### ●主要な歩行者ネットワーク

[住宅地、集落地を回遊するネットワーク]

- ・市道 4・13・25 号線、市道 6・8・10・21・24・26 号線、26 号線バイパスなど、県道 68 号線、県道東風平豊見城線、国道 331 号小祿バイパス、国道 331 号

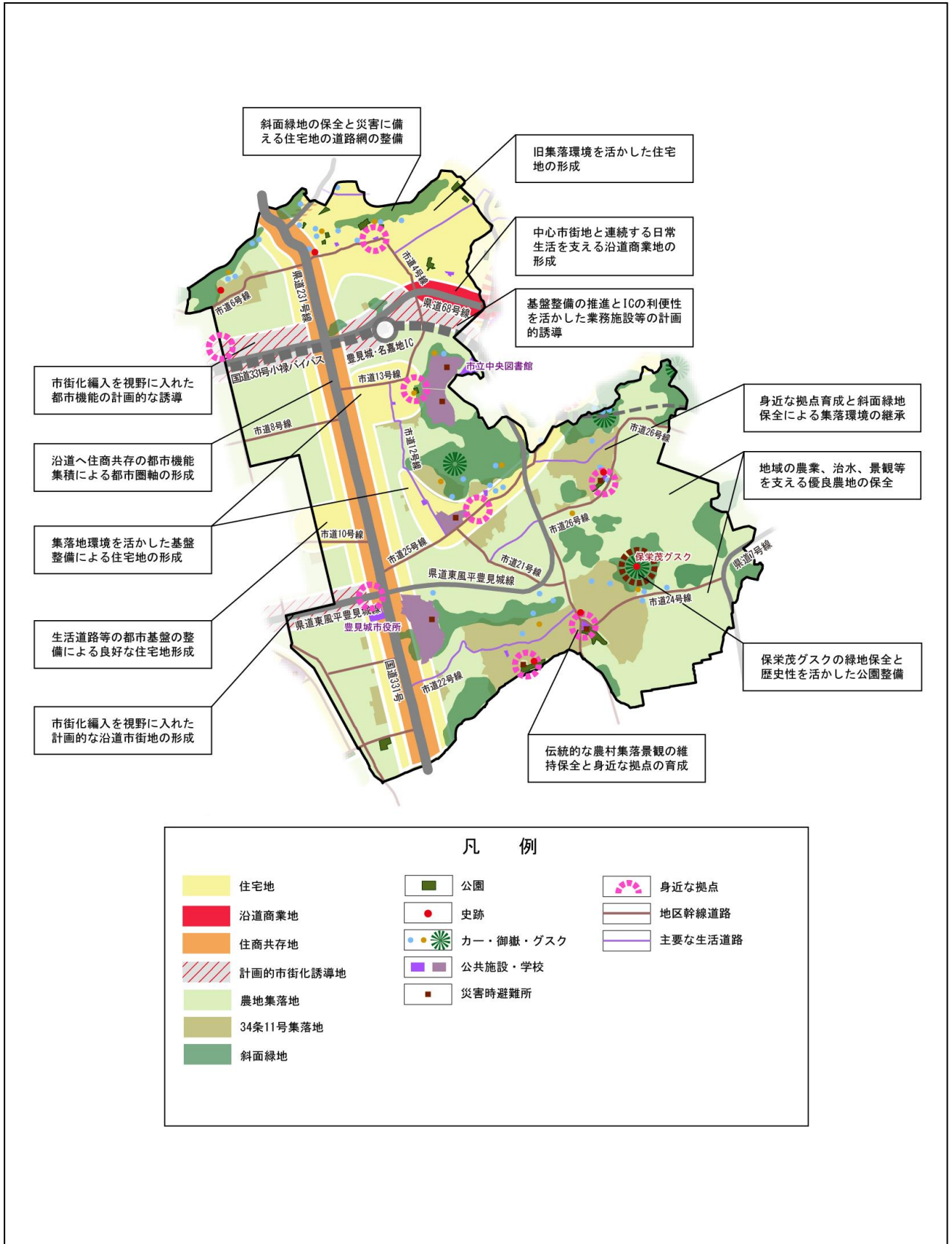
[その他のネットワーク]

- ・バス停「豊見城市役所前」を中心としたネットワーク
- ・自転車道のネットワーク、通学路のネットワーク

## ③公共交通の充実

住宅地、集落地から国道 331 号や都市拠点などへのアクセス利便性の向上を図るため、路線バスの運行水準の維持及びデマンドバスなどの導入について検討し、地域の公共交通の利便性向上に努める。

《西部地域 方針図》



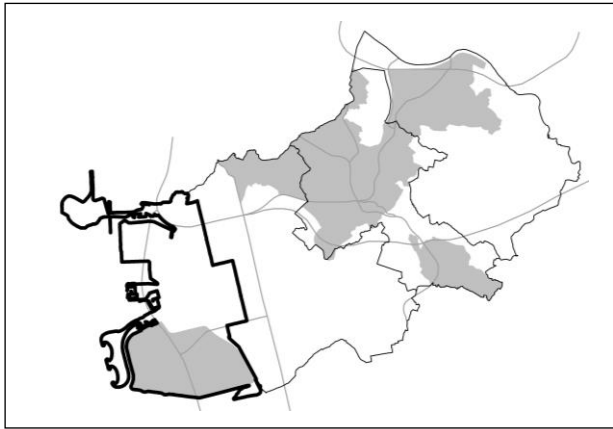
## 《地域の重点施策》

今後、本地域では、地域の日常生活の利便性・快適性向上に大きく寄与するものを推進する。その考え方において、今後実施を予定する重点施策を以下に整理する。

施策分野	重点施策	内容
道路・交通	那覇空港自動車道（那覇空港～豊見城・名嘉地 IC）	・那覇市や空港へのアクセス利便性向上や、自動車専用道路の利便性向上に向けた整備の促進
	国道 331 号	・那覇市や糸満市への利便性の向上や、本市の南北方向連絡の利便性向上に向けた 4 車線化の促進
	県道 68 号線	・本市の中心市街地と周辺地域を連絡する東西交通の主要な軸として、利便性の向上に向けた 4 車線化の促進
	県道東風平豊見城線	・中心市街地と豊崎間のアクセス利便性の向上に向けた 4 車線化の促進
水・緑	保栄茂グスク緑地の保全	・公園整備の事業化
その他	国道 331 号における広域交流の場となる都市圏軸の形成	・後背地を含めた沿道の基盤整備の検討と、沿道の商業・業務施設、集合住宅、後背地の住宅の計画的な立地誘導
	良好な住宅地の形成	・旧集落地環境と共存する住宅地整備（伊良波、座安、渡橋名）
	県道 68 号線沿道及び IC 周辺の市街化検討	・市街化編入を視野に入れた、基盤整備の推進、工業、流通・業務施設などの計画的な誘導手法の検討
	国道 331 号小緑バイパス沿道の市街化検討	・市街化編入を視野に入れた、商業・業務施設、流通施設などの計画的な誘導手法の検討
	県道東風平豊見城線沿道の市街化検討	・市街化編入を視野に入れた、商業・業務施設と集合住宅の計画的な誘導手法の検討

## 7-4 西海岸地域に関する方針

### (1) 地域の概況



区分	面積 (ha)	H28 人口 (人)
地域全体	362	6,918
市街化区域	142	4,779
市街化調整区域	220	2,139

※人口は住民基本台帳（H28.12）を元に算出

西海岸地域を構成する大字
瀬長、与根、豊崎

#### 《地域の現況》

- ・西海岸地域の地形は、海岸沿いに広がる平野部の瀬長、与根と、埋立地の豊崎で構成される。海岸には、自然豊かな瀬長島、与根漁港、豊崎の人工海浜が位置し、地区ごとに特徴ある海岸環境を有している。
- ・道路網は、地域西部を南北に沖縄西海岸道路が縦断し、国道 331 号小禄バイパス及び県道東風平豊見城線が地域北部と南部を東西に横断している。
- ・豊崎では市街地が形成されており、県道東風平豊見城線周辺には大規模商業施設が立地し、地域東部には計画的な戸建て住宅地及び中高層住宅地が整備されており、良好な市街地が形成されている。また、沖縄西海岸道路以西では、大規模な商業・業務施設や工場・運輸施設などの産業施設の集積が進行している。地域内には、海岸線に総合公園が、沖縄西海岸道路の東側に近隣公園が整備されている。
- ・瀬長、与根は、瀬長集落、漁村である与根集落を中心とした農村・集落地となっている。
- ・与根には、基盤整備された広大な優良農地が広がっており、本市の農業生産を牽引している。

## 《地域住民の意向》

[現在のまちづくりについて]

不満度 上位5つ	
1	防犯灯の整備や夜道の安全性
2	地震や風水害などの対策の充実度
3	安全な避難路や避難場所のわかりやすさや充実度
4	教育施設の充実度
5	公共交通（バス）の利用しやすさ

[今後のまちづくりについて]

重要度 上位5つ	
1	地震や風水害などの対策の充実度
2	安全な避難路や避難場所のわかりやすさや充実度
3	防犯灯の整備や夜道の安全性
4	周辺都市や地域をつなぐ幹線道路の整備
5	日常の買い物のしやすさ

資料：H26 市民意向調査による問8の結果

## 《地域の主要課題》

- ・ 県と連携した那覇空港自動車道（那覇空港～豊見城・名嘉地 IC）の円滑な整備、広域的な交通利便性を活かした地域活力の向上
- ・ 豊崎における、計画的な産業・観光機能などの誘致による低未利用地の有効活用
- ・ 与根ゴルフ場周辺地区などの有効活用など、広域的な交通利便性を活かした計画的な土地利用の誘導
- ・ 国道331号小禄バイパス沿道等の幹線道路沿道における計画的な土地利用の規制・誘導
- ・ 地区計画などの活用による、与根集落などの生活環境の向上に向けた都市基盤の整備など、計画的なまちづくり
- ・ バス利用の利便性向上など、公共交通の充実
- ・ 瀬長、与根における、公共下水道の整備
- ・ 自然海岸線や美しいサンゴ礁（イノー）を持つ瀬長島、与根漁港及び豊崎の人工海浜など、自然環境の保全とまちづくりへの有効活用
- ・ 瀬長グスクなど、歴史・文化的資源の保全・活用
- ・ 地域の基調となっている農村環境（優良農地、集落地、斜面緑地など）の保全
- ・ 与根集落の周辺における、津波災害時の避難路や避難場所の確保

## (2) 地域の目標

### 《基本目標》

**豊かな海洋資源と広域交通を活かした、  
海洋リゾートと新しい産業を発信する地域づくり**

### 《基本方向》

- 新しい都市拠点の形成と豊崎市街地の発展
- 海岸沿いの観光地、産業地の育成
- 美しい西海岸の水辺、瀬長島、農地・集落地の保全

## (3) 地域づくりの方針

目標の実現に向けて、次のような地域づくりと、重点施策に取り組む。

### 《土地利用に関する方針》

#### ①市街化区域での計画的な土地利用

豊崎、与根の埋立地、幹線道路沿道を中心に市街地として位置づける。

市街地では、幹線道路沿道を中心に商・工業系の土地利用を展開しながら、住宅地としての良好な環境の保全・充実を図る。

#### ●沿道商業地（豊崎の県道東風平豊見城線沿道）

- ・沖縄西海岸道路と接続し、かつ拠点間交流軸である幹線道路沿道の利便性を活かし、ロードサイド型の商業・業務施設、観光施設、レクリエーション施設などの集積を誘導し、都市拠点の核となる沿道商業地の形成を図る。

#### ●住宅地（住居系市街化区域を中心）

- ・豊崎東部の住宅地西側では、中高層住宅地を形成し、東側の戸建て住宅地とともに、良好な住宅地環境や景観の継続的な維持・保全に努める。
- ・市道 10 号線周辺に、生活道路などの都市基盤整備を図りながら、良好な住宅地の形成を目指す。

#### ●工業・産業地（工業系市街化区域を中心）

- ・豊崎西部に、沖縄西海岸道路などへのアクセス利便性を活かし、周辺住宅地との調和にも留意しながら、工業、流通・業務などの集積を誘導し、産業拠点となる専用性の高い工業・産業地の形成を図る。

#### ●海洋レクリエーション地（豊崎西部）

- ・良好な海浜環境を保全するとともに、市民が海と親しみ、県内外多くの人が集い憩えるような観光レクリエーションの場として、ホテル、商業施設、体験型施設などの観光関連施設の集積を図る。

## ②市街化調整区域での計画的な土地利用

自然環境や優良農地の保全、既存集落での良好な住環境の保全を図りながら、幹線道路沿道の交通利便性や自然環境を活かした土地利用を進める。

### ●既存工業地・産業誘導候補地（与根ゴルフ場周辺）

- ・土地区画整理事業などにより都市基盤整備を推進し、本市の産業振興を牽引する産業拠点として、那覇空港の近接性や沖縄西海岸道路の広域交通利便性を活かした工業、流通・業務、健康・医療施設などの新規集積の誘導を進める。

### ●海洋環境・レクリエーション地（瀬長島及び与根漁港、豊崎の人工海浜）

- ・瀬長島の自然海岸線や礁池（イノー）、歴史・文化的資源を有する丘陵地の斜面緑地を維持・保全するとともに、自然と調和する観光関連施設の整備を促進する。
- ・与根漁港において、漁業の営みと共存する観光資源の開発と関連施設の立地を目指す。
- ・豊崎の整備された海浜とこれに連続する総合公園の維持・保全及びレクリエーション関連施設の充実に努め、市民や来訪者の憩いの場となる土地利用を推進する。

### ●計画的市街化誘導地（国道 331 号小禄バイパス、県道東風平豊見城線沿道）

- ・すでに商業・業務施設などの立地がみられる国道 331 号小禄バイパス沿道では、日常生活を支える都市機能の集積を図り、計画的に市街化を誘導する。
- ・県道東風平豊見城線沿道では、都市拠点と国道 331 号を連絡する幹線道路沿道という種々の優位性を活かし、計画的に都市的土地利用を誘導する。

### ●集落地（瀬長、与根の既存集落地を中心）

- ・瀬長、与根の集落地においては、瀬長集落の斜面緑地の保全などにより、農漁村集落の良好な住環境の継承を図る。
- ・居住地の拡大がみられる与根集落周辺においては、生活道路、公園などの充実に図り、良好な住環境形成に努める。
- ・与根集落周辺では、津波災害時の避難場所の確保を目指すとともに、避難場所となる中高層建物が立地する国道 331 号沿道までの避難路の整備や周知を図る。

### ●農地（農業振興地域農用地区域を中心）

- ・与根の広大な優良農地は、地域の農業、治水、良好な集落環境・景観を支える貴重な地域資源として、市街化の方向性とも調整しながら積極的な維持・保全に努める。

### ●緑地（瀬長集落背後の斜面緑地、瀬長島の斜面緑地）

- ・瀬長集落背後の斜面緑地は、伝統的な集落環境を支え、保水・治山機能を担う緑地として、維持・保全に努める。
- ・歴史ある瀬長グスクを有する瀬長島の斜面緑地は、観光地としての魅力を高める緑地として、海洋資源と一体的な維持・保全に努める。



## 《拠点に関する方針》

### ①都市活動や日常生活を支える拠点の形成

拠点については、地域の日常生活などを支える中心的な場として活用を図るべく、全体構想に基づき、機能充実を図る。

- [都市拠点] …… 豊崎の沖縄西海岸道路と県道東風平豊見城線交差点周辺
- [産業拠点] …… 豊崎西部、与根ゴルフ場周辺
- [緑の拠点] …… 瀬長島
- [海洋レクリエーション拠点] …… 瀬長島、豊崎の人工海浜

### ②地域の暮らしに密着した「身近な拠点」の形成

地域の暮らしに密着した身近な拠点の充実を図り、都市拠点、生活交流拠点と連携して、日常生活の利便性向上などに努める。

身近な生活機能と交流機能（防災機能を含む）を有する拠点を「身近な拠点」と位置づけ、市街地、集落地の位置を踏まえバランスよく配置し、地域を支える身近な拠点として育成する。

#### ●身近な生活拠点

交通利便性のよい場所に商業集積等を誘導し、身近な生活拠点として育成する。

- [身近な生活拠点] …… 国道 331 号小禄バイパス沿道と市道 7 号線交差点周辺

#### ●身近な交流拠点

教育施設の活用や、公民館などの環境改善、公園などのオープンスペースの活用などにより、地域内に 3 つの身近な交流拠点を育成する。また、これらの教育施設や公民館のうち、災害時避難所に指定されている施設では、その周辺の防災性を強化し、身近な防災拠点として活用を進める。

- [身近な交流拠点] …… 豊崎小学校、豊崎自治会館、公園の周辺
- …… 与根公民館、公園、漁港の周辺
- …… 瀬長公民館、公園の周辺

## 《道路交通に関する方針》

### ①幹線道路の整備

都市圏・市の骨格をなす幹線道路や、これに接続する地域のための幹線道路の整備を図り、都市拠点や生活交流拠点にアクセスしやすい利便性の高い道路網を形成する。

#### ●都市圏・市の骨格をなす幹線道路

那覇空港自動車道（那覇空港～豊見城・名嘉地 IC）、沖縄西海岸道路、国道 331 号、県道 249 号線

#### ●地区幹線道路など

市街地内の主な移動を確保する市道 256・257・284・286・292 号線、集落地間の移動を確保する市道 6・7・8・10 号線

→地域の骨格をなす幹線道路としての整備に併せて、日常の安全な移動を確保する歩道整備や街路灯の設置を図る。

### ●主要な生活道路

市街地内の移動を確保する主要な区画道路、集落地の中心道路

→歩行帯や路面のカラー舗装などにより歩行者に配慮した歩車共存の道路づくりを進める。

### ②歩行者ネットワークの形成

都市計画道路や人工海浜などとも連携しながら、歩行空間の充実を図り、安全・快適な歩行者ネットワークを形成する。

### ●主要な歩行者ネットワーク

[住宅地、集落地を回遊するネットワーク]

- ・市道 6・7・8・10 号線、市道 257・284・286・292 号線、県道東風平豊見城線、国道 331 号小禄バイパス

[海浜と市街地を結ぶネットワーク]

- ・豊崎海浜公園の遊歩道と市道 292 号線、バス停「豊崎美ら SUN ビーチ前」

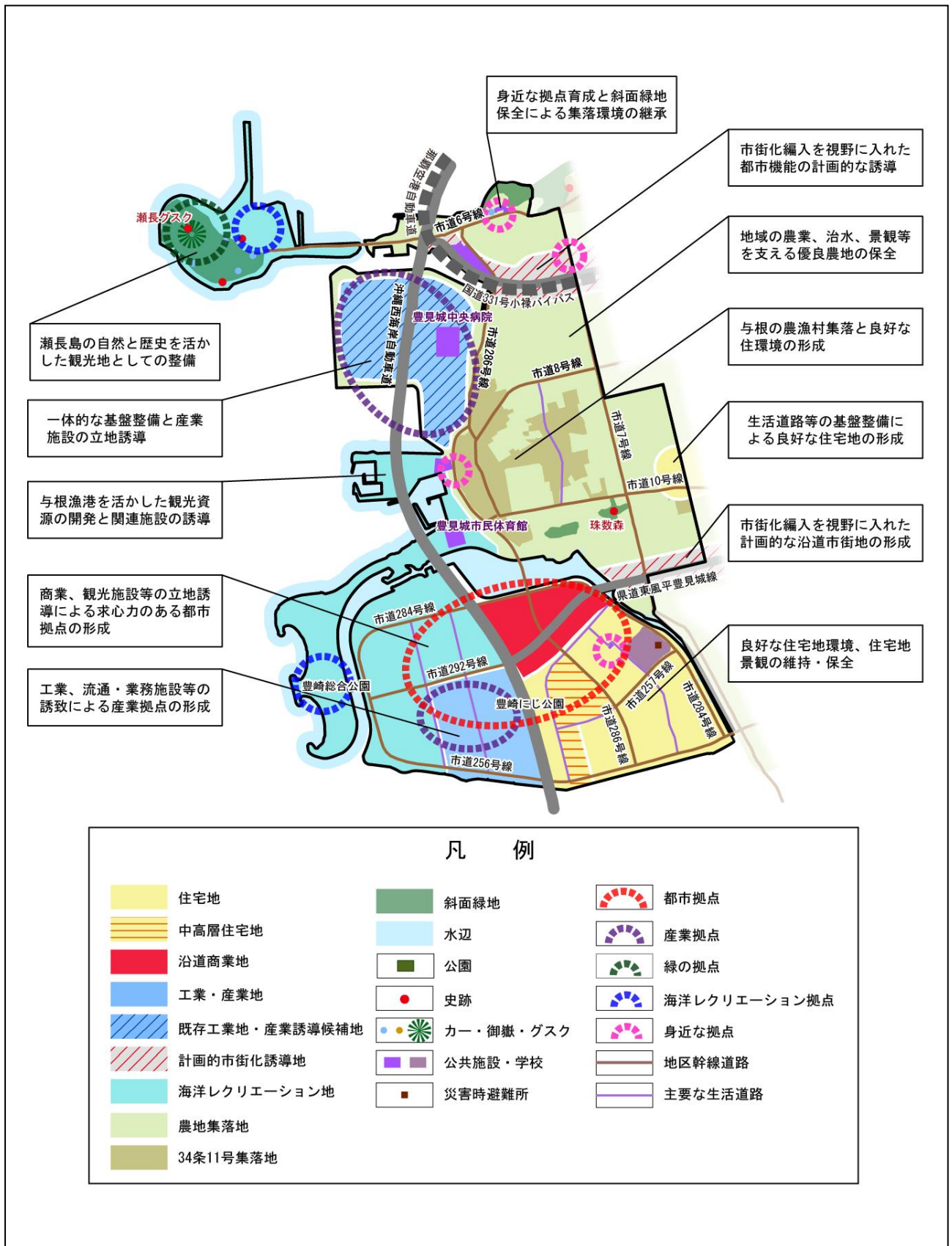
[その他のネットワーク]

- ・バス停「あしびなー」を中心としたネットワーク
- ・自転車道のネットワーク、通学路のネットワーク

### ③公共交通の充実

豊崎の都市拠点、産業拠点、与根の産業拠点への移動の確保、与根、瀬長の集落地における公共交通の利便性の向上を図るため、路線バスの運行水準の維持及びデマンドバスなどの導入について検討し、地域の公共交通の利便性向上に努める。

《西海岸地域 方針図》



地域別構想編

第7章

地域別方針

## 《地域の重点施策》

今後、本地域では、地域の日常生活の利便性・快適性向上に大きく寄与するものを推進する。その考え方において、今後実施を予定する重点施策を以下に整理する。

施策分野	重点施策	内容
道路・交通	那覇空港自動車道（那覇空港～豊見城・名嘉地 IC）	・那覇市や空港へのアクセス利便性向上や、自動車専用道路の利便性向上に向けた整備の促進
水・緑	瀬長島の保全・活用	・グスク周辺の緑地と海洋資源の保全、これらと調和した観光地としての環境整備の促進
その他	新たな産業拠点の形成	・与根ゴルフ場周辺の計画的な開発 ・新しい病院施設の整備促進
	国道 331 号小禄バイパス沿道の市街化検討	・市街化編入を視野に入れた、商業・業務施設、流通施設などの計画的な誘導手法の検討
	県道東風平豊見城線沿道の市街化検討	・市街化編入を視野に入れた、商業・業務施設と集合住宅の計画的な誘導手法の検討

# 《都市づくりの推進にあたって》



## 第8章 都市づくりの推進方策

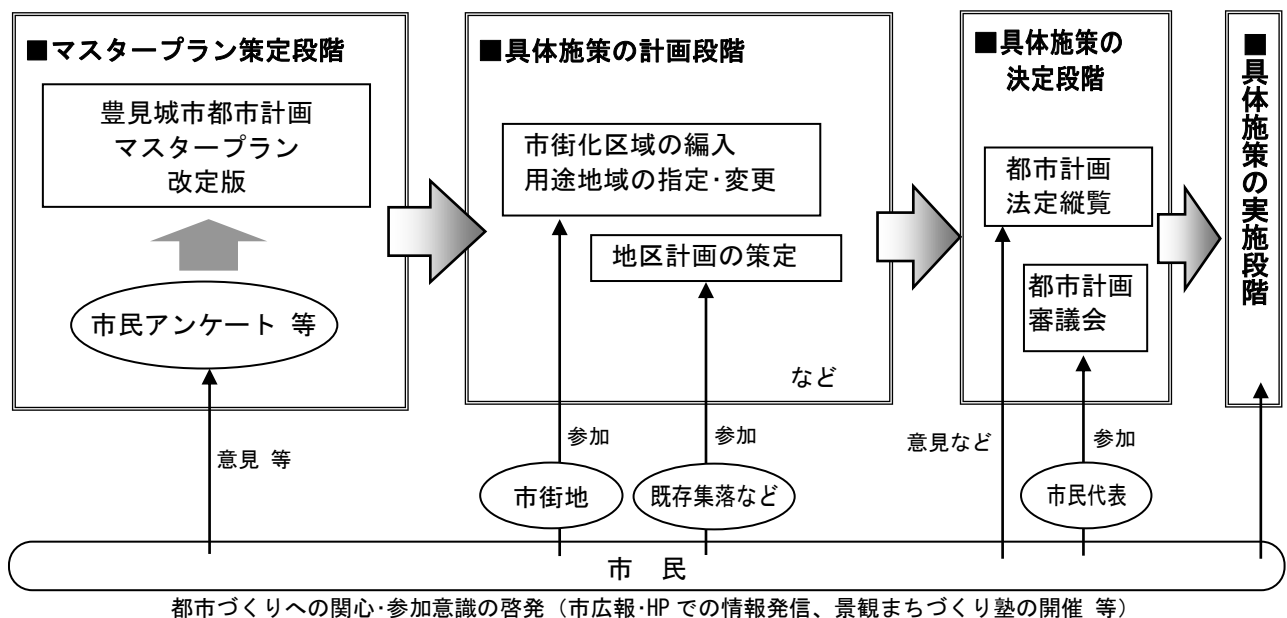
### 8-1 市民参加の都市づくり

#### (1) 継続的な市民参加

都市づくりは、計画を策定するだけでなく、計画に位置づけられた施策を実施し、まちの中で効果を示すまで、継続的に続くものである。市民参加についても同様であり、計画だけでなく、その後の都市づくりの様々な段階において、継続的に市民参加が進められることが重要である。

そのため本市では、下図のとおり、市民の都市づくりへの関心・参加意識を高めながら、各段階における市民参加を進める。

図表 都市計画施策に関する市民参加のイメージ



#### (2) 市民が主体となった取組の積極的な支援

都市計画という専門的技術領域について、市民が主体となった取組が進むよう、市民発意で実施すべき「地区計画」などについて、構想段階の勉強会から具体的な計画づくりまでアドバイザーを派遣するなどの支援体制を整備する。

## 8-2 施策の計画的な具体化

### (1) 施策毎の個別具体プランの策定

本プランは、あくまで都市づくりの基本的な方向性を定めたものである。そのため、部署間の調整のもと、施策に応じて個別の基本計画や具体の事業計画を定め、実施する区域・時期・主体や事業手法などを明らかにしながら都市づくりを推進する。

なお、新たに策定する個別具体プランについては、本プランとの整合を図るとともに、「豊見城市道路網整備計画」などの策定済の個別具体プランについては、本プランに基づき、必要な見直し・充実を行うこととする。

### (2) 都市計画施策の推進

施策の実施にあたっては、財政状況や実施効果などを踏まえた上で、計画的・効率的に推進をする必要がある。また、そのような観点に加え、都市づくりの課題や目標などの観点で、重要度の高い施策から優先的に進めていくことが必要である。

本市では、P2のとおり『市の自立性・求心力を高める都市づくり』と『広域都市圏の一体的な発展に貢献する都市づくり』を重要課題としており、これらを実現するための取組について、特に優先すべきと考えられる。

都市計画法に基づく施策としては、特に、以下が挙げられ、これらについて、財政状況や実施効果なども十分考慮しながら、計画的に進めていく。

#### 《市の自立性・求心力を高める都市づくりに関する都市計画施策》

- まちなみづくり（用途地域の変更、市街化編入、土地地区画整理事業等）
- 「地区計画」の適用・「市街化調整区域地区計画ガイドライン」の策定検討（計画的市街化検討地、既存集落等）

#### 《広域都市圏の一体的な発展に貢献する都市づくりに関する都市計画施策》

- 物流拠点の形成（市街化編入、地区計画等）
- 都市計画道路の県との連携による計画的な整備



## 8-3 都市計画マスタープランの進行管理

### (1) 計画的な進行管理

本プランは、10年後の平成38年を目標年次として都市づくりの方向性を示すものであるため、今後の各種施策や事業は社会経済情勢などを踏まえつつ計画的に取り組まれることになる。このため、施策・事業の進捗状況の管理や市民意識調査による効果の検証などにより、定期的に本プランの達成状況について評価・検証を行い、庁内関係各課の連携・調整のもと、計画的かつ適切にPDCAサイクルによって将来像の実現を目指す。

また、本プランのチェック（C）に当たっては、計画が硬直化しないよう、人口動向などの主要な数値指標の変化や上位計画の変更などの視点も踏まえて評価・検証を行う。なお、計画の進行管理に当たっては進捗状況を市民に公表し、理解と協力を得ながら実施する。

### (2) 都市計画マスタープラン見直しの考え方

本格的な少子高齢社会の到来や都市間競争の激化など、本市を取り巻く社会経済情勢は刻一刻と変化している。このため、時代の潮流や財政状況、市民のライフスタイルや価値観の変化などに応じて、重点的かつ効果的な投資を行うなど、都市づくりの施策・事業の進め方も柔軟に対応していくことが求められる。

都市の将来像や都市づくりの骨格となる取組は今後も原則として継承するが、都市計画マスタープランが実効性のあるプランとなるように、次のような視点で適宜見直しを検討する。

#### ①目標年次における見直し

本プランの目標年次である平成38年度には、それまでの経年変化を踏まえ、必要な見直しを行う。

具体的には、各種施策の進捗状況を確認しながら、今後のまちづくりに関する市民意識の高まりや市民ニーズの変化を踏まえつつ、次のステップを見据えた施策への展開を検討する。

#### ②上位計画などの変更に伴う見直し

県的那覇広域都市計画区域マスタープランなどの上位計画については、社会・経済情勢の変化に応じて定期的に見直しがされている。上位計画の見直しによって本プランの内容と大きな齟齬が生じた場合には見直しを検討する。特に、県的那覇広域都市計画区域マスタープランの見直し時点（平成32年度を予定）を想定する。